障がいのある方の

自 立 支 援 の し お り

令和７年度

長　野　県

しあわせ
信州

【編集・発行】
長野県健康福祉部障がい者支援課
〒380-8570　長野市大字南長野字幅下 692-２
電　話　026-235-7103
ＦＡＸ　026-234-2369
メール　shogai-shien@pref.nagano.lg.jp
※　この冊子に関しまして、ご意見・ご感想等がありましたら、上記までお寄せください。

目　　次

利用される皆様へ …… 1

1　手 帳 制 度

1　身体障害者手帳の交付を受けるには …… 3
　身体障害者障害程度等級表一覧 …… 4
2　療育手帳の交付を受けるには …… 9
3　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには …… 10
　精神障害者保健福祉手帳障害等級表 …… 11
4　信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度 …… 13

2　住 ま い（住宅）

1　住宅を建築するときは
　信州健康ゼロエネ住宅助成金（新築への助成） …… 15
　信州健康ゼロエネ住宅助成金（リフォームへの助成） …… 16
2　住宅を改良するときは …… 16
3　住宅を改修したときは …… 17
4　県営住宅へ入居するには …… 18
5　グループホームを利用するには …… 19

3　就 労 支 援

1　障害福祉サービス事業所を利用するには
　就労移行支援 …… 20
　就労継続支援Ａ型・Ｂ型 …… 20
2　共同作業所を利用するには
　障害者共同作業所 …… 20
　精神障害者小規模訓練施設 …… 20

4　手当・年金等

1　年金を受けるには
　障害基礎年金 …… 21
　障害厚生年金及び障害手当金 …… 22
　特別障害給付金 …… 23
　年金事務所一覧表 …… 24
　心身障害者扶養共済制度 …… 25
2　手当等を受けるには
　特別児童扶養手当 …… 26
　児童扶養手当 …… 28
　障害児福祉手当 …… 30
　特別障害者手当 …… 30
　福祉手当（経過措置） …… 31
　交通・災害遺児見舞金及び就職激励金 …… 31
　自動車事故重度後遺障害者介護料 …… 31

3　生活福祉資金の貸付けを受けるには ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

5　税　　金

1　国税に関する控除・非課税適用を受けるには
所得税に関する障がい者の所得控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
所得税に関する障がい者の控除（所得・医療費） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
少額貯蓄の利子等の非課税 ・・ 34
相続税に関する障害者控除 ・・ 35
贈与税の非課税 ・・ 35
消費税の非課税 ・・ 35
2　地方税：県民税、市町村民税等に関する控除・非課税を受けるには
県民税及び市町村民税に関する障がい者の所得控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
自動車税（環境性能割及び種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免・・・ 37
個人事業税の非課税 ・・ 39
障がい者を雇用する法人・個人事業者に対する事業税の不均一課税 ・・・・・・・ 39

6　在宅サービス

1　補装具の交付・修理を受けるには ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
2　軽度・中等度難聴児用の補聴器購入費用等の助成を受けるには ・・・・・・・・・・・・ 40
3　日常生活用具の給付・貸与を受けるには ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
4　居宅生活における支援（ホームヘルプサービス等）を利用するには
訪問系サービス（障害福祉サービス） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
5　地域生活支援事業等（市町村事業）
地域生活支援事業 ・・・ 43
地域生活支援促進事業 ・・ 45
6　施設での一時的介護等を利用するには
障がい児者等の短期入所 ・・・ 46
障がい児者等のタイムケア ・・ 46
地域活動支援センター ・・・ 46
7　外出時の付き添いが必要なときには
移動支援 ・・ 47
盲ろう者通訳・介助員派遣事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
8　手話通訳・要約筆記者を利用するには ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
9　身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の給付を受けるには ・・・・・ 48
10　通園等に係る交通費等の助成を受けるには ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
11　駐車禁止規制の適用除外を受けるには ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
12　放課後の遊びや生活の場を利用するには ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
13　積雪時の除雪が必要なときは（住宅除雪支援員の派遣） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
14　在宅で理容・美容サービスを受けるには ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
15　在宅で歯科診療を受けるには
在宅歯科医療連携室 ・・・ 51
在宅重度心身障がい児（者）の訪問歯科健診 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

7　施設サービス

1　入所施設を利用するには
障害者支援施設 …… 52
2　通所施設を利用するには
生活介護事業所 …… 52

8　医　　療

1　医療を受けるには
障がい者歯科診療 …… 53
難病についてのご相談は …… 53
2　医療費の助成を受けるには
更生医療・育成医療の給付 …… 54
精神障がい者の通院医療費給付（自立支援医療） …… 55
障がい者医療費給付 …… 55
小児慢性特定疾病医療費給付 …… 55
難病患者の医療費給付（特定医療費　国指定難病） …… 55
難病患者の医療費給付（特定疾病医療費　県指定難病） …… 56
難病患者の医療費給付（特定疾患治療研究事業） …… 56
先天性血液凝固因子障害等患者の医療費給付 …… 56
遷延性意識障害者医療費給付 …… 56
ウイルス肝炎医療費給付 …… 57
3　医療的ケア等のある通所施設等を利用するには
障がい児（者）施設訪問看護サービス事業 …… 57

9　発達に関すること（療育）

1　療育相談等を受けるには …… 58
2　通所による療育・訓練を受けるには
障がい児通所支援事業 …… 59
障がい児通園施設利用児療育支援事業 …… 59
障がい児（者）訪問看護サービス事業 …… 59
保育所（障がい児保育） …… 59
3　入所による保護・療育・訓練を受けるには
福祉型障害児入所施設（長野県信濃学園） …… 60
医療型障害児入所施設 …… 60
★　長野県信濃学園のご案内 …… 60

10　教　　育

1　教育についての相談を受けるには
教育相談 …… 61
市町村の就学相談 …… 61
2　視覚・聴覚障がい幼児が早期教育を受けるには …… 61
3　特別支援学校への入学について
視覚障がい児（者）に対する教育 …… 62

聴覚障がい児（者）に対する教育 …… 62
知的障がい児（者）に対する教育 …… 62
肢体不自由児（者）に対する教育 …… 63
病弱児（者）に対する教育 …… 63
4　特別支援学級について
知的障がい特別支援学級 …… 64
自閉症・情緒障がい特別支援学級 …… 64
5　就学奨励費を受けるには
就学奨励費 …… 64
6　総合教育センター・教育事務所一覧表 …… 65
7　特別支援学校一覧表 …… 65

11　社会生活力の向上

1　身体障害者更生相談室の巡回相談 …… 67
2　在宅重度身体障害者訪問診査 …… 67
3　音声機能障がい者発声訓練 …… 67
4　視覚障がい者社会生活訓練 …… 68
5　聴覚障がい者社会生活訓練 …… 68
6　精神障がい者支え合い活動支援事業 …… 68
7　精神保健福祉相談事業 …… 68
8　ヘルプマーク・ヘルプカードについて …… 69
★　長野県立総合リハビリテーションセンターのご案内 …… 71

12　働 く 場（雇用）

1　職業訓練を受けるには
ハロートレーニング（公的職業訓練） …… 73
盲人ホーム …… 73
2　就職をするには
自動車運転免許の取得 …… 73
障害者トライアル雇用事業 …… 74
3　障がい者を雇用する企業が助成を受けるには
障がい者雇用企業への助成 …… 74
県内公共職業安定所（ハローワーク）一覧 …… 75
4　職業訓練、相談、職場定着
長野障害者職業センター …… 76
工科短期大学校 …… 76
技術専門校 …… 76
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 …… 77
地域就労支援センター（Job サポ） …… 77
地域農福連携促進コーディネーター …… 78
障がい者ＩＴサポートセンター …… 78
障がい者短期トレーニング促進事業 …… 78
障害者就業・生活支援センター …… 79

13　各種割引制度

1　運賃等の割引を受けるには

鉄道運賃の割引 …… 80
バス運賃の割引 …… 82
タクシー運賃の割引 …… 82
航空旅客運賃の割引 …… 82
有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引 …… 83
２　郵便料金の免除・点字ゆうパック等の運賃の適用を受けるには
点字郵便物等の無料扱い …… 83
点字ゆうパック等の運賃 …… 84
３　青い鳥郵便葉書の無償配付を受けるには …… 84
４　ＮＨＫ受信料の免除を受けるには …… 85
５　携帯電話関連のサービスを受けるには
携帯電話の割引サービス …… 86
点字請求サービス …… 86

14　視覚障がい者、聴覚障がい者等の情報支援に関すること

１　情報の提供を受けるには
点字・声による即時情報の提供 …… 87
点字広報、テープ広報の発行等 …… 87
２　ＣＤ・ＤＶＤ・図書等を借りるには
点字図書、声の図書等の貸出 …… 87
録音テープの貸出 …… 87
字幕入りＤＶＤの貸出 …… 87
電子書籍の貸出…… 88
視覚障がい者専用電子図書館…… 88
３　ＮＴＴ関連のサービスを受けるには
無料電話番号案内（ふれあい案内） …… 89
ＦＡＸによるサービス …… 90
電話お願い手帳Ｗｅｂ版・アプリ版について …… 90
４　ヒアリングループ（磁気ループ）等について …… 91
５　電話リレーサービスについて …… 92
６　文字表示電話サービス（ヨメテル）について…… 92
★　長野県聴覚障がい者情報センターのご案内 …… 93

15　スポーツ・文化

１　スポーツ・行事開催一覧 …… 94
２　県立の文化施設、少年自然の家を利用するときは …… 95
３　県都市公園のスポーツ施設等を利用するときは …… 95
４　ボランティア活動・ＮＰＯ法人の設立について知りたいときは …… 95
５　パラスポーツ（障がい者スポーツ）の情報について知りたいときは …… 95
６　公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会のご案内 …… 96
★　長野県障がい者福祉センター（サンアップル）のご案内 …… 97

16　人権・選挙

１　人権に関わるご相談は
　長野県人権啓発センター　…… 100
　障がいを理由とする差別に関する相談窓口　……100
２　郵便等による不在者投票をするには　……101

17　権 利 擁 護

１　障がい者の虐待に関わるご相談は　…… 102
２　法的トラブルに関わるご相談は
　法テラス　…… 102
３　成年後見制度に関するご相談は
　成年後見支援センター　…… 103
４　日常生活自立支援事業　…… 104

18　消費生活に関すること

１　消費生活相談
　県消費生活センター　…… 105
２　金融機関におけるサービス　…… 105

19　相 談 窓 口

１　障がい福祉・保健・医療についてのご相談は
　保健福祉事務所一覧表（郡福祉事務所・保健所）　…… 106
　長野市保健所（保健・医療についてのご相談）　…… 106
　松本市保健所（保健・医療についてのご相談）　…… 106
　精神保健福祉センター（精神保健についてのご相談）　…… 106
　市福祉事務所一覧（障がい福祉についてのご相談）　…… 107
　障がい者総合支援センター　…… 108
　長野県医療的ケア児等支援センター　…… 109
２　18 歳未満の児童についての総合的なご相談は
　児童相談所(知的障害者更生相談所)一覧表　…… 110
３　高次脳機能障害についてのご相談は
　拠点施設一覧表　…… 110
４　地域における身近なご相談は　…… 110
５　障がい者虐待についての相談、通報は　…… 111
６　障がいを理由とする差別に関する相談窓口一覧　…… 117

20　主な障がい者関係団体　…… 122

利用される皆様へ

本書は、障がいのある方の生活を支援する各種福祉施策の内容を、原則として令和７年４月現在でまとめてあります。施策によっては変更される場合がありますので、詳細は最寄りの保健福祉事務所、市町村等の窓口にお確かめください。

また、手当や年金等の対象となる障がい程度は、制度ごとに個別に定められており、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳に記載されている等級と異なります。これらの制度の「該当する障がい程度」は目安を表したものですのでご注意ください。

該当する障がい程度の記載例（身体障がいの場合）

等級／障がい	１級	２級	３級	４級	５級	６級
視　覚	○	○				
聴　覚		△				
上　肢		△	△			

障害等級を示しています。

視覚障がい者のうち、１級及び２級の方が該当することを示しています。

聴覚障がい者のうち、２級の一部の方が該当することを示しています。

上肢障がい者のうち、２級及び３級の一部の方が該当することを示しています。

※「障害」の表記について

長野県では、「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記しております。

（ただし、法令の名称や用語、他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合等は除きます。）

信州あいサポート運動について

信州あいサポート運動とは

誰もが、多様な障がいの特性、障がいのある方への必要な配慮、障がいの有無にかかわらず共に生きる社会のあり方などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民の皆さんと一緒につくっていく運動です。

【あいサポートの名前】
「愛情」の「愛」、私の「Ｉ」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

【あいサポート運動のシンボルマーク】
シンボルマークのデザインは、障がいのある方を支える「心」を２つのハートを重ねることで表現しています。後ろの白いハートは、障がいのある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポーター）」の「S」を表現しています。

ベースとしている「橙色（だいだいいろ）」は、鳥取県出身で日本の障がい者福祉に尽力された糸賀一雄（いとがかずお）氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。

障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例について

（令和４年 10 月完全施行）

障がいのある人に対する差別をなくし、すべての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現を目指し、制定された条例です。

長野県は、条例の啓発活動に取組むことにより、障がいのある人が日常生活や社会生活をおくるうえで支障となる様々なバリア（社会的障壁）を取り除くことは社会の責務であり、社会全体の問題であるという「障がいの社会モデル」（注１）の考え方を広め、障がいのある人が安心して暮らせる社会を目指します。

条例のポイント
- ○　障がいのある人に対して、障がいを理由とした差別を禁止
- ○　民間事業者の「合理的配慮の提供」を義務化（法律に先がけ、令和４年 10 月１日から）
- ○　紛争解決のしくみ（あっせんを行う調整委員会の設置など）を整備

（注１）
社会モデルとは、「障がい」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によってつくり出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは、社会の責務であるという考え方です。

1　手 帳 制 度

1　身体障害者手帳の交付を受けるには

身

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。身体障害者福祉法によるサービス以外にも、電車、バス、飛行機（国内線に限る）等の交通機関の割引制度があります。

障がいの程度によって、１級～６級までに区分されます。

交付対象者	次の身体上の障がいがある方（いずれも一定以上で永続することが要件となります。） ・視覚障がい ・聴覚障がい ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい ・肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい） ・平衡機能障がい ・心臓機能障がい ・じん臓機能障がい ・呼吸器機能障がい ・ぼうこう又は直腸機能の障がい ・小腸機能障がい ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい ・肝臓機能障がい
必要書類	・身体障害者手帳交付申請書 ・指定医師による診断書・意見書 ・写真（縦４cm×横３cm、正面脱帽）
窓　口	市福祉事務所、町村障がい福祉担当課

＜手続きの流れ＞

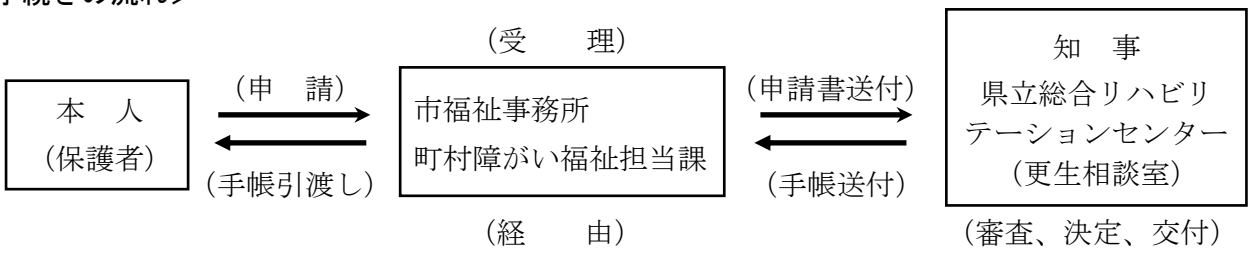

＜身体障害者障害程度等級表一覧＞

（ ▣ は、第１種身体障害者の範囲
□ は、第２種身体障害者の範囲 ）

級別	視覚障害	聴覚障害
１級	視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの	
２級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
３級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
４級	①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両眼開放視認点数が70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
５級	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
６級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） ②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

級別	肢　体　不　自　由	
	上　肢	下　肢
１級	①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの
２級	①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの ③一上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの
３級	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障害 ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパー関節以上で欠くもの ②一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの
４級	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障害 ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の１以上短いもの
５級	①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して５センチメートル以上又は健側の長さの15分の１以上短いもの
６級	①上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障害
７級	①一上肢の機能の軽度の障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②一下肢の機能の軽度の障害 ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④一下肢のすべての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して３センチメートル以上又は健側の長さの20分の１以上短いもの

級別	肢　体　不　自　由		
	体幹機能	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
		上肢機能	移動機能
１級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動･失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
２級	①体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動･失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
３級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動･失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
４級		不随意運動･失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
５級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動･失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
６級		不随意運動･失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
７級		上肢に不随意運動･失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級別	平衡機能障害	音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害	心臓機能障害	じん臓機能障害
１級			心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
２級				
３級	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
４級		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
５級	平衡機能の著しい障害			
６級				

級別	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
１級	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
２級				ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
３級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
４級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
５級					
６級					

２　療育手帳の交付を受けるには

知

療育手帳は、知的障がいがある方が一貫した療育・援助を受け、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。

知的障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス、飛行機（国内線に限る）等の交通機関の割引制度があります。

障がいの程度によって、Ａ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２に区分されます。

交付対象者	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方
必要書類	・療育手帳交付申請書 ・写真（縦４cm×横３cm、正面脱帽）
窓口	児童相談所、知的障害者更生相談所、市福祉事務所、町村障がい福祉担当課

【手続きの流れ】

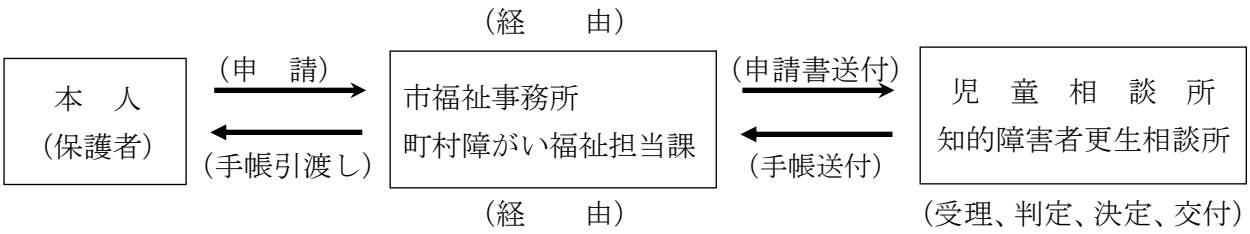

【障害の程度の区分表】

区分		知的障害			
		軽度	中度	重度	最重度
身体障害者	1～3級	B2	A2	A1	A1 障害児福祉手当該当程度
	4～6級 なし		B1		

標準化された知能検査による指数範囲

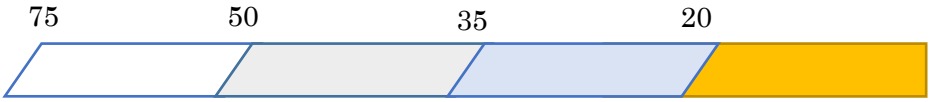

※ 程度決定については、知能指数と日常生活の自立度を加味して総合的に判定する。

「標準化された知能検査による指数範囲」欄の数と傾斜は「おおむね」の意味をもつ。

３　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには

精

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にある方が様々な福祉的施策を利用するために必要な手帳です。

障がいの程度によって、１級、２級、３級に区分されます。

交付対象者	精神疾患（知的障がいのみ該当する場合を除く）を有しているために、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
必要書類	・障害者手帳申請書 ・医師の診断書又は精神障害を支給事由とする年金証書の写し等 ・写真（縦４㎝×横３㎝、正面原則脱帽）
窓　口	市町村障がい福祉担当課

＜手続きの流れ＞

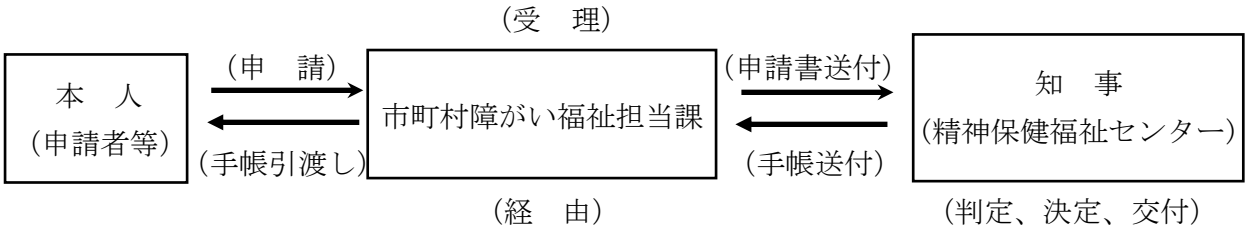

＜精神障害者保健福祉手帳障害等級表＞

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
１級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	１　統合失調症によるものにあっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 ２　気分（感情）障害によるものにあっては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 ３　非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記１、２に準ずるもの。 ４　てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの。 ５　中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神病神経状が高度のもの。 ６　器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの。 ７　発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの。 ８　その他の精神疾患によるものにあっては、上記の１～７に準ずるもの。	１　調和のとれた適切な食事摂取ができない。 ２　洗面、入浴、更衣、清掃などの身辺の清潔　保持ができない。 ３　金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 ４　通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 ５　家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 ６　身辺の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 ７　社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 ８　社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会活動に参加できない。 （上記１～８のうちいくつかに該当するもの）
２級 （精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	１　統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 ２　気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 ３　非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記１、２に準ずるもの。 ４　てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 ５　中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神神経症状があるもの。 ６　器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの。 ７　発達障害によるものにあっては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの。 ８　その他の精神疾患によるものにあっては、上記の１～７に準ずるもの。	１　調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 ２　洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は援助なしにはできない。 ３　金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 ４　通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 ５　家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 ６　身辺の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 ７　社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 ８　社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会活動への参加は援助なしにはできない。 （上記１～８のうちいくつかに該当するもの）

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
３級 （精神障害であって日常生活、若しくは社会生活が制限を受けるか又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	１　統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 ２　気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの。 ３　非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記１、２に準ずるもの。 ４　てんかんによるものにあっては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 ５　中毒精神病によるものにあっては、認知症は著しくないが、その他の精神神経症状があるもの。 ６　器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの。 ７　発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの。 ８　その他の精神疾患によるものにあっては、上記の１～７に準ずるもの。	１　調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことはできるがなお援助を必要とする。 ２　洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 ３　金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。 ４　規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。 ５　家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 ６　身辺の安全の保持や危機的状況での適切な対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 ７　社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 ８　社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 （上記１～８のうちいくつかに該当するもの）

４　信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度

身　知　精

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。

＜利用証の種類・利用できる駐車場＞

利用証は、申請者の状況に応じて、車いす使用者用の利用証または車いす使用者以外の利用証のいずれかを交付します。利用証は、この制度に賛同する協力施設の、専用の案内表示のある駐車区画で利用できます。

	利用証	優先駐車区画	案内板
車いす使用者		既存の車いすマークの駐車区画 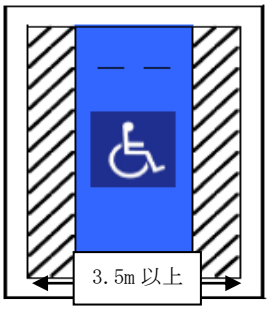	
車いす使用者以外（障がい者等優先駐車区画）		既存の出入口付近の通常区画 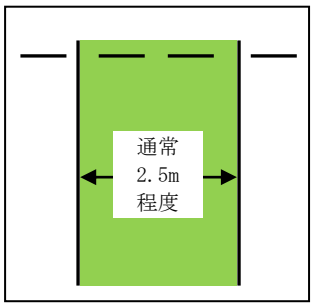	

＜申請方法＞

	持ち物	窓　口
窓口での申請 ※原則、即時交付	・障がい等の状況がわかる書類 （身体障害者手帳等） ・代理人が申請する場合は、本人確認のため、身分証を持参してください。	・市町村、 ・県内 10 カ所の保健福祉事務所
郵送による申請 ※１～２週間程度で交付	・交付申請書 （長野県ホームページからダウンロード） ・障がい等の状況がわかる書類の写し （身体障害者手帳等の写し） ・返信用の 140 円切手（利用証を郵送するための返信用切手を同封してください。）	県庁地域福祉課 （連絡先は次ページ参照）

＜利用証の交付対象者・有効期間＞

			１級	２級	３級	４級	５級	６級	有効期間
身体障がい	視　覚		○	○	○	○			発行日から５年以内
	聴　覚		○	○	○				
	ろうあ		○	○	○				
	平　衡		○	○	○	○	○		
	上　肢		○	○					
	下　肢		○	○	○	○	○	○	
	体　幹		○	○	○	○	○		
	脳原性	上肢機能	○	○					
		移動機能	○	○	○	○	○	○	
	内臓機能		○	○	○	○			
知的障がい	療育手帳所持者で障害程度欄がＡ１、Ａ２の者								
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳が１級の者								
発達障がい	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者								
難　病	特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者、長野県特定疾病医療受給者、先天性血液凝固因子障害等医療受給者　小児慢性特定疾病医療受給者								
高齢者	介護保険の要介護状態区分が要介護１以上の者								発行日から２年以内
妊産婦	母子健康手帳を取得した者								母子健康手帳の取得から出産後２年の間
その他けが人または病気等	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者								医師の診断書等による必要期間以内（最長で発行の日から１年以内）

＜利用までの流れ＞

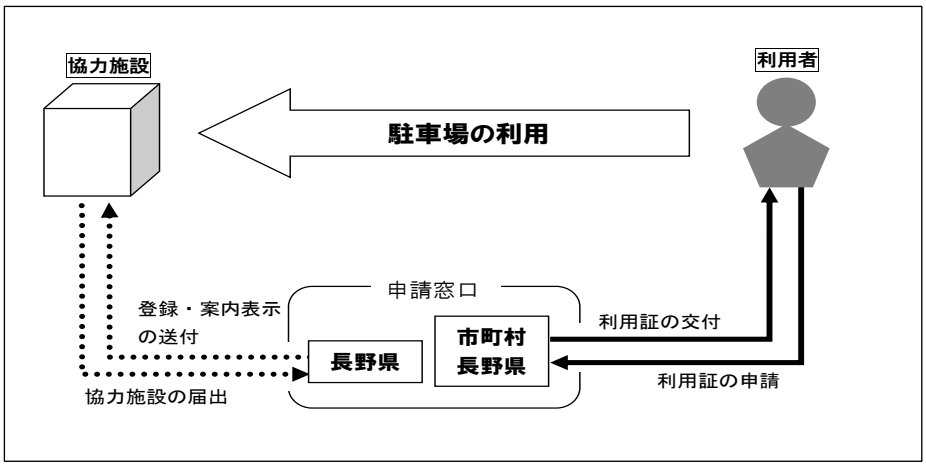

お問い合わせ先	県庁　健康福祉部地域福祉課 電話：026-235-7114　　FAX：026-235-7172 E-mail：parking-p@pref.nagano.lg.jp

2　住 ま い（住宅）

1　住宅を建築するときは

（1）信州健康ゼロエネ住宅助成金（新築への助成）

「信州健康ゼロエネ住宅指針」に適合する、高い断熱性能等を有し、県産木材を活用した新築住宅に対して助成します。

＜助成対象者・住宅等＞

<table>
<tr><td colspan="2">対象者</td><td colspan="2">県内に自己の居住用の住宅を新築する方</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">対象住宅

※右表の基準を満たす木造住宅
（基本要件は必須）</td><td>基本
要件</td><td>○ゼロエネ住宅指針の各基準に適合（外皮性能※1(U_A値)）
・最低基準　４地域:0.5以下(W/㎡･K)
・推奨基準　４地域:0.34以下(W/㎡･K)
・先導基準　４地域:0.23以下(W/㎡･K)
○ゼロエネ住宅指針の「最低基準」に適合
・一次エネルギー消費量　基準値から２割以上削減
・太陽光発電設備等※2　原則設置
・県産木材使用　３㎥以上または仕上材30㎡以上
・耐震性能　壁量 1.25 倍</td></tr>
<tr><td>加算
要件</td><td>①県産木材を使用　６割相当又は８割相当
②太陽熱利用給湯システムの導入　③蓄電池の設置
④V2H充放電設備の設置
⑤地中熱ヒートポンプシステムの導入
⑥伝統技能の活用　⑦県が定めるゼロエネルギー達成
⑧長期優良住宅認定</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">助成額</td><td colspan="2">最大 先導基準※3　200 万円（160 万円※4）
推奨基準※3　180 万円（140 万円※4）
最低基準※3　100 万円（ 60 万円※4）</td></tr>
<tr><td>基 本</td><td>先導基準※3　130 万円（120 万円※4）
推奨基準※3　110 万円（100 万円※4）
最低基準※3　30 万円（ 20 万円※4）</td></tr>
<tr><td>加 算</td><td>①　10万円又は20万円
②、③、⑤、⑥及び⑧ 各 10 万円　④ 15 万円　⑦ 20 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">窓　口</td><td colspan="2">県庁建築住宅課（電話番号 026-235-7339、FAX 026-235-7479）、
長野県住宅供給公社（電話番号 026-227-4322、FAX 026-227-4190）</td></tr>
</table>

※1　省エネ地域区分による（県内２地域から５地域）

※2　木質バイオマス暖房設備（薪ストーブ等）を含む

※3　外皮性能が「先導基準」、「推奨基準」又は「最低基準」に適合

※4　太陽光発電設備等非設置の場合

（２）信州健康ゼロエネ住宅助成金（リフォームへの助成）

ゼロエネに資する省エネルギー化リフォーム工事費の一部を助成します。

＜助成対象者、金額等＞

<table>
<tr><td colspan="2">対象者</td><td colspan="2">県内に居住している方又は県外から県内に移住される方</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>ZEH化リフォーム</td><td>健康省エネリフォーム</td></tr>
<tr><td colspan="2">必須要件</td><td>住宅全て又は部分が以下に適合
〇外皮性能がゼロエネ住宅指針の各基準に適合
〇一次エネルギー消費量の削減量がゼロエネ住宅指針の最低基準に適合</td><td>次のいずれかの改修
・浴室及び脱衣室又は寝室の断熱改修
・住宅部分全体の外気等に接する床、天井又は屋根の断熱改修</td></tr>
<tr><td rowspan="2">助成額</td><td></td><td colspan="2">総工事費の20％</td></tr>
<tr><td>最大</td><td>140万円</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">助成対象となる工事</td><td colspan="2">断熱改修、再生可能エネルギー設備導入（太陽光・蓄電池除く）、バリアフリー、県産木材使用、伝統技能</td></tr>
<tr><td colspan="2">窓　口</td><td colspan="2">県庁建築住宅課（電話番号026-235-7339、FAX 026-235-7479）、長野県住宅供給公社（電話番号026-227-4322、FAX 026-227-4190）</td></tr>
</table>

２　住宅を改良するときは

身

身体障がいのある方が日常生活の一部を自力で行えるよう、浴室、台所、便所、洗面所等を整備改善する場合に補助します。

＜利用できる者等＞

利用できる者	65 歳未満の身体障がい者（身体障害者手帳１～６級所持者）のいる世帯であって、前年の所得税額の合算額が８万円以下の世帯。ただし、身体障害者手帳４～６級所持者については、独居者又は常時介護する者がいない方。
補助限度	70 万円と対象経費とを比較していずれか少ない額
自己負担額	補助限度額の 10 分の１（千円未満切り上げ）
窓　口	市町村障がい福祉担当課（中核市を除く）

３　住宅を改修したときは

ア　住宅ローン等で自己が所有し、自己の居住の用に供している家屋について、下記のいずれかのバリアフリー改修工事を含む増改築等を行った場合、一定の要件に当てはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。住宅借入金等特別控除を受けた場合には、所得税から控除しきれなかった控除額は、住民税から控除（限度額があります）されます。

イ　自己の所有する家屋について、下記のいずれかのバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋をその人の居住の用に供したときは、一定の要件の下で住宅特定改修特別税額控除を受けることができます。

※　上記ア、イの要件のいずれにも該当する方は、選択によりいずれか一つの控除の適用を受けることになります。

＜対象工事＞

以下の①～⑧のいずれかに当てはまるバリアフリー改修工事を含む増改築等で、その当てはまることについて申請により建築士等が発行する「増改築等工事証明書」により証明がなされたものであること。

①通路又は出入口の拡幅　②階段の勾配の緩和　③浴室改良　④便所改良　⑤手すりの取付　⑥床の段差の解消　⑦引き戸への取替工事　⑧床表面の滑り止め化

＜控除額の算出方法＞

	住宅借入金等 特別控除	バリアフリー改修工事等に係る 住宅特定改修特別税額控除
控除額	A×0.7%	B×10%+C×５%
控除の最高額	14 万円	20 万円
控除期間	10 年間	1 年間
住宅ローンの 返済期間の要件	10 年以上	－
改修工事費用の要件 （注）	100 万円超	バリアフリー改修工事等に係る 標準的な費用の額が 50 万円超

A＝住宅ローン等の年末残高（限度額 2,000 万円）

B＝バリアフリー改修工事の標準的な費用の額

C＝次の(1)、(2)のいずれか低い金額（1,000 万円からＢの金額を控除した金額を限度）

(1)　次のイとロの合計額

イ　バリアフリー改修工事の標準的な費用の額のうち控除対象限度額を超える部分の額

ロ　バリアフリー改修工事と併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用の額

(2)　バリアフリー改修工事の標準的な費用の額

注　改修工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受ける場合は、その額を差し引きます。

※上記にあわせ固定資産税の減額措置も受けられます（市町村税務担当課）

住宅特定改修特別税額控除が利用できる方（右のいずれかに該当）	①50歳以上の者 ②介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受けている者 ③所得税法上の障害者である者 ④高齢者等（②もしくは③に該当する方または年齢が65歳以上である方）である親族と同居を常況としている者 ※50歳、65歳及び同居の判定は、居住年の12月31日の現況によります。
窓　口	税務署

４　県営住宅へ入居するには

身　知　精

＜入居資格＞
・世帯の収入月額が 21 万４千円以下であること
（収入とは、公営住宅法施行令の定めにより算出した額です。以下に同じ。）
・持ち家がないなど、住宅にお困りであること
・暴力団員でないこと

障がいをお持ちの方で日常生活上支障のない方は、単身での入居が可能です。

＜優先入居＞
下記世帯は県営住宅の入居にあたり、**入居者の決定が抽選によることとなった場合、抽選回数を２回とする優先入居の対象**となります。

＜優先入居対象世帯＞
申込者本人又は同居する親族に、以下の障がい程度に該当する者がいる世帯

区分	障がいの程度	
申込者 又は 同居親族	身体障がい	１級・２級・３級・４級
	知的障がい	Ａ１・Ａ２・Ｂ１
	精神障がい	１級・２級

＜その他＞

家賃の減免	収入月額が県の規則で定める一定の基準以下の場合、家賃減免の対象となります。 減免額：家賃の３分の１又は２分の１の額
その他	常時車いすを使用している方向け仕様の特定目的住宅 （身体障がい者向け住宅）があります。
窓　口	建設事務所建築担当課、長野県住宅供給公社
備　考	市町村にも同様の制度がある場合があります。 市町村公営住宅担当課へご相談ください。

５　グループホームを利用するには

身　知　精　難

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において食事、入浴、排せつ等の介護、相談その他日常生活上の援助を行います。

利用者負担	ア　所得に応じて負担額が異なります。詳しくは市町村にお問い合わせください。 イ　事業者が利用者から徴収できる経費として、次の費用があります。 ・家　賃 ・食材料費 ・光熱水費 ・日用品費等 ※　生活保護又は低所得の世帯の場合、月額１万円を限度として家賃助成があります。
施設の所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム＞健康・医療・福祉＞福祉一般＞社会福祉法人・施設＞社会福祉施設名簿
窓　口	市町村障がい福祉担当課

3　就　労　支　援

1　障害福祉サービス事業所を利用するには

（1）就労移行支援

身　知　精　難

一般企業などへ就労を希望する障がいのある方に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

利用できる方	原則として 65 歳未満の方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識、技術の習得や就労先の紹介などの支援が必要な方
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。 詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設>社会福祉施設名簿
窓　口	市町村障がい福祉担当課

（2）就労継続支援Ａ型・Ｂ型

身　知　精　難

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに、就労及び能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

雇用契約を結び利用するＡ型と、雇用契約を結ばないで利用するＢ型に分類されます。

利用できる方	（就労継続支援Ａ型） 企業などに就労することが困難であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な方 （就労継続支援Ｂ型） 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかなかった方や、一定年齢に達している方で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される方
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。 詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設>社会福祉施設名簿
窓　口	市町村障がい福祉担当課

2　共同作業所を利用するには

身　知　精　難

（1）障害者共同作業所

心身障がい者や老人等に就労又は技能習得の機会を提供し、社会生活への適応性を高めるための各種相談や作業訓練等を通所の方法により行う施設です。

（2）精神障害者小規模訓練施設

回復途上にある精神障がい者に通所による生活指導・作業訓練を実施し、社会復帰の促進を図る施設です。

※（1）（2）とも、平成 19 年度から市町村単独事業になっています。

窓　口	市町村障がい福祉担当課

4　年金・手当等

1　年金を受けるには

（1）障害基礎年金

身　知　精

＜次の要件をすべて満たす人に支給＞

ア　初診日に関する要件	初診日において次の（1）又は（2）に該当すること。 （1）　国民年金の被保険者であること （2）　被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60 歳以上 65 歳未満であること
イ　障害認定日に関する要件	障害認定日（原則として初診日から起算して１年６月を経過した日）においてその傷病により国民年金法施行令別表で定める１級又は２級の障害の状態に該当すること。
ウ　保険料納付要件	初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の３分の２以上あること。 または、初診日が令和８年（2026 年）４月１日前の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の１年間に保険料未納期間がないこと（初診日において 65 歳以上の者は除く）。
備　考	20 歳前の初診日にかかる障害については、上記ア、イの要件に該当しなくても 20 歳以降にイの障害状態にあれば支給されます。

※　障害認定日において、イの障害状態にない人が事後において、イの障害状態になった場合にも支給されます。

ただし、65 歳の誕生日の前々日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至った人に限ります（65 歳の誕生日の前々日までに請求することが必要です）。

＜年金額＞　　（）内は昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれ

令和７年度	１級		1,039,625 円（1,036,625 円）
	２級		831,700 円　（829,300 円）

※　障害基礎年金の受給権者と生計を同一にしている子（18 歳に達した日以後の最初の３月 31 日までの間にある子及び 20 歳未満で１級・２級の障害の状態にある子に限る）がいる場合は、子の人数に応じて次の額が加算されます。

加算額（令和７年度）	１人目及び２人目の子	１人につき 239,300 円
	３人目以降の子	〃　79,800 円

＜支給制限＞

初診日が20歳前の傷病による障害基礎年金又は昭和61年4月に障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金、平成6年法に該当することにより支給される障害基礎年金を受給している人は、所得により支給が制限されます。

また、他の公的年金を受けることができる場合にも支給が制限されることがあります。

（２）障害厚生年金及び障害手当金

身 精

＜次の要件をすべて満たすものに支給＞

ア　厚生年金加入中に初診日（初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること。

イ　初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに厚生年金、国民年金又は共済組合の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が３分の２以上あること。

　ただし、初診日が令和８年（2026 年）４月１日前の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の１年間に保険料未納期間がないこと（初診日において 65 歳以上の者は除く）。

ウ　障害認定日（原則として初診日から起算して１年６か月を経過した日）において、その傷病により国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態に該当すること。

※　障害認定日において、ウの障害の状態にない人が事後において、ウの障害状態になった場合にも支給されます。ただし、65 歳の誕生日の前々日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至った人に限ります（65 歳の誕生日の前々日までに請求することが必要）。

＜支給額（年金額）＞（令和７年度）　　（　）内は昭和 31 年４月１日以前生まれ

	障害厚生年金	障害基礎年金
１級障害	報酬比例の年金額×1.25 生計を維持する 65 歳未満の配偶者がいる場合 配偶者加給年金額　239,300 円	1,039,625 円（1,036,625 円） 子の加算 ２人まで　１人　239,300 円 ３人目から １人　79,800 円
２級障害	報酬比例の年金額×1.0 生計を維持する 65 歳未満の配偶者がいる場合 配偶者加給年金額　239,300 円	831,700 円　（829,300 円） 子の加算 ２人まで　１人　239,300 円 ３人目から １人　79,800 円
３級障害	報酬比例の年金額×1.0 ※　3級障害の場合は、障害基礎年金が支給されないので、623,800 円（622,000 円）が最低保障される。	

（　）内は昭和 31 年４月１日以前生まれ

＜支給額（障害手当金）＞　　（）内は昭和 31 年４月１日以前生まれ

報酬比例の年金額×2.0　　一時金最低保障額　　1,247,600 円（1,244,000 円）

＜支給制限＞

他の公的年金を受けることができる場合には支給が制限されることがあります。

（３）特別障害給付金

身　精

国民年金の任意加入対象期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障がいのある方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、福祉的措置として創設されました。

＜次のいずれかに該当する人＞

（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません）

・昭和 61 年３月 31 日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者の配偶者であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害基礎年金１級、２級相当に該当する程度の障害の状態にあること。

・平成３年３月 31 日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害基礎年金１級、２級相当に該当する程度の障害の状態にあること。（国民年金任意加入であった学生とは、大学、大学院、短大、高等学校及び高等専門学校の昼間部に在学していた学生で定時制、夜間部、通信を除く。また、昭和 61 年４月から平成３年３月までは専修学校及び一部の各種学校を含む。）

※　65 歳の誕生日の前々日までに当該障害等級に該当する程度の障害の状態に至った人に限ります（65 歳の誕生日の前々日までに請求することが必要です）。

＜支給額＞（令和７年度）

月　額	１　級	56,850 円
	２　級	45,480 円

＜支給制限＞

受給している本人の所得により支給が制限されます。

他の公的年金を受ける場合には、その受給額相当額は支給されません。経過的福祉手当を受給されている方は、特別障害給付金を受給した場合、経過的福祉手当の受給資格がなくなります。

＜障害年金、特別障害給付金の１・２級に該当する障がいの程度は、おおむね次のとおり＞

年金			1級	2級	3級	4級	5級	6級
1級	身体障がい	視覚	○	○				
		聴覚		○				
		上肢	○	△				
		下肢	○	○	△			
		体幹	○	○				
		心臓	△					
		じん臓	△					
		呼吸器	△					
	知的障がい	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの						
	精神障がい	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの						

年金			1級	2級	3級	4級	5級	6級
2級	身体障がい	視覚			○			
		聴覚			○			
		平衡			○			
		音声・言語			○	△		
		そしゃく			○			
		上肢		△	△			
		下肢			△	△		
		体幹			△			
		心臓	△					
		じん臓	△		△			
		呼吸器	△		△			
		ぼうこう又は直腸	○		△			
	知的障がい	日常生活に著しい制限を受ける程度のもの						
	精神障がい	日常生活に著しい制限を受ける程度のもの						

※　身体障害者手帳等の級と障害年金との対照表はあくまで目安となります。
　必ず該当するというものではありませんのでご注意ください。

１級…日常生活において、常時の援助を必要とするもの
２級…日常生活において、著しい制限を受ける程度のもの
３級…労働が著しい制限を受ける又は、労働に著しい制限を加えるもの

＜お問い合わせ先＞

・障害基礎年金と特別障害給付金について
　市町村国民年金担当課（係）、住所地を管轄する年金事務所
・障害厚生年金について
　住所地を管轄する年金事務所

＜年金事務所一覧表＞（番号のかけ間違いにご注意ください）

名　称	〒	所在地	電　話
長野南年金事務所	380-8677	長野市岡田町 126-10	026-227-1284
長野北年金事務所	381-8558	長野市吉田 3-6-15	026-244-4100
岡谷年金事務所	394-8665	岡谷市中央町 1-8-7	0266-23-3661
伊那年金事務所	396-8601	伊那市山寺 1499-3	0265-76-2301
飯田年金事務所	395-8655	飯田市宮の前 4381-3	0265-22-3641
松本年金事務所	390-8702	松本市鎌田 2-8-37	0263-25-8100
小諸年金事務所	384-8605	小諸市田町 2-3-5	0267-22-1080

（４）心身障害者扶養共済制度

身 知 精

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡したり重度障がいを有する状態となったりしたとき、その方が扶養していた障がいのある方に年金を支給する制度です。

１人の心身障がい者につき２口まで加入できます。加入者が他の都道府県などに転出されても転出先での手続きにより継続されます。掛金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。

＜加入要件等＞

加入要件	＜保護者の要件＞ 障がいのある方を扶養している保護者（父母、配偶者など）で、次のすべての要件を満たしているもの。 ・県内に住所があること ・年齢（毎年４月１日における）が 65 歳未満であること ・特別な疾病又は障がいのない健康状態であること ・障がいのある方１人に対し加入できる保護者は１人であること
	＜障がいのある方の要件＞ 次のいずれかに該当する方 ア　身体障がい（１級～３級） イ　知的障がい ウ　精神又は身体に永続的な障がいのある方で、ア、イと同程度の障がいと認められるもの（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）
掛　金	加入時の年齢により段階があります。（１口月額 9,300 円～23,300 円） （加入者が年度年齢 65 歳以上かつ 20 年以上加入したときはその後の掛金が免除されます。また、掛金の納付が困難な方には掛金の減免を行っています。）
年金等の給付	・加入者が死亡し、又は重度障がいを有する状態となったとき、加入者が扶養していた心身障がい者に月額１口あたり 20,000 円の年金を支給します。 （加入は月額２口まで） ・加入期間が１年以上で、障がい者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して、加入期間に応じて１口 50,000 円～250,000 円の弔慰金（一時金）を支給します。 ・５年以上加入した後、この制度を脱退したときは、加入期間に応じて１口 75,000 円～250,000 円の脱退一時金を支給します。
窓　口	保健福祉事務所、市町村障がい福祉担当課

（２）児童扶養手当①

児

父母の離婚等により、ひとり親家庭等の、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある在宅の児童（ただし、その児童が重度若しくは中度の身体障がい又は精神障がい、知的障がい（おおむね知能指数 50 以下）がある場合には 20 歳未満の児童も対象になります。）を監護している父、母又は養育者に支給されます。

ただし、公的年金を受給している場合、年金額（障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付については子の加算額のみ）が児童扶養手当額より高い方には手当が支給されません。また、所得が一定の額を超える場合は手当の一部又は全部が支給されません。

＜手当の額＞

		2025 年３月まで		2025 年４月から	
月額	児童の数	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
	１人	45,500 円	所得額に応じ 10,740 円～45,490 円	46,690 円	所得額に応じ 11,010 円～46,680 円
	２人 以上	所得に応じ 5,380 円～10,750 円加算		所得に応じ 5,520 円～11,020 円加算	

＜対象となる障がいの程度はおおむね次のとおり＞

		１級	２級	３級	４級	５級	６級
身体障がい	視覚	○	○	○			
	聴覚		○	○			
	平衡			○			
	音声・言語			○	△		
	そしゃく			○			
	上肢	○	○	○			
	下肢	○	○	○	△		
	体幹	○	○	○			
	内部	○	○	○			
知的障がい	精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの						
精神障がい	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの						

※　脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

＜支給制限＞

手当を受けるひとり親等や扶養義務者等の前年の所得が次の表の限度額以上ある場合は、その年（11 月から翌年の 10 月まで）の、手当の全部又は一部が支給停止されます。

扶養親族の　数	ひとり親等（父、母、養育者）		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
０　人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
１　人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
２　人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
３　人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
４　人	2,210,000 円	3,600,000 円	3,880,000 円

※　なお、上記限度額に加算できる場合があります。

窓　口	市町村福祉担当課

（２）児童扶養手当②

児

父、母が重度の障がいがあり、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある在宅の児童若しくは 20 歳未満の在宅の障がい児を監護している父、母又は養育者に支給されます。

ただし、公的年金を受給している場合、年金額（障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付については子の加算額のみ）が児童扶養手当額より高い方には手当が支給されません。また、所得が一定の額を超える場合は、手当の一部又は全部が支給されません。

＜対象となる父、母の障がいの程度はおおむね次のとおり＞

		１級	２級	３級	４級	５級	６級
身体障がい	視　覚	○	○				
	聴　覚		○				
	上　肢	○	△				
	下　肢	○	○	△			
	体　幹	○	○				
	内　部	○	○				
知的障がい	労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度のもの						
精神障がい							

※１　脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

２　内部障がいについては、労働能力を全く喪失し、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの。

窓　口	市町村福祉担当課

（２）児童扶養手当①

児

父母の離婚等により、ひとり親家庭等の、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある在宅の児童（ただし、その児童が重度若しくは中度の身体障がい又は精神障がい、知的障がい（おおむね知能指数 50 以下）がある場合には 20 歳未満の児童も対象になります。）を監護している父、母又は養育者に支給されます。

ただし、公的年金を受給している場合、年金額（障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付については子の加算額のみ）が児童扶養手当額より高い方には手当が支給されません。また、所得が一定の額を超える場合は手当の一部又は全部が支給されません。

＜手当の額＞

		2025 年３月まで		2025 年４月から	
月額	児童の数	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
	１人	45,500 円	所得額に応じ 10,740 円～45,490 円	46,690 円	所得額に応じ 11,010 円～46,680 円
	２人 以上	所得に応じ 5,380 円～10,750 円加算		所得に応じ 5,520 円～11,020 円加算	

＜対象となる障がいの程度はおおむね次のとおり＞

		１級	２級	３級	４級	５級	６級
身体障がい	視覚	○	○	○			
	聴覚		○	○			
	平衡			○			
	音声・言語			○	△		
	そしゃく			○			
	上肢	○	○	○			
	下肢	○	○	○	△		
	体幹	○	○	○			
	内部	○	○	○			
知的障がい	精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの						
精神障がい	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの						

※　脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

＜支給制限＞

手当を受けるひとり親等や扶養義務者等の前年の所得が次の表の限度額以上ある場合は、その年（11 月から翌年の 10 月まで）の、手当の全部又は一部が支給停止されます。

扶養親族の　数	ひとり親等（父、母、養育者）		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
０　人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
１　人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
２　人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
３　人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
４　人	2,210,000 円	3,600,000 円	3,880,000 円

※　なお、上記限度額に加算できる場合があります。

窓　口	市町村福祉担当課

（２）児童扶養手当②

児

父、母が重度の障がいがあり、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある在宅の児童若しくは 20 歳未満の在宅の障がい児を監護している父、母又は養育者に支給されます。

ただし、公的年金を受給している場合、年金額（障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付については子の加算額のみ）が児童扶養手当額より高い方には手当が支給されません。また、所得が一定の額を超える場合は、手当の一部又は全部が支給されません。

＜対象となる父、母の障がいの程度はおおむね次のとおり＞

		１級	２級	３級	４級	５級	６級
身体障がい	視　覚	○	○				
	聴　覚		○				
	上　肢	○	△				
	下　肢	○	○	△			
	体　幹	○	○				
	内　部	○	○				
知的障がい	労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度のもの						
精神障がい							

※１　脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

２　内部障がいについては、労働能力を全く喪失し、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの。

窓　口	市町村福祉担当課

（３）障害児福祉手当

児

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20 歳未満）に支給されます。

＜該当する障がいの程度はおおむね次の程度又はそれと同程度以上のもの＞

		１級	２級	３級	４級	５級	６級
身体障がい	視　覚	○	○				
	聴　覚		○				
	上　肢	○	△				
	下　肢	○	○	△			
	体　幹	○	○				
	内　部	○	○				
知的障がい	知能指数おおむね 20 以下						
精神障がい	日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度						

※　脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

＜支給額＞

月額 16,100 円

（令和７年４月から）

※　障がいのある児童が、障がいを支給事由とする年金を受給している場合や障害児入所施設等に入所している場合は支給の対象となりません。また、障がいのある児童本人やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合も支給の対象となりません。

窓　口	市町村障がい福祉担当課

（４）特別障害者手当

身　知　精

日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます。

＜該当する障がいの程度は、おおむね次の障がいが重複するもの又はそれと同程度以上のもの＞

		１級	２級	３級	４級	５級	６級
身体障がい	視　覚	○	○				
	聴　覚		○				
	上　肢	○	△				
	下　肢	○	○	△			
	体　幹	○	○				
	内　部	△					
知的障がい	知能指数おおむね 20 以下						
精神障がい	日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度						

※　脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

＜支給額＞

月額 29,590 円

（令和７年４月から）

※　障がいのある方が障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等に入所されている場合や、病院又は診療所に継続して３か月を超えて以上入院している場合は支給の対象となりません。また、障がいのある方やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合も支給の対象となりません。

窓　口	市町村障がい福祉担当課

（５）福祉手当（経過措置）

身 知 精

昭和 61 年３月 31 日において、20 歳以上の従来の福祉手当受給者で、昭和 61 年４月１日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方には、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当が支給されます。

＜支給額＞
月額 16,100 円
（令和７年４月から）

※　所得が一定の額を超える場合や、障害年金等一定の年金を受給している場合は支給されません。

窓　口	市町村障がい福祉担当課

（６）交通・災害遺児見舞金及び就職激励金

満 18 歳に達した日以後最初の３月 31 日までに、交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡若しくは重度の障がい者となった児童に支給されます。

窓　口	市町村障がい福祉担当課

（７）自動車事故重度後遺障害者介護料

身

自動車による交通事故が原因で「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいが残り、移動、食事及び排泄など 日常生活動作 において「常時」又は「随時」の介護が必要な状態 の方に支給しています。

介護料は、所定の審査を経て受給資格が認定されることにより、介護に要する費用（※下記参照）として一律定額を、月額にて支給します。また定額を超えるなどの支出をした際は、上限額を限度に支給します。

なお、介護保険法や労働者災害補償保険法など他法令による給付等を受けている際は対象とならない場合がありますが、詳しくは当支所までお問い合わせください。

※　介護に要する費用
・訪問看護等在宅介護サービスの利用（ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護、通所介護 等）
・介護用品の購入（修理含む）等　（介護用ベッド、介護用いす、吸引器　等）
・消耗品の購入（紙おむつ、尿取りパッド、導尿カテーテル　等）

＜受給資格及び支給額＞

	支給金額（月額）	
	一律定額	上限額
特Ⅰ種 （最重度）	99,810 円	226,330 円
Ⅰ種 （常時要介護）	85,390 円	177,950 円
Ⅱ種 （随時要介護）	42,700 円	88,980 円

窓　口	独立行政法人自動車事故対策機構　長野支所 電話　026-480-0521　　ＦＡＸ　026-263-1570 （ホームページ） http://www.nasva.go.jp/sasaeru/kaigoryo.html

３　生活福祉資金の貸付を受けるには

身　知　精

＜次の種類の生活福祉資金（福祉資金）の貸付を受けることができます＞

資金の種類	内　容	貸付限度額	据置期間	償還期間
生業費	生業を営むために必要な経費	4,600,000 円	6月以内	20 年以内
技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が ６月程度　1,300,000 円 １年程度　2,200,000 円 ２年程度　4,000,000 円 ３年程度　5,800,000 円		８年以内
住宅改修等費	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000 円		７年以内
福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000 円		８年以内
自動車購入費	障がい者用の自動車の購入に必要な経費	2,500,000 円		
残留邦人年金費	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000 円		10 年以内
療養費	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が１年を超えないときは1,700,000 円。 １年を超え１年６月以内であって世帯の自立に必要なときは2,300,000 円。		５年以内
福祉サービス費	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が１年を超えないときは、1,700,000 円。 １年を超え１年６月以内であって世帯の自立に必要なときは、2,300,000 円。		５年以内
災害援護費	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000 円		７年以内
冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	500,000 円		３年以内
住居転居費 住居整備費	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000 円		３年以内
技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000 円		３年以内
その他臨時経費	その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000 円		３年以内

※　１　貸付利率は据置期間経過後、年 1.5%です。（連帯保証人を立てれば無利子です。）

２　延滞利率は年３％です（最終償還期間を過ぎた償還元金に延滞利率を乗じた額が延滞金額となります）。

３　原則として連帯保証人を必要とします。ただし、連帯保証人なしでも貸付可能です。

４　上記のほかに、生活福祉資金には、「総合支援資金」、「教育支援資金」、「不動産担保型生活資金」、「福祉資金（緊急小口資金）」があります。

窓　口	長野県社会福祉協議会	電 話　026-226-2036	ＦＡＸ　026-291-5180
	市町村社会福祉協議会、民生委員		

5　税　金

1　国税に関する控除・非課税適用を受けるには

（1）所得税に関する障がい者の所得控除

税額の計算の基礎となる所得から所得控除として、次の区分により一定額が控除されます。

区分＼等級				身体障がい 1級	2級	3級	4級	5級	6級	知的障がい 重度	左記以外	精神障がい 1級	左記以外	控除額
納税者		障害者				○	○	○	○		○		○	75万円
納税者		特別障害者		○	○					○		○		88万円
控除対象配偶者	一般	障害者				○	○	○	○		○		○	113万円
控除対象配偶者	一般	特別障害者	非同居	○	○					○		○		126万円
控除対象配偶者	一般	特別障害者	同居	○	○					○		○		161万円
控除対象配偶者	老人（70歳以上）	障害者				○	○	○	○		○		○	123万円
控除対象配偶者	老人（70歳以上）	特別障害者	非同居	○	○					○		○		136万円
控除対象配偶者	老人（70歳以上）	特別障害者	同居	○	○					○		○		171万円
扶養親族 控除対象扶養親族	一般	障害者				○	○	○	○		○		○	113万円
扶養親族 控除対象扶養親族	一般	特別障害者	非同居	○	○					○		○		126万円
扶養親族 控除対象扶養親族	一般	特別障害者	同居	○	○					○		○		161万円
扶養親族 控除対象扶養親族	特定（19歳以上23歳未満）	障害者				○	○	○	○		○		○	138万円
扶養親族 控除対象扶養親族	特定（19歳以上23歳未満）	特別障害者	非同居	○	○					○		○		151万円
扶養親族 控除対象扶養親族	特定（19歳以上23歳未満）	特別障害者	同居	○	○					○		○		186万円
扶養親族 控除対象扶養親族	老人（70歳以上）	障害者	下記以外			○	○	○	○		○		○	123万円
扶養親族 控除対象扶養親族	老人（70歳以上）	障害者	同居老親等			○	○	○	○		○		○	133万円
扶養親族 控除対象扶養親族	老人（70歳以上）	特別障害者	非同居	○	○					○		○		136万円
扶養親族 控除対象扶養親族	老人（70歳以上）	特別障害者	下記以外の同居	○	○					○		○		171万円
扶養親族 控除対象扶養親族	老人（70歳以上）	特別障害者	同居老親等	○	○					○		○		181万円
扶養親族 年少（16歳未満）		障害者				○	○	○	○		○		○	75万円
扶養親族 年少（16歳未満）		特別障害者	非同居	○	○					○		○		88万円
扶養親族 年少（16歳未満）		特別障害者	同居	○	○					○		○		123万円

※1　控除額は、基礎控除額（納税者本人の合計所得金額が2,400万円以下の場合）、配偶者控除額（納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合）又は扶養控除額に、障害者控除額を加算した金額です。

2　**同居老親等**とは、本人又は配偶者の直系尊属で本人又は配偶者と同居を常とする方です。

3　**同居**とは、本人又は本人と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況とする方です。

4　令和7年12月以降に適用される税制改正については、国税庁ホームページにて最新情報をご確認ください。

窓　口	税務署（給与所得者の場合は、勤務先の給与担当）

（２）所得税に関する障がい者の控除（所得・医療費）

本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った一定額以上の医療費は、所得から控除することができます。

控除対象費用	診療費の他、次の費用も、医療費控除の対象となります。 ・６か月以上の寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書のあるもの又は市町村長が交付するおむつ使用確認書等（一定の要件を満たす人に限る）のあるもの（紙おむつの購入費用及び貸おむつの賃借料） ・人工肛門又は尿路変向（更）のストマを有しているため、ストマケアの治療上必要と医師が証明する場合のストマ用装具代 ・医療系サービス及び医療系サービスと併せて利用する在宅介護サービスについて、その介護に要する費用 ・居宅サービス等における介護福祉士等による喀痰吸引等の費用に係る自己負担の 10 分の 1 ・医師による診療や治療等のために直接必要な補聴器の購入のための費用（一般社団法人耳鼻咽頭科学会が認定した補聴器相談医が、「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」により補聴器が診療等のために直接必要である旨照明している場合で一般的に支出される水準を著しく超えない部分に限ります。）
窓　口	税務署

（３）少額貯蓄の利子等の非課税

身　知　精

銀行などの預貯金、公債等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。

利用できる方	・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている方 ・障害児福祉手当、特別障害者手当を受けている方　　等
非課税貯蓄限度額	350 万円
窓　口	ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社等の金融機関

※　郵政民営化法の施行日（平成 19 年 10 月 1 日）前に障がい者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税が適用されます。

（４）相続税に関する障害者控除

身 知 精

相続人に障がいがある場合、相続税額から一定額が控除されます。

＜該当となる相続人の障がいの程度等＞

	身体障がい						知的障がい		精神障がい	
税額控除額	１級	２級	３級	４級	５級	６級	重度	左記以外	１級	左記以外
20 万円（注）×(85 歳に達するまでの年数)	○	○					○		○	
10 万円（注）×(85 歳に達するまでの年数)			○	○	○	○		○		○

（注）　平成 27 年１月１日以後の相続又は遺贈について適用される金額です。

窓　口	税務署

（５）贈与税の非課税

身 知 精

特定障害者を受益者として、信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち、6,000 万円（特定障害者のうち、特別障害者以外の者にあっては、3,000 万円）までは、贈与税の課税価格に算入されません。

（平成 25 年４月１日以降）

＜該当となる人の障がいの程度等＞

	身体障がい						知的障がい		精神障がい	
税額控除額	１級	２級	３級	４級	５級	６級	重度	左記以外	１級	左記以外
6, 000 万円	○	○					○		○	
3, 000 万円								○		○

窓　口	信託銀行等

（６）消費税の非課税

身

身体障がいのある方の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する次の物品の譲渡、貸付け等が非課税となっています。

＜対象の品目等＞

補装具	義肢、装具、補聴器、車いす等
その他物品	視覚障害者用読書器、特殊寝台、体位変換器等
改造自動車	身体障害者が運転できるよう補助手段が講じられているもの
	車いすを使用する者を、車いすとともに搬送できるよう昇降装置を装備し、かつ、車いすの固定に必要な手段を施してあるもの

※　これらの物品については、地方消費税（県税）についても課されません。

窓　口	税務署

２　地方税：県民税、市町村民税等に関する控除・非課税を受けるには

（１）県民税及び市町村民税に関する障がい者の所得控除

身　知　精

税額の計算の基礎となる所得から所得控除として、次の区分により一定額が控除されます。

区分＼等級				身体障害 1級	身体障害 2級	身体障害 3級	身体障害 4級	身体障害 5級	身体障害 6級	知的障害 重度	知的障害 左記以外	精神障害 1級	精神障害 左記以外	控除額
納税者		障害者				○	○	○	○		○		○	26万円～69万円
納税者		特別障害者		○	○					○		○		30万円～73万円
控除対象配偶者	一般	障害者				○	○	○	○		○		○	37万円～59万円
控除対象配偶者	一般	特別障害者	非同居	○	○					○		○		41万円～63万円
控除対象配偶者	一般	特別障害者	同居	○	○					○		○		64万円～86万円
控除対象配偶者	老人（70歳以上）	障害者				○	○	○	○		○		○	39万円～64万円
控除対象配偶者	老人（70歳以上）	特別障害者	非同居	○	○					○		○		43万円～68万円
控除対象配偶者	老人（70歳以上）	特別障害者	同居	○	○					○		○		66万円～91万円
扶養親族	一般（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）	障害者				○	○	○	○		○		○	59万円
扶養親族	一般（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）	特別障害者	非同居	○	○					○		○		63万円
扶養親族	一般（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）	特別障害者	同居	○	○					○		○		86万円
扶養親族	特定（19歳以上23歳未満）	障害者				○	○	○	○		○		○	71万円
扶養親族	特定（19歳以上23歳未満）	特別障害者	非同居	○	○					○		○		75万円
扶養親族	特定（19歳以上23歳未満）	特別障害者	同居	○	○					○		○		98万円
扶養親族	老人（70歳以上）	障害者	一般			○	○	○	○		○		○	64万円
扶養親族	老人（70歳以上）	障害者	同居老親等			○	○	○	○		○		○	71万円
扶養親族	老人（70歳以上）	特別障害者	非同居	○	○					○		○		68万円
扶養親族	老人（70歳以上）	特別障害者	同居	○	○					○		○		91万円
扶養親族	老人（70歳以上）	特別障害者	同居老親等	○	○					○		○		98万円

※　１　控除額には、基礎控除額、配偶者控除額又は扶養控除額を含みます。
　　２　基礎控除、配偶者控除の額は、納税者の所得の額に応じて異なります。
　　３　所得の額に応じて、配偶者特別控除額として最高33万円の控除が受けられることがあります。

窓　口	市町村税務担当課（給与所得者の場合は、勤務先の給与担当）

（２）自動車税（環境性能割及び種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免

身　知　精

＜減免の条件等＞

下表の障がいの区分、所有者ごとの使用要件及び別表の障がい等級に該当する場合、自動車税（環境性能割及び種別割）及び軽自動車税（環境性能割）が減免されます。

障がいの区分	所有者	運転者	使用要件
18歳以上の身体障がい者	本人	本人	身体障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの
18歳未満の身体障がい者	本人又は同一生計者	同一生計者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
知的障がい者	本人又は同一生計者	本人	知的障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	知的障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	知的障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの
精神障がい者	本人又は同一生計者	本人	精神障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	精神障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	精神障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの

＜減免内容・申請期限等＞

減免台数	減免台数は、本人又は同一生計者（18歳以上の身体障がい者は本人のみ。）が所有する自家用の自動車のうち１台に限ります。	
減免税額	自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）	250万円に税率を乗じて得た額（税率３％の場合は75,000円）まで
	自動車税（種別割）	45,000円（重課の場合51,700円）まで
減免申請の期限	・４月１日現在で自動車を既に所有している者は、４月１日から納期限まで ・年度の途中で、身体障害者手帳等の新規交付又は障がい程度の変更による再交付を受けた場合等は、手帳の交付年月日又は減免の要件に該当することとなった日から30日以内 ・新たに自動車を取得した場合は、自動車を登録した日から30日以内（登録時に申請することもできます。）	
窓　口	・県税事務所 ・自動車の新規登録と同時に申請する場合は自動車税分室（長野・松本）	

※ １　上記は制度の概略ですので、詳しくは最寄りの県税事務所又は県庁税務課へお問い合わせください。
２　軽自動車税（種別割）の減免制度は、市町村により異なるため、市町村税務担当課までお問い合わせください。
３　4月1日以降、名義変更（移転登録）により自動車を所有された方の自動車税（種別割）は、翌年度から減免対象となります。

（別表）運転者の区分ごとの障がいの程度

項　目			障がいの程度	
			運転者が本人の場合	運転者が本人以外の場合 （同一生計者又は日常的介護者）
身体障がい	視覚障がい		１級 ２級 ３級 ４級	１級 ２級 ３級 ４級
	聴覚障がい		２級 ３級	２級 ３級
	平衡機能障がい		３級	３級
	音声機能障がい		３級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）	―
	上肢不自由		１級 ２級	１級 ２級
	下肢不自由		１級 ２級 ３級 ４級 ５級 ６級	１級 ２級 ３級
	体幹不自由		１級 ２級 ３級 ５級	１級 ２級 ３級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢	１級 ２級	１級 ２級
		移動	１級 ２級 ３級 ４級 ５級 ６級	１級 ２級 ３級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい		１級 ３級	１級 ３級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		１級 ２級 ３級	１級 ２級 ３級
	肝臓機能障がい		１級 ２級 ３級	１級 ２級 ３級
知的障がい			総合判定Ａ	総合判定Ａ
精神障がい			１級	１級

※ １　障がいのある方ご本人が運転される場合、障がいの内容、等級によっては、実際に運転の確認をする場合があります。

２　運転免許条件に自動車の改造条件がある場合は、自動車の改造内容を確認します。

＜自動車買替時の減免（既に減免されている方）＞

新たに取得した自動車の取得形態		既減免車の処分状況（注１）	減免の対象となる自動車 自動車税（種別割）	減免の対象となる自動車 自動車税（環境性能割）	申請期限	申請窓口
新車を取得（新車新規登録）		抹消登録	減免	減免	・自動車の登録から 30 日以内	・住所地を管轄する県税事務所 ・自動車税分室（注２）
		移転登録	翌年度から	減免		
中古車を取得（中古新規登録）	自動車税（環境性能割）がかかる場合	抹消登録	減免	減免		
		移転登録	翌年度から	減免		
	自動車税（環境性能割）がかからない場合	抹消登録	減免	―	・既減免車の抹消登録か新たな減免車の登録のいずれか遅い日から 30 日以内	
		移転登録	翌年度から	―	・翌年度の納期限まで	・住所地を管轄する県税事務所
中古車を取得（移転登録）	自動車税（環境性能割）がかかる場合	抹消登録	翌年度から	減免	・自動車の登録から 30 日以内	・住所地を管轄する県税事務所 ・自動車税分室（注２）
		移転登録	翌年度から	減免		
	自動車税（環境性能割）がかからない場合	抹消登録	翌年度から	―	・翌年度の納期限まで	・住所地を管轄する県税事務所
		移転登録	翌年度から	―		

（注１）　既減免車の処分は、新たに取得した自動車の登録日以前又は登録から１ヶ月以内となります。

（注２）　自動車税分室で減免申請する場合は、新たに取得した自動車の登録までに既減免車が移転又は処分されている必要があります。

（３）個人事業税の非課税

身

両眼の視力を喪失した者及び万国式試視力表により測定した両眼の視力が 0.06 以下の者が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業は非課税となっています。

窓　口	県税事務所

（４）障がい者を雇用する法人・個人事業者に対する事業税の不均一課税

障がい者を雇用する事業者に対する事業税の減税制度です。
新たに障がい者を雇用した時期により、減税の内容等が下表のとおり異なります。

雇用時期	2019 年３月 31 日までに雇用した場合	2019 年４月１日から 2028 年３月 31 日までに雇用した場合
対象者	新たに障がい者を雇用した法人または個人（ただし法定雇用率が適用される事業者にあっては、法定雇用率を達成している場合に限る。）	新たに障がい者を雇用した常用雇用労働者数 100 人以下の法人又は個人（ただし法定雇用率が適用される事業者にあっては、法定雇用率を達成している場合に限る。）
対象事業年度又は年	・法人 新たに障がい者を雇用した日の属する事業年度から３年間（対象障がい者を雇用している日の属する事業年度分に限る。） ・個人 新たに障がい者を雇用した日の属する年以後３年間（対象障がい者を雇用している日の属する年の所得分に限る。）	・法人 新たに障がい者を雇用した日から起算して３月※を経過する日の属する事業年度から３年間（対象障がい者を雇用している日の属する事業年度分に限る。） ・個人 新たに障がい者を雇用した日から起算して３月※を経過する日の属する年以後３年間（対象障がい者を雇用している日の属する年の所得分に限る。） ※３か月以上の継続雇用が必要です。
減税の内容	１／２減税（上限額は 30 万円）	９／10 減税 （１人以下　：上限額 50 万円 １人超２人以下：上限額 75 万円 ２人超　：上限額 100 万円）
窓　口	県税事務所	県庁労働雇用課、県税事務所

在宅サービス

1　補装具の交付・修理を受けるには

身　難　児

障がいのある方に対し、市町村長が補装具の購入、借受け又は修理が必要と認めた場合、その費用が補装具費として支給されます。ただし、原則１割の定率負担があります。（所得に応じて月当たりの上限額が設定されます。）

補助装具の種目	身体障がい児・者		備　考
	18 歳未満	18 歳以上	
義　肢	○	○	義手・義足
装　具	○	○	上肢、下肢、靴型、体幹
姿勢保持装置	○	○	
視覚障害者安全つえ	○	○	
義　眼	○	○	
眼　鏡	○	○	矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡
補聴器	○	○	ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型
車椅子	○	○	モジュラー方式、レバー駆動型含む
電動車椅子	○	○	
歩行器	○	○	
歩行補助つえ	○	○	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖
座位保持椅子	○		
起立保持具	○		
頭部保持具	○		
排便補助具	○		
重度障害者用意思伝達装置	○	○	
人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）	○	○	

窓　口	市町村障がい福祉担当課

2　軽度・中等度難聴児用の補聴器購入費用等の助成を受けるには

児

軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費用等の一部が助成されます。

利用できる方	以下に該当する県内在住の 18 歳未満の児童 ・聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外であること。 ・一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用が必要であると診断されていること。
助成額	助成額は、基準額又は補聴器の購入等にかかった費用のいずれか低い額の３分の２以内の額となります。 なお、市町村が事業を実施していない場合は助成を受けることができません。
手　続	申請書、専門医の意見書及び見積書を窓口に提出してください。
窓　口	市町村障がい福祉担当課（中核市を除く。）

３　日常生活用具の給付・貸与を受けるには

身　知　精　難　児

重度障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るために自立生活支援用具等の日常生活用具が給付又は貸与されます。

＜給付、貸与される用具は次の６種類＞

- **介護、訓練支援用具**

  特殊寝台や特殊マット等の、障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの

  （例）特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド　等

- **自立生活支援用具**

  入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、障がい者等の入浴、食移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

  （例）頭部保護帽、Ｔ字状・棒状のつえ、火災警報器、電磁調理器等

- **在宅療養等支援用具**

  電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がい者等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

  （例）透析液加温器、ネブライザー、酸素ボンベ運搬車、盲人用体重計等

- **情報・意思疎通支援用具**

  点字器や人工喉頭等の、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

  （例）携帯用会話補助装置、視覚障害者用活字文書読上げ装置、福祉電話等

- **排泄管理支援用具**

  ストーマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

  （例）ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）、紙おむつ類、収尿器等

- **居宅生活動作補助用具（住宅改修費）**

  障がい者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

＜給付・貸与の対象となる用具の要件は、次の３点すべてに合致するもの＞

- 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するもの
- 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの。

※　具体的な品目、利用者負担額等については、市町村により内容が異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

窓　口	市町村障がい福祉担当課

4　居宅生活における支援（ホームヘルプサービス等）を利用するには

訪問系サービス（障害福祉サービス）

身　知　精　難　児

在宅で生活する障がい者、障がい児及び難病患者の方にホームヘルパー等を派遣して日常生活における必要な支援を行います。

支援の種類及び内容	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事の援助を行います。また、通院等のための乗車又は降車の介助も行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者又は精神障がい者で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事の援助や外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	行動上著しい困難を有する（自己判断能力が制限されている）方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
費　用　負　担		負担能力に応じた上限月額を設定（ただし、費用の一割相当額を超えるときは、当該１割相当額） 下記の利用者負担額表をご覧ください。

＜利用者負担額（障がい者等の場合）＞

障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じて次の４区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区　分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯（注１）	0 円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円（注２）未満 ※ 入所施設利用者（20 歳以上）及びグループホーム利用者を除きます。（注３）	9,300 円
一般２	上記以外	37,200 円

（注１）　３人世帯で障害者基礎年金１級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象となります。

（注２）　収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象になります。

（注３）　入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般２」となります。

＜利用者負担額（障がい児の場合）＞

区　分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	市町村民税非課税世帯		0 円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割 28 万円(注)未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般２	上記以外		37,200 円

（注）収入が概ね 890 万円以下の世帯が対象となります。

＜所得を判断する際の世帯の範囲は次のとおり＞

種　別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者等（施設に入所する 18、19 歳を除く）	障がい等のある方とその配偶者
障がい児等（施設に入所する 18、19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

窓　口	市町村障がい福祉担当課

５　地域生活支援事業等（市町村事業）

身　知　精　難　児

市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて事業の実施やサービスの提供を行っています。

（１）地域生活支援事業

主な項目		内　容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある方に対する理解を深めるための教室・イベント開催や広報活動等
	自発的活動支援事業	障がいのある方やその家族又は地域住民等による自発的な活動（例：ピアサポート）への支援
	相談支援事業	障がいのある方などからの相談対応や権利擁護のための援助
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用にあたり、成年後見制度の利用が有用と認められる知的障がいや精神障がいのある方への支援
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修実施等
	意思疎通支援事業	聴覚障がい者等の意思疎通の支援

			（手話通訳、要約筆記（P47）及び点訳、代筆、代読等）
	日常生活用具給付等事業（P41）		自立生活支援用具等の給付又は貸与（介護・訓練、在宅療養及び情報・意思疎通等の支援用具の給付や貸与）
	奉仕員養成研修事業		日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を実施
	移動支援事業（P47）		屋外での移動が困難な障がいのある方の外出の際の移動を支援
	地域活動支援センター（P46）		障がいのある方の創作的活動、生産活動及び社会との交流の促進等の機会を提供
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営	居宅において生活することが困難な障がいのある方への居室その他の設備の利用を支援
		訪問入浴サービス	身体障がいのある方の居宅を訪問して入浴サービスを提供
		生活訓練等	日常生活上必要な訓練及び指導を実施
		日中一時支援	障がいのある方への日中活動の場の提供等
		地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業	地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う
		地域生活定着支援センターとの連携強化事業	同センターと連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案し事業所等の円滑な利用に向けた調整等
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援	障がいのある方等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を実施
		芸術文化活動振興	障がいのある方等へ芸術文化活動の機会を提供するとともに創作意欲を助長するための環境整備や必要な支援を実施
		点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある方のために地域生活を営む上で必要な情報を提供
		家庭・教育・福祉連携推進事業	教育と福祉の連携のため、関係者が一堂に集う場の設置や障がい者福祉制度の周知を図るための関係者の合同研修等の実施
	就業・就労支援	盲人ホームの運営	視覚障がいのある者の自立更生を図ることを目的とする盲人ホームを運営することにより視覚障がい者の就業・就労促進を図る
		知的障害者職親委託	職親に委託することが適当とされた知的障がいのある方を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を実施

（２）地域生活支援促進事業

主な項目	内　容
発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障がいがある方の特性を踏まえた先進的な取組を行うモデル事業
障害者虐待防止対策支援事業	虐待時の対応のための体制整備など
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用促進のための普及啓発
発達障害児及び家族等支援事業	発達障がい児者及びその家族に対するピアサポート等支援
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護利用者の大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供
地域生活支援事業の効果的な取組推進事業	地域生活支援事業の実態把握調査及び効果的な取組の実施を推進
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤等を支援
意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業	意思疎通支援に従事する者のスキルアップ等を図る
地域における読書バリアフリー体制強化事業	視覚障がいのある方等の読書環境の整備を図る

※　実施の有無、対象者や費用負担等の実施内容については、市町村により異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

窓　口	市町村障がい福祉担当課

６　施設での一時的介護等を利用するには

（１）障がい児者等の短期入所

身　知　精　難　児

在宅の障がい児者等の介護者が、一時的に家庭において介護できないとき等に、施設等において当該障がい児者を介護します。

実施施設	指定短期入所事業所
利用期間	市町村が決定する期間
費用負担	利用者負担額及び食費等の実費負担があります。
窓　口	市町村障がい福祉担当課

（２）障がい児者等のタイムケア

身　知　精　児

在宅の障がい児者等の介護者が、一時的に家庭において介護できないとき等に、登録介護者が時間単位で介護サービスを提供します。

介護委託先	・近隣、知人 ・社会福祉法人、福祉公社、市町村社協、民間団体等
利用期間	年 300 時間以内（時間単位の利用可）
費用負担	食費その他の実費について負担があります。
窓　口	市町村障がい福祉担当課

（３）地域活動支援センター

身　知　精　難

障がい者等の創作的活動、生産活動及び社会との交流の促進等の機会を提供します。地域の実情に応じて以下の事業を実施しています。

内　容	ア　基礎的事業の場合 創作的活動、生産活動及び社会との交流の促進等の事業を実施します。 イ　地域活動支援センターⅢ型の場合 アに加え、障がい者等に対して就労の機会、日中活動の場等を提供し、社会参加の促進を支援します。 ウ　地域活動支援センターⅡ型の場合 アに加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 エ　地域活動支援センターⅠ型の場合 アに加え、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を相談支援事業と併せて実施します。 ※　事業形態、利用者負担の有無等については、市町村により内容が異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。
窓　口	市町村障がい福祉担当課

7　外出時の付き添いが必要なときには

（1）移動支援

身　知　精　難　児

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

個別支援の場合	個別に支援が必要な方へのマンツーマンによる支援
グループ支援の場合	複数の方への同時支援や屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
車両移送による支援の場合	福祉バス等車両の巡回や経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等による支援
窓　口	市町村障がい福祉担当課

※　対象となる方、利用者負担額等については、市町村により内容が異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

（2）盲ろう者通訳・介助員派遣事業

身

重度の盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行う、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

利用できる方	身体障害者手帳の交付を受け、視覚障がい及び聴覚障がいの重複による障がいの程度が１級または２級の方
窓　口	（福）長野県聴覚障害者協会

（3）失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

身

言語機能の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある失語症者に対してコミュニケーション及び移動等の支援を行う、失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

利用できる方	失語症であることが確認できる身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている方。 初診日から６か月以上経過した医師の診断書・意見書において失語症と診断されている方。
窓　口	（福）長野県言語聴覚士会

8　手話通訳・要約筆記者を利用するには

身

聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするための手話通訳・要約筆記者を派遣します。

利用できる方	聴覚障がい者及び音声、言語機能障がい者
窓　口	市町村障がい福祉担当課

９　身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の給付を受けるには　身

身体障がい者に身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）が給付されます。

利用できる方	盲導犬　視覚障がい者（１級） 介助犬　肢体不自由者（１・２級） 聴導犬　聴覚障がい者（２・３級） ・18歳以上で、県内に1年以上居住している方 ・身体障がい者補助犬を適切に飼育し、利用できる方
訓練等	身体障がい者補助犬を使用するために必要な訓練を行います。なお、この間の経費（交通費、食事代等）は、給付候補者の負担となります。 また、身体障がい者補助犬の飼育、管理等に要する経費は、受給者の負担です。
窓　口	市町村障がい福祉担当課（盲導犬、介助犬） 保健福祉事務所福祉課（聴導犬）

10　通園等に係る交通費等の助成を受けるには　身　知

通園に要した交通費や、施設入所児（者）の帰省のための有料道路通行料金等の一部が助成されます。

＜通園費補助＞

利用できる方	児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（旧児童福祉法に基づく知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び難聴幼児通園施設に限る）に通園する児童及び付添人（就学奨励費の対象児童及び付添人は除く）	
対象経費	公共交通機関利用の場合	１か月 2,000 円を超える部分の額
	自家用車利用の場合	ガソリン代のうち１か月 2,000 円を超える部分の額
補助率等	県１／４・市町村１／４・本人２／４	
その他	学齢後の児童及び付添人に対する助成は、世帯の収入額により異なります。	

＜有料道路等通行料金補助＞

補助対象経費	次のために有料道路を利用した場合の通行料金。（ただし、有料道路通行料金の割引を受けた場合を除く） (1) 心身障がい児施設に入所している児童の帰省又は児童との面会 (2) 心身障がい者施設に入所している者の帰省 (3) 重度心身障がい児者の通院
補助率等	県１／４・市町村１／４・本人２／４
窓　口	市町村障がい福祉担当課

※　市町村が事業を実施していない場合は助成を受けることはできません。

11　駐車禁止規制の適用除外を受けるには

身　知　精

駐車標識の規制から除外される標章が交付されます。

＜駐車禁止規制の適用除外の対象者は以下のとおり＞

		１級	２級	３級	４級
身体障がい	視覚	○	○	○	△
	聴覚		○	○	
	平衡			○	
	上肢	○	△		
	下肢	○	○	○	○
	体幹	○	○	○	

			１級	２級	３級
身体障がい	脳原性	上肢	○	○	
		移動	○	○	
	内　部		○		○
	肝　臓 免　疫		○	○	○
知的障がい			療育手帳のＡ		
精神障がい			精神障害者保健福祉手帳の１級		

※１　ここでいう内部とは、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、又は直腸、小腸の機能障がいのことをいいます。
　２　免疫とは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのことをいいます。

窓　口	警察署（手帳を持参し、申請書を窓口に提出）

12　放課後の遊びや生活の場を利用するには

児

家にひきこもりがちな障がい児に適切な遊びや生活の場を提供するとともに、他の児童等との交流を促進するため、児童クラブに障がい児を積極的に受入れ、障がい児の健全育成や自立促進を図ります。

利用できる方	身体障害者手帳又は療育手帳を所持する障がい児及び医師等が障がい児に準ずる支援が必要と認める児童等で義務教育を受けている児童生徒
実施場所	児童館、公民館、学校の余裕教室等
窓　口	市町村児童福祉担当課もしくは市町村教育委員会

13　積雪時の除雪が必要なときは（住宅除雪支援員の派遣）

積雪時における地域の皆さまの暮らしを守るため、市町村長が必要と認める世帯に対し、住家及び日常生活に必要な物置や車庫の除排雪、当該住家に住む方の外出等に必要な玄関先除雪を行う住宅除雪支援員を派遣します。

利用できる方	特別豪雪地帯市町村内で、自己の資力（原則として、市町村民税所得割非課税世帯となる所得）及び労力をもって屋根等の除雪をすることができない世帯
窓　口	市町村福祉担当課

14　在宅で理容・美容サービスを受けるには

身　知　精

理容所・美容所への来店が困難な場合には、在宅のまま出張による理容・美容サービスを受けることができます。

＜窓　口＞

下記の各組合の県事務局又は各支部にご相談（下記ホームページからも店舗をご確認いただけます。）いただくか、出張理容・美容サービスをしてくれる理容師・美容師をご自身でお探しいただくこととなります。

各組合では、高齢者や障がい者の方々に安全で快適なサービスを提供するために、理容や美容の技術だけでなく、そうしたお客様の身体状況や障がいの特性に応じた対応をするための知識や技術を身につけた、「ケア理容師」・「ハートフル美容師」の養成を行っています。

		長野県理容生活衛生同業組合	長野県美容業生活衛生同業組合
県　事務局		電　話　0263-33-6650 ＦＡＸ　0263-36-7356 メール　nagano@riyo.or.jp ホームページＵＲＬ http://www.nagano-riyo.jp/	電　話　026-228-0404 ＦＡＸ　026-228-3620 メール　biyou-na@ba-nagano.or.jp ホームページＵＲＬ http://nagano.perma.jp/ （改修により８月頃まで停止）
支　部　名		電話番号	
東信	佐　久	0267-67-3622	0267-23-1723
	小　北	0267-32-8004	（佐久支部）
	上　小	0268-62-0314	0268-27-0397
南信	諏　訪	0266-62-8081	0266-58-9872
	岡　谷	0266-22-5630	0266-27-2420
	上伊那	（伊那支部）	0265-71-7557
	伊　那	0265-72-6356	（上伊那支部）
	伊　南	0265-82-2744	－
	飯　伊	（飯田下伊那支部）	0265-49-0034
	飯田下伊那支部	0265-53-0286	（飯伊支部）
中信	木　曽	0264-42-3361	（中信支部）
	中　信	－	0263-36-8095
	松　本	0263-29-2323	（中信支部）
	塩　尻	0263-52-4456	（中信支部）
	安曇野	0263-82-7943	0263-94-2092
	大　北	0261-22-0752	0261-23-0885
北信	埴　科	026-272-0821	（北信支部）
	更　級	026-284-3416	（しなの支部）
	長　野	026-257-3487	（しなの支部）
	しなの	－	026-214-3072
	北　信	－	026-248-1775
	須　高	026-245-2820	（北信支部）
	中　高	0269-22-5649	（北信支部）
	飯　水	0269-85-2089	（北信支部）

※　なお、出張業務を行う理容師・美容師が、業務中の万一の事故に備えた「損害賠償責任保険」に加入しているかどうか、ご確認されることをお勧めします。（上記の各組合に加盟している店舗（理容師・美容師）は、出張業務中に発生した事故に対応できる「損害賠償保険」に加入しています。）

15　在宅で歯科診療を受けるには

（１）長野県在宅歯科医療連携室

身　知　精

長野県では、長野県歯科医師会に委託し、在宅で療養している方やお身体が不自由な方等、歯科医院への通院が困難な方のための電話相談窓口「長野県在宅歯科医療連携室」を設置し、在宅で歯科診療を受けたい方やご家族からのご相談に応じています。

対応は原則として歯科衛生士が行い、アドバイスや必要に応じて訪問診療が可能な歯科医院との連絡調整を行います。

相談等の内容	・在宅で歯科医療や口腔ケア指導等を希望する方からの相談 ・在宅歯科医療を実施する診療所の紹介 ・在宅歯科医療に関する医療や介護・福祉の関係者等との連携調整
窓　口	長野県在宅歯科医療連携室 平日（土・日、祝祭日を除く）　10 時～16 時 電話 026-215-5015　　ＦＡＸ 026-222-3060

（２）在宅重度心身障がい児（者）の訪問歯科健診

在宅の障がい児（者）の口腔衛生の向上を通して健康の維持・増進を図るため、在宅の重度心身障がい児（者）に対する訪問歯科健診を実施します。

対象となる方	基本的には、アからエの項目すべてに該当する障がい児（者）を対象とします。 しかし、アの該当者で、療育手帳の交付を受けていない障がい児（者）でも、市町村において重度心身障がい児（者）と判断される場合は対象とします。 ア　身体障害者手帳の肢体不自由１級から３級の交付を受けている方 イ　療育手帳Ａ１またはＡ２の交付を受けている方 ウ　長野県内に住所を有し、在宅で介護を受けており、外出が困難である方（保育所、幼稚園、学校等に通所、通園、通学していても、施設内で実施する歯科健診を受けられない状態である場合を含む） エ　介護保険制度を利用していない方 ※　希望者全てに実施できるとは限りません。
窓　口	令和７年７月末頃までに、在住の市町村歯科保健担当または福祉担当課にお問い合わせください。

7　施設サービス

1　入所施設を利用するには

障害者支援施設

身　知　精　難

入所施設において、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護や生活、就労などに関する相談や助言、その他日常生活に必要な支援を行います。

日中は、生活介護や就労継続支援などのサービスを利用します。

利用できる方	障害支援区分４（50歳以上にあっては区分３）以上の方
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。 詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設>社会福祉施設名簿
窓　口	市町村障がい福祉担当課

2　通所施設を利用するには

（1）生活介護事業所

身　知　精　難

主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

利用できる方	障害支援区分３（50歳以上にあっては区分２）以上の方
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。 詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設>社会福祉施設名簿
窓　口	市町村障がい福祉担当課

（2）就労移行支援、就労継続支援事業所

身　知　精　難

20 ページの「3　就労支援」をご覧ください。

8　医 療

1　医療を受けるには

（1）障がい者歯科診療

身　知　精

重度障がい者のため、以下の４病院に障がい者の歯科専門診療を要請しています。

	名　称	所在地 ホームページ／メールアドレス	電　話 FAX
東　信	浅間総合病院	佐久市岩村田 1862-1	0267-67-2295
		info@asamaghp.jp	0267-67-5923
北　信	長野赤十字病院	長野市若里 5-22-1	026-226-4131
		http://www.nagano-med.jrc.or.jp	026-228-8439
中　信	松本歯科大学病院	塩尻市広丘郷原 1780	0263-51-2300
		info_byoin@mdu.ac.jp	0263-51-2345
南　信	昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂 3230	0265-82-2121
		kenshin@sihp.jp	0265-81-4740

窓　口	長野県歯科口腔保健推進センター（電話 026-235-7112） 長野県歯科医師会（電話 026-222-8020）、病院

（2）難病についてのご相談は

難

難病患者及びその家族からの医療相談や生活相談、支援者からの相談等をお受けします。

利用できる方	難病患者及びその家族等
窓　口	長野県難病相談支援センター（電話 0263-34-6587）、(FAX 0263-34-6589) 保健福祉事務所（106ページ） （長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市保健所）

２　医療費の助成を受けるには

（１）更生医療・育成医療の給付（自立支援医療）

身　児

身体上の障がいを除去、又は障がいの程度を軽くするために必要な医療を受けることができます。

利用できる方	指定を受けた病院又は診療所に通院・入院し、下記（例）の医療を受ける方
窓　口	市町村福祉担当課
手　続	自立支援医療費支給認定申請書及び診断書等が必要です。

＜対象となる医療の例＞

視覚障がい	角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術　等
聴覚障がい	鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳、外耳・外耳道の形成術　等
音声言語等障がい	顎骨・舌の形成術、人工喉頭、唇顎口蓋裂の歯科矯正　等
肢体不自由	人工関節置換術、切断端形成術　等
内部障がい	人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、腎臓移植術、肝臓移植術、中心静脈栄養法、抗ＨＩＶ療法、免疫調節療法、等

＜費用負担＞自己負担は原則10%、所得に応じて１月あたりの負担上限額を設定

<table>
<tr><td colspan="3">一定所得以下（※１参照）</td><td colspan="2">中間所得層</td><td>一定所得以上</td></tr>
<tr><td>生活保護
世帯</td><td>市町村民税
非課税
本人（保護者）
収入≦80万（※2参照）</td><td>市町村民税
非課税
80万＜本人（保護者）収入</td><td>市町村民税
＜3.3万
（中間所得層1）</td><td>3.3万≦
市町村民税
＜23.5万
（中間所得層2）</td><td>23.5万≦
市町村民税</td></tr>
<tr><td rowspan="3">生活保護
負担０円</td><td rowspan="3">低所得１
負担上限月額
2,500円</td><td rowspan="3">低所得２
負担上限月額
5,000 円</td><td colspan="2">原則：医療保険の自己負担限度額</td><td rowspan="2">公費負担の
対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">育成医療　※４参照</td></tr>
<tr><td>負担上限月額
5,000円</td><td>負担上限月額
10,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">高額治療継続者（「重度かつ継続」）</td><td></td></tr>
<tr><td>負担上限月額
5,000円</td><td>負担上限月額
10,000円</td><td>※３参照
負担上限額
20,000円</td></tr>
</table>

※　１一定所得以下の（　）は育成医療の場合。
２一定所得以下の年収80万円の基準は2025年６月までとなっており、2025年７月以降は、年収約80．9万円を基準として用いる。
３重度かつ継続の対象者：腎臓・小腸・免疫機能障害、心臓・肝臓機能障害（移植後の抗免疫療法のみ）又は疾病等に関らず、医療保険の多数該当者。
４育成医療の「中間所得」１、２及び「一定所得以上の重度かつ継続」の負担上限月額は特例による経過的措置。（上記の太枠部分。2027年３月31日まで。）

（２）精神障がい者の通院医療費給付　（自立支援医療）

精

精神疾患で通院する際に要する保健医療費の自己負担分を公費負担します。
なお、自己負担は原則 10%で、所得と病気の状況により一カ月あたりの負担上限額が設けられる場合があります。

利用できる方	指導を受けた病院又は診療所に通院し、精神障がいの医療を受ける方
窓　口	市町村福祉担当課
手　続	自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書及び診断書等が必要です。

（３）障がい者医療費給付

身　知　精

障がいのある方が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成します。

利用できる方	市町村によって対象者の範囲が異なります。また、助成の方法も市町村によって異なる場合がありますので、あらかじめ市町村の窓口で確認してください。
窓　口	市町村福祉医療担当課

（４）小児慢性特定疾病医療費給付

児

小児慢性特定疾病（801疾病）にり患している18歳未満の児童等が、県知事等が指定した医療機関（薬局、訪問看護ステーションを含む）において当該疾病に係る治療を受けた場合、その医療費が助成されます。
なお、所得に応じた自己負担があります。

利用できる方	小児慢性特定疾病に関する医療を受けている方
窓　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所）
手　続	支給認定申請書、医療意見書及び住民票の写し等が必要です。

（５）難病患者の医療費給付（特定医療費　国指定難病）

児　難

国が指定した難病患者の保険医療費（介護サービス費）の自己負担分を公費負担します。
なお、所得に応じた自己負担があります。

利用できる方	国が指定した難病（348 疾病）に関する医療を受けている方
窓　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所）
手　続	支給認定申請書、臨床調査個人票及び住民票の写し等が必要です。

（６）難病患者の医療費給付（特定疾病医療費　県指定難病）

難

県が指定した難病患者の保険医療費（介護サービス費）の自己負担分を公費負担します。
なお、所得に応じた自己負担があります。

利用できる方	県が指定した難病（溶血性貧血及び汎発性血管内血液凝固）に関する医療を受けている方
窓　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所）
手　続	支給認定申請書、臨床調査個人票及び住民票の写し等が必要です。

（７）難病患者の医療費給付（特定疾患治療研究事業）

難

特定疾患患者の保険医療費（介護サービス費）の自己負担分を公費負担します（自己負担なし）。

利用できる方	スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるものに限る）に関する医療を受けている方
窓　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所）
手　続	交付申請書、臨床調査個人票及び住民票の写し等が必要です。 ※　難治性肝炎のうち劇症肝炎及び重症急性膵炎の新規申請は受付けておりません。

（８）先天性血液凝固因子障害等患者の医療費給付

難

先天性血液凝固因子障害等患者の保険医療費（介護サービス費）の自己負担分を公費負担します（自己負担なし）。

利用できる方	20歳以上の方で、先天性血液凝固因子障害等に関する医療を受けている方
窓　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所）
手　続	交付申請書、診断書、住民票の写し等が必要です。

（９）遷延性意識障害者医療費給付

遷延性意識障害者（遷延性植物状態者）の保険医療費の自己負担分を公費負担します。
なお、所得に応じた自己負担があります。

利用できる方	引き続いて３か月以上の間、意識障害等がある方
窓　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所）
手　続	交付申請書、臨床個人票、住民票の写し等が必要です。

(10) ウイルス肝炎医療費給付

Ｂ型及びＣ型ウイルス肝炎の患者の保険医療費（原則入院に限るが、一部の通院も対象。）の最終自己負担分（患者一部負担額を除く。）を公費負担します。

窓　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所）
手　続	ウイルス肝炎医療費受給者証交付申請書、臨床個人票及び住民票の写し等が必要です。

３　医療的ケア等のある通所施設等を利用するには

障がい児（者）施設訪問看護サービス事業

身　知　精　難　児

保護者等の付添介護の負担を軽減するため、施設基準上、看護職員の配置等が義務付けられていない通所施設等に通う医療的ケア等が必要な障がい児・者等に対して以下の経費を補助します。

・訪問看護ステーションを利用して、施設内で医療的ケアを受ける場合の経費
　※　世帯の所得に応じて一部の負担していただく場合があります。
・通所施設等が看護職員を配置し、医療的ケアを行うために要する経費
・通所施設等が重症心身障がい児者に対して、理学、作業及び言語療法等が可能な職員（看護職員を含む）を配置し、リハビリテーションを行うために要する経費

利用できる方	施設基準上、看護職員の配置等が義務付けられていない通所施設等に通う、医療的ケア等（理学、作業、言語療法等によるリハビリテーション含む。）が必要な障がい児（者） ＜医療的ケアの範囲＞ ・経管栄養、痰の吸引、導尿等、比較的短時間に定時の対応で終了するもの ・施設内で医療的ケアを行うことについて、主治医が認め、看護職員が指示を受けたもの
補助対象施設	地域活動支援センター、共同作業所等
窓　口	市町村障がい福祉担当課

９　発達に関すること（療育）

１　療育相談等を受けるには

児

＜障がい児全般を対象とした窓口は、次の機関へ＞

児童相談所 （110 ページ参照）	外来相談、電話相談を実施しています。
保健福祉事務所 （106 ページ参照）	・「子どもの心とからだの相談事業」を実施しています。 ・乳幼児健康診査で要経過観察と診断された児とその保護者に個別相談・集団指導を行います。
市町村	市町村家庭児童相談担当部署において相談を実施しています。
障がい者総合 支援センター （108 ページ参照）	障がい保健福祉圏域（サービス提供のための広域市町村圏）ごとに療育に係る相談・指導及び各種サービスの調整を一体的に行います。
信濃学園	心身の発達について気がかりな児童の家庭での療育のための相談事業「こまくさ教室」を実施しています。 〒390-1401　松本市波田 4417-8 電話　0263-92-2078　　ＦＡＸ　0263-92-5729

＜発達障がい児（者）を対象とした窓口は、次の機関へ＞

発達障がい 情報・支援センター	長野県発達障がい情報・支援センター（委託先：信州大学医学部附属病院）にて、お住まいの地域の相談窓口を紹介します。 〒390-0802　松本市旭 2-11-30 （長野県松本旭町庁舎１階） 電　話　0263-37-2725（平日９時～16 時まで） ＦＡＸ　0263-37-3350 ホームページ　https://naganoken-hattatsu.info/

２　通所による療育・発達支援を受けるには

児

（１）障がい児通所支援事業

以下４つのサービスが受けられます。

児童発達支援	未就学の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作や知識技能を習得するとともに、集団生活に適応できるよう発達支援、治療等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児が、放課後や夏休み等の学校の休業日に通所により、生活能力の向上のための必要な活動や、社会との交流を通じた発達支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児が、重度の障害の状態等にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた場合、居宅において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、訪問支援員が保育所等を訪問し、支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

＜上記のサービスの給付決定や利用者負担等について＞

利用できる方	市町村が調査・判定し、給付決定を行います。
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。 詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム＞健康・医療・福祉＞福祉一般＞社会福祉法人・施設 ＞社会福祉施設名簿
窓　口	市町村障がい福祉担当課

（２）障がい児通園施設利用児療育支援事業

児童発達支援を利用する障がい児のいる世帯で、同一世帯から２人以上の就学前児童が保育所等に通所している場合、利用者負担を軽減します。

軽減率	２人以上の就学前児童が保育所等に通園している世帯の場合 (1)　２人目 ･････････ 50％軽減 (2)　３人目以降 ････ 100％軽減
窓　口	市町村障がい福祉担当課

（３）障がい児（者）施設訪問看護サービス事業

57 ページをご覧ください。

（４）保育所（障がい児保育）

集団保育が可能な障がい児を受け入れます。

窓　口	市町村等の設置主体に利用申込みをしてください。

３　入所による保護・療育・訓練を受けるには

児

（１）福祉型障害児入所施設（長野県信濃学園）

18歳未満の障がい児が入所し、保護及び独立自活に必要な知識や技能等について支援を受けます（信濃学園の事業の詳細は、下記をご覧ください）。

（２）医療型障害児入所施設

18 歳未満の障がい児が入所し、治療を受けるとともに、保護及び独立自活に必要な知識・技能を習得し、日常生活の支援を受けます。

利用できる方	児童相談所長の決定、又は児童相談所において調査・判定し、保健福祉事務所で給付決定を行います。
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。 詳しくは保健福祉事務所福祉課にお問い合わせください。
施設所在地	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム＞健康・医療・福祉＞福祉一般＞社会福祉法人・施設＞社会福祉施設名簿
窓　口	児童相談所、保健福祉事務所福祉課、利用希望施設

★長野県信濃学園のご案内

長野県信濃学園では、利用者（主に知的障がい児）の方に豊かな生活の場を提供するために、保護者や関係機関と連携しながら、一人ひとりに適した支援を実施しています。

＜施設の設置・運営について＞

・設　置　　長野県

・運　営　　社会福祉法人　長野県社会福祉事業団

＜長野県信濃学園では、在宅の障がい児の療育支援のために、以下の事業も行っています。＞

こまくさ教室	心身の発達に心配のあるお子さんの家庭での療育方法等について、医療・保健・福祉等の専門家が相談に応じます。
短期入所	在宅の障がい児者等の介護者が、一時的に家庭において介護できないとき等に、当該障がい児者を介護します。 利用希望者は、お住まいの市町村障がい福祉担当課へお問い合わせください。
日中一時支援	障がいのあるお子さんについて、保護者の就労又は休息等のために、信濃学園で日中お預かりして支援を行います。 利用希望者は、お住まいの市町村障がい福祉担当課へお問い合わせください。
お問い合わせ先	長野県信濃学園 〒390-1401　松本市波田 4417-8 電話　0263-92-2078　　FAX　0263-92-5729 ホームページ　https://nagano-swc.com/shinano/

10　教　育

１　教育についての相談を受けるには　児

（１）教育相談

障がいのある幼児・児童・生徒の成長、発達を図るための教育相談を行います。

利用できる方	障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者
窓　口	長野県総合教育センター、特別支援学校、教育事務所

（２）市町村の就学相談

市町村の教育委員会では、障がいのある幼児・児童・生徒に適切な教育を行うため、就学について相談・支援をする委員会を設けています。

利用できる方	障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者
窓　口	市町村教育委員会

２　視覚・聴覚障がいのある乳幼児が早期の支援や教育を受けるには　児

視覚・聴覚に障がいのある乳幼児の成長、発達を図るため、特別支援学校（視覚障がい・聴覚障がい）において、教育相談や親子教室などの早期支援を行っています。なお、特別支援学校（視覚障がい・聴覚障がい）には、幼児を対象とした教育を行う幼稚部を設置しています。

また、特別支援学校（視覚障がい）では、小諸市に「眼の相談室」、中南信地域は「アイアイ教室」を開設し、教育相談を実施しています。さらに、特別支援学校（聴覚障がい）では、小諸市に「乳幼児きこえの教室」、飯田市に「早期支援教室」を開設し、教育相談を実施しています。

利用できる方	障がいのある幼児とその保護者
窓　口	長野盲学校、松本盲学校、長野ろう学校、松本ろう学校

３　特別支援学校への入学について

（１）視覚障がい児（者）に対する教育

児

視覚障がい児(者)のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。

高等部保健理療科、専攻科理療科においては、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの知識、技能の修得に必要な教育を行います。

入学できる方	視覚障がいのある幼児・児童・生徒で、特別支援学校（視覚障がい）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（視覚障がい）の学校長（幼稚部・高等部）が判断した方
窓　　口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、長野盲学校、松本盲学校

（２）聴覚障がい児（者）に対する教育

児

聴覚障がい児(者)のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。

高等部においては、普通科のほか、被服、産業工芸の知識、技能の修得に必要な教育を行います。

入学できる方	聴覚障がいのある幼児・児童・生徒で、特別支援学校（聴覚障がい）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（聴覚障がい）の学校長（幼稚部・高等部）が判断した方
窓　口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、長野ろう学校、松本ろう学校

（３）知的障がい児（者）に対する教育

児

知的障がい児(者)のために、発達の状態や社会性等を把握した上で、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。

入学できる方	知的障がいのある児童・生徒で、特別支援学校（知的障がい）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（知的障がい）の学校長（高等部）が判断した方
窓　口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、特別支援学校（知的障がい）

（４）肢体不自由児（者）に対する教育

児

肢体不自由児(者)の教育のために、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。

入学できる方	肢体に障がいのある児童・生徒で、特別支援学校（肢体不自由）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（肢体不自由）の学校長（高等部）が判断した方
窓　口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、花田養護学校、稲荷山養護学校

（５）病弱児（者）に対する教育

児

病弱・身体虚弱児(者)の教育のために、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。

入学できる方	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の児童・生徒、または身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の児童・生徒で特別支援学校（病弱）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（病弱）の学校長（高等部）が判断した方
窓　口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、若槻養護学校、寿台養護学校

4　特別支援学級について

（１）知的障がい特別支援学級

児

知的障がいのある児童・生徒に、障がいの状況に応じた教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するために小・中学校に設けられた学級です。

入級できる方	知的障がいのある児童・生徒で、特別支援学級において教育を受けることが適当と市町村教育委員会が判断した方
窓　口	市町村教育委員会、小・中学校

（２）自閉症・情緒障がい特別支援学級

児

自閉症・情緒障がいのある児童・生徒に、障がいの状況に応じた教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するために小・中学校に設けられた学級です。

入級できる方	自閉症・情緒障がいのある児童・生徒で、特別支援学級において教育を受けることが適当と市町村教育委員会が判断した方
窓　口	市町村教育委員会、小・中学校

※　このほかに、病弱・身体虚弱特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、難聴特別支援学級があります。また、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が普段は通常の学級で教育を受け、必要に応じて週に数時間、通級指導教室（LD 等通級指導教室、ことばの教室）、特別支援学校（弱視通級、難聴通級）等に通い、障がいの状態の改善又は克服のために自立活動を中心とした指導を受ける「通級による指導」も行っています。
詳細は、市町村教育委員会へお問い合わせください。

5　就学奨励費を受けるには

就学奨励費

児

障がいのある児童等の就学に必要な費用を負担します。

利用できる方	特別支援学校又は特別支援学級に在籍する児童等の保護者等又は、小・中学校に在籍する学校教育法施行令第 22 条の３に規定する障がいの程度に該当する児童等の保護者等
負担の内容	教科用図書購入費、学校給食費、交通費、寄宿舎経費、修学旅行費、学用品費、通学用品費等の全額又は一部を保護者等の収入に応じて負担します。
窓　口	特別支援学校、小・中学校

※　このほか、通級による指導を受ける児童生徒は、その通学に係る特別に要する交通費のみを補助の対象とすることができます。詳細は、実施をしている市町村教育委員会へお問い合わせください。

６　総合教育センター・教育事務所一覧表

名　称	〒	所在地	電　話 FAX
長野県総合教育センター	399-0711	塩尻市片丘南唐沢 6342-4	0263-53-8800 0263-51-1290
東信教育事務所	384-0006	小諸市与良町 6-5-5	0267-31-0251 0267-31-0140
南信教育事務所	396-8666	伊那市荒井 3497	0265-76-6860 0265-76-6859
南信教育事務所 飯田事務所	395-0034	飯田市追手町 2-678	0265-53-0461 0265-22-0044
中信教育事務所	390-0852	松本市島立 1020	0263-40-1976 0263-47-7840
北信教育事務所	380-0836	長野市南長野南県町 686-1	026-234-9551 026-234-9557

７　特別支援学校一覧表

（１）特別支援学校（知的障がい）

名　　称	〒	所在地	電　話 FAX
長野養護学校	381-0041	長野市徳間宮東 1360	026-296-8393 026-251-3177
伊那養護学校	399-4577	伊那市西箕輪 8274	0265-72-2895 0265-76-9095
松本養護学校	390-1182	松本市今井 1535	0263-59-2234 0263-59-1005
上田養護学校	386-0153	上田市岩下 462-1	0268-35-2580 026-234-5045
飯田養護学校	395-1101	下伊那郡喬木村 1396-2	0265-33-3711 0265-33-1025
安曇養護学校	399-8602	北安曇郡池田町会染 6113-2	0261-62-4920 0261-61-1019
小諸養護学校	384-0083	小諸市市中原 824-3	0267-22-6300 0267-26-1069
飯山養護学校	389-2233	飯山市野坂田替田 220-1	0269-67-2580 0269-81-1073
諏訪養護学校	399-0211	諏訪郡富士見町富士見 11623-1	0266-62-5600 0266-61-1000
木曽養護学校	397-0001	木曽郡木曽町福島 1134-1	0264-22-3553 0264-21-1039
須坂市立 須坂支援学校	382-0013	須坂市須坂 780	026-245-0082 026-245-0197

（２）特別支援学校（視覚障がい）

名　称	〒	所在地	電　話 FAX
長野盲学校	381-0014	長野市北尾張部 321	026-243-7789 026-241-1019
松本盲学校	390-0802	松本市旭 2-11-66	0263-32-1815 0263-36-9505

（３）特別支援学校（聴覚障がい）

名　称	〒	所在地	電　話 FAX
長野ろう学校	380-0803	長野市三輪 1-4-9	026-241-5320 026-244-9217
松本ろう学校	399-0021	松本市寿豊丘 820	0263-58-3094 0263-85-1411

※　軽度難聴児童･生徒を対象とした「通級指導教室」を松本ろう学校、長野ろう学校に開設しています。

（４）特別支援学校（肢体不自由）･（知的障がい）

名　称	〒	所在地	電　話 FAX
稲荷山養護学校	387-0022	千曲市野高場 1795	026-272-2068 026-261-3453

（５）特別支援学校（肢体不自由）

名　称	〒	所在地	電　話 FAX
花田養護学校	393-0093	諏訪郡下諏訪町社花田 6525-1	0266-28-3033 0266-26-1000

（６）特別支援学校（病弱）

名　称	〒	所在地	電　話 FAX
若槻養護学校	381-0085	長野市上野 2-372-2	026-295-5060 026-251-3175

（７）特別支援学校（病弱）･（知的障がい）

名　称	〒	所在地	電　話 FAX
寿台養護学校	399-0021	松本市寿豊丘 811-88	0263-86-0046 0263-86-9276

（８）国立大学法人附属特別支援学校（知的障がい）

名　称	〒	所在地	電　話 FAX
信州大学教育学部 附属特別支援学校	381-0016	長野市南堀 109	026-241-1177 026-241-1019

11　社会生活力の向上

1　身体障害者更生相談室の巡回相談

身

県立総合リハビリテーションセンターにおいて、医師・理学療法士・義肢装具士・ケースワーカー等によるチームを編成し、各地を巡回して、身体に障がいのある方の補装具の判定、その他相談に応じます。

利用できる方	身体に障がいのある方で各種の判定、相談等を受けたい方
相談、判定等の種類	・補装具の相談、判定、適合判定 ・その他更生相談に関すること
窓　口	市町村障がい福祉担当課

2　在宅重度身体障害者訪問診査

身　知

市町村が、医師・看護師・機能訓練士・身体障害者福祉司等によるチームを編成し、重度の身体障がい者の家庭を訪問し、健康診査、機能訓練指導、生活指導、その他各種相談に応じます。

利用できる方	身体障害者更生相談室が実施する巡回相談に参加することが困難な在宅重度身体障がい者
窓　口	市町村障がい福祉担当課

3　音声機能障がい者発声訓練

身

疾病等により喉頭を摘出した方に、食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練等を行います。

利用できる方	音声機能障がい者
事業の実施場所	長野：長野赤十字病院　　松本：信州大学医学部附属病院 佐久：佐久総合病院　　諏訪：諏訪赤十字病院 飯田：飯田市立病院
窓　口	長野県信鈴会

4　視覚障がい者社会生活訓練

身

中途失明者への点字指導等のほか、社会生活に必要な知識の習得に関する講座を開催します。

利用できる方	視覚障がい者
事業の内容等	・　中途失明者に訓練指導員を派遣し、感覚訓練、点字指導、盲人用具の使用、歩行指導等を行います。（おおむね６か月） ・　歩行訓練、身辺や家事管理、コミュニケーション、福祉機器の活用方法等に関する知識の習得の講座を開催します。
窓　口	（福）長野県視覚障害者福祉協会

5　聴覚障がい者社会生活訓練

身

社会生活に必要な知識の習得（講座の開講）や交流会等を行います。

利用できる方	聴覚障がい者
事業内容等	社会生活教室等
窓　口	（福）長野県聴覚障害者協会

6　精神障がい者支え合い活動支援事業

精

当事者支援員が精神科病院や入所施設に入院・入所する障がい者や退院・退所後間もない障がい者及びその家族に対する面接及び訪問等による相談支援を行います。

利用できる方	精神障がい者及びその家族等
窓　口	長野県ピアサポートネットワーク 〒380-0838　長野市県町 460-2　長教ビル２階 203 電話　026-219-2780　　ＦＡＸ　026-219-2740

7　精神保健福祉相談事業

精

精神保健の向上を図るため、精神障がい者及び家族等に対し健康相談、家庭訪問等を行います。

利用できる方	精神障がい者及びその家族等
窓　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市保健所）

8　ヘルプマーク・ヘルプカードについて

身　知　精　難　児

（１）ヘルプマーク

＜ヘルプマークとは＞

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成したマークです。

ヘルプマークを持つことで「援助や配慮を必要としていることを知らせる効果」と、それを見た方に「援助や配慮を必要としていることに気づいてもらう効果」があります。

- ヘルプマークは、赤地に白字のプラスマークとハートマークです（画像①）。
- 「ヘルプマーク」は、マーク本体（吊り下げバンド付き）、裏面貼付用シール、説明書の３点を１セットとして配付しています。
- 吊り下げバンドを利用し、鞄等から吊り下げてご利用ください（画像②）。
- 裏面貼付用シールには、周囲に伝えたい情報や必要とする支援内容を記入することができます（画像③）。

画像①
ヘルプマーク

画像②
ヘルプマークの使用例

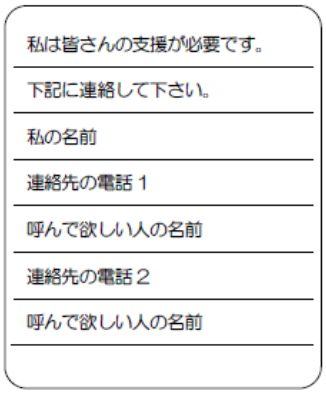

画像③
裏面貼付用シールの利用例

＜ヘルプマークをもらうには＞

対象者からの申出により、次のとおりヘルプマークを配付します。

対象者	義足や人工関節を使用している方、身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい、内部障がいのある方、難病の方、妊娠初期の方などであって、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている長野県内にお住まいの方（障害者手帳や病状等を証明する書類の提示は必要ありません）
配付窓口	・県内市町村福祉担当窓口 ・県保健福祉事務所（県内 10 か所） ・県精神保健福祉センター ・県総合リハビリテーションセンター ・県立病院（県立信州医療センター、県立こころの医療センター駒ヶ根、県立阿南病院、県立木曽病院、県立こども病院） ・県庁障がい者支援課

※　数に限りがありますので、配付はお一人につき１個とさせていただきます。
※　申込は、本人又はその家族に限ります。
※　窓口への来所が困難な方には、郵送での配付を行っております。お近くの配付窓口まで御相談ください。なお、郵送の場合は、返信用封筒と返信用切手（140 円）が必要となります。
※　ヘルプマークの趣旨に沿った、適切な利用をお願いします。
※　配付に際し、任意のアンケート依頼をさせていただきます。

（２）ヘルプカード

＜ヘルプカードとは＞

障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困った時に、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載するカードです。

＜カードの使い方＞

障がいのある方などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などにヘルプカードを使い、手助けを求めることができます。

ヘルプカードは折りたたんで、カードケース等に入れてご利用ください。

【ヘルプカードの活用場面】

ヘルプカードは、こんなときに役に立ちます。

（災害のとき）

- 災害が発生したとき
- 災害に伴う避難生活が必要なとき

（緊急のとき）

- 道に迷ってしまったとき
- パニックや発作、病気のとき

（日常的に）

- ちょっとした手助けがほしいとき

ヘルプカード

（３）ヘルプカードを利用される方は

ヘルプカードを利用される方は、下記ホームページからダウンロードし、使用してください。

【ホームページ URL】

https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/helpmark/helpcardgaiyo.html

【ホームページの２次元バーコード】

お問い合わせ先	県庁障がい者支援課 電話：026-235-7105　　FAX：026-234-2369 E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

★長野県立総合リハビリテーションセンターのご案内

総合リハビリテーションセンターは、障がいのある方の医療・福祉相談や必要な判定を行う身体障害者更生相談所、身体障がいのある方、視覚障がいのある方、高次脳機能障害のある方に訓練を提供するための障害者支援施設、治療用装具・補装具の製作・修理を行う補装具製作施設、整形外科・脳神経内科を中心とした医療と必要な機能回復訓練等を提供する病院の４つの機能を併せもつ複合施設です。また、高次脳機能障害支援の拠点病院となっています。

（１）更生相談室

判定業務		市町村からの依頼を受け、専門的・技術的立場から補装具費支給についての判定や自立支援医療（更生医療）の要否の判定等
相談業務	更生相談	身体障がいのある方の全般的な相談
	巡回相談	障がいの状況や地理的理由で、来所できない障がいのある方への利便を図るため、県内各地に出向いて相談 ※2025 年度の予定はホームページをご覧ください。
身体障害者手帳の交付		身体障害者手帳の審査・発行（中核市を除く） （申請は、市福祉事務所、町村障がい福祉担当課へ）

（２）障害者支援施設

＜自立訓練（機能訓練・生活訓練）＞

身体機能または生活能力の維持向上、社会復帰のために必要なサービスを提供

対　象		身体障害者手帳をお持ちの方や高次脳機能障害のため精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または、高次脳機能障害と診断された方（要診断書）
定　員	機能訓練	62 名
	生活訓練	６名
利用期間	機能訓練	市町村がサービス支給決定した期間で 18 ヶ月以内（頸髄損傷による四肢の麻痺、その他これに類する状態にある方は最長３年間）
	生活訓練	市町村がサービス支給決定した期間で 24 ヶ月以内

＜就労移行支援＞

就労に必要な知識及び能力向上のためのサービスを実施

対　象	身体障害者手帳をお持ちの方 高次脳機能障害のため精神保健福祉手帳をお持ちの方、または、高次脳機能障害と診断された方（要診断書）（65 歳未満の方が対象）
定　員	６名
利用期間	市町村がサービス支給決定した期間で 24 ヶ月以内

＜生活介護＞

常時介護を必要とする方に、入浴・排泄・食事の介護等のサービスを提供

対　象	身体障害者手帳をお持ちの方（該当する障害支援区分の認定を受けていることが必要）
定　員	６名
利用期間	市町村がサービス支給決定した期間

上記、４つの昼間実施サービスは、短期入所や通所でも利用することができます。

＜施設入所支援＞

対　象	昼間実施サービスを利用される方で、通所による利用が困難な方（市町村の障害支援区分の認定が必要）
定　員	60 名
利用期間	昼間実施サービス提供期間内

＜短期入所（ショートステイ）＞

認定された期間、居住の場を提供

対　象	身体障害者手帳をお持ちの方 障害支援区分認定を受けていることが必要（介護保険施設利用が優先となる場合もあります）
定　員	４名
利用期間	お住まいの市町村の認定した期間

昼間実施サービスと併せて利用することができます。

＜その他の特徴＞

・自動車運転訓練 障がい者用改造車で、上肢による運転操作、片上下肢による運転操作などを訓練します。	
取得訓練	主に身体障がい者用に改造された教習車を必要とされる方を対象にしています。 （免許証に限定条件が必要ない方は、一般の自動車教習所での教習が可能であるため）
習熟訓練	既に免許証をお持ちの方で、障がいのため運転に対する不安がある方について、所内の運転訓練場での訓練を経た上で、所定の一般道路での訓練を行います。
・高次脳機能障害者支援 高次脳機能障害により社会参加に支障がある方に対し、就労支援及び自立した社会生活を目的とした訓練を個別及びグループ活動を通して実施します。 **・パソコン訓練** 初心者はＷｏｒｄ、Ｅｘｃｅｌの基本から、上級者にはＡｕｔｏＣＡＤ操作等を訓練します。 **・計画相談支援** 主として当施設利用者のうち必要な方を対象に、サービス等利用計画を作成します。	

（３）補装具製作施設

対 象	治療用装具（医療保険）、補装具の製作・修理を希望する方
手続き	治療用装具（医療保険）が必要な方は、外来診療予約をお願いします。 身体障害者手帳をお持ちの方は、市町村の福祉担当課、労災保険が適用される方は労働局にご相談ください。

（４）病　院

対　象	身体の障がいの軽減や障がい発生の未然防止の医療が必要な方
診療科目	整形外科、脳神経内科、内科、泌尿器科、リハビリテーション科
外　来	予約優先制 予約受付：月曜日～金曜日、午後１時～午後４時 ※予約の受付は、土・日・祝祭日は行っていません
病　棟	２病棟（80 床） 整形外科・脳神経内科の医療、リハビリテーション

（５）高次脳機能障害支援拠点病院

北信地区の拠点病院の指定を受け、病院・施設等が連携し、高次脳機能障害の相談や診断、家族支援を行うとともに、高次脳機能障害への理解を深めるため研修会を実施。

（他の高次脳機能障害の拠点病院については、110 ページをご覧ください。）

お問い合わせ先	長野県立総合リハビリテーションセンター 所在地　〒381-8577 長野市大字下駒沢 618-1 電話　026-296-3953（代表）　　ＦＡＸ　026-296-3943

12　働　く　場（雇用）

１　職業訓練を受けるには

（１）ハロートレーニング（公的職業訓練）

身　知　精

職業に就こうとしている方の適性や地域の雇用ニーズ等に対応した職業訓練を実施しています。

訓練期間	職種により１か月から１年（最大２年）
訓練手当等	公共職業安定所長の指示を受けた方で、一定の要件を満たした場合に以下の手当等が支給されます。 ア　雇用保険受給資格があって訓練開始前日に必要な残日数がある方 ・基本手当日額が訓練終了まで支給されます ・受講手当日額 500 円（最大 40 日まで） イ　雇用保険受給資格がない方で世帯等の収入等が一定以下である方 ・受講給付金１か月 10 万円 ウ　上記ア、イいずれも該当しない方 ・基本手当日額（２級地）3,930 円　（３級地）3,530 円 ・受講手当日額 500 円（最大 40 日まで）
窓　口	公共職業安定所

（２）盲人ホーム

身

あん摩師、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者で、自営又は雇用されることが困難な方に、必要な技術指導を行い、自立更生を目指す施設です。

窓　口	長野県盲人ホーム　（設置主体（福）長野県視覚障害者福祉協会） 〒390-0802　松本市旭 2-11-39 電話　0263-32-5632

２　就職をするには

（１）自動車運転免許の取得

身

18 歳以上の身体障害者手帳所持者が自動車運転免許を取得して就職をしようとする場合、厚生労働省の委託により「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の教習料金が無料で運転教習を受けられます。

利用できる方	次の用件を全て満たすことが必要です。 ・公共職業安定所に求職登録してある方 ・運転免許試験場での運転適性検査に合格した方 ・身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

窓　口	身体障害者運転能力開発訓練センター 通称 東園（あずまえん）月曜定休 〒352-0023　埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46 電話 048-481-2711　FAX048-481-6578
その他	検定料、傷害保険料は有料です。 入所日は、１・４・７・10 各月初めで、教習期間は３か月です。 宿泊施設もあります。

（２）障害者トライアル雇用事業

身 知 精 難

ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障がいのある方を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障がいのある方の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る事業です。

窓　口	公共職業安定所

３　障がい者を雇用する企業が助成を受けるには

身 知 精 難

障がい者雇用企業への助成

障がい者を雇用するために、事業主が職場環境を整備したり、適切な雇用管理を実施したりする費用の助成、賃金の一部を助成する制度を設け、障がい者の雇用の促進と安定を図ります。

主な助成金		窓口
ア	障害者作業施設設置等助成金	※高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部 高齢・障害者業務課
イ	障害者福祉施設設置等助成金	
ウ	障害者介助等助成金	
エ	職場適応援助者助成金	
オ	重度障害者等通勤対策助成金	
カ	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	
キ	障害者雇用相談援助助成金	
ク	障害者能力開発助成金	
ケ	キャリアアップ助成金【障害者正社員化コース】	長野労働局
コ	特定求職者雇用開発助成金	公共職業安定所
	・特定就職困難者コース	
	・発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	
サ	トライアル雇用助成金	
	・障害者トライアルコース	
	・障害者短時間トライアルコース	

＜県内公共職業安定所（ハローワーク）一覧＞

名　称	〒	所在地	電　話 FAX
長　野	380-0935	長野市中御所 3-2-3	026-228-1300 026-226-1358
松　本	390-0828	松本市庄内 3-6-21	0263-27-0111 0263-27-0041
上　田	386-8609	上田市天神 2-4-70	0268-23-8609 0268-23-9529
飯　田	395-8609	飯田市大久保町 2637-3	0265-24-8609 0265-22-9449
伊　那	396-8609	伊那市狐島 4098-3	0265-73-8609 0265-76-2534
篠ノ井	388-8007	長野市篠ノ井布施高田 826-1	026-293-8609 026-292-8701
飯　山	389-2253	飯山市飯山 186-4	0269-62-8609 0269-62-5972
木曽福島	397-8609	木曽郡木曽町福島 5056-1	0264-22-2233 0264-23-3728
佐　久	385-8609	佐久市原 565-1	0267-62-8609 0267-63-3620
小諸出張所	384-8609	小諸市御幸町 2-3-18	0267-23-8609 0267-22-2073
大　町	398-0002	大町市大町 2715-4	0261-22-0340 0261-22-7714
須　坂	382-0099	須坂市墨板 2-2-17	026-248-8609 026-248-4747
諏　訪	392-0021	諏訪市上川 3-2503-1	0266-58-8609 0266-58-6762
岡谷出張所	394-0027	岡谷市中央町 1-8-4	0266-23-8609 0266-24-1963

※　お問い合わせは、公共職業安定所の障害者専門窓口へお願いします。

４ 職業訓練、相談、職場定着

（１）長野障害者職業センター

身 知 精

これから働こうとする、または働いている障がいのある方に対して、職業相談、職業評価、職業準備支援（働く上でのご自身の特性や職場に配慮を依頼できると良いこと、対人技能やストレス対処技能の向上、就職活動等の支援）、ジョブコーチ支援（職場訪問による在職者の職場定着のための支援）、リワーク支援（うつ病等の精神疾患で休職中の方の職場復帰支援）等を行っています。

＜お問い合わせ先＞

名　称	〒	所在地	電　話
		メールアドレス	FAX
（独）高齢・障害・求職者 雇用支援機構　長野支部 長野障害者職業センター	380-0935	長野市中御所 3-2-4	026-227-9774
		nagano-ctr@jeed.go.jp	026-224-7089

（２）工科短期大学校

身 知 精

急速な技術革新の進展に伴う新たな技術に柔軟に対応できる高度な知識と技能を兼ね備えたものづくりのスペシャリストを育成するための短期大学校です。また、在職している方のより高度で専門的な技術を習得したいというニーズに応えるため、短期の講座を開催しています。

障がいのある学生又は受講生を受け入れるため、校舎にエレベーター及び点字ブロックを設置しているほか、工科短期大学校には車イス対応の学生寮も用意してあります。

＜お問い合わせ先＞

名　称	〒	所在地	電　話
		メールアドレス	FAX
工科短期大学校	386-1211	上田市下之郷 813-8	0268-39-1111
		kokatankidai@pref.nagano.lg.jp	0268-37-1102
南信工科短期大学校	399-4511	上伊那郡南箕輪村 8304-190	0265-71-5051
		nanshinkotan@pref.nagano.lg.jp	0265-72-2064

（３）技術専門校

身 知 精

職業に必要な能力を開発し、向上させるため、本人の希望・適性・職業経験等に応じて職業訓練を行います。ものづくり系の科目を中心とした常設の施設内訓練（６月～２年）のほかに、企業や社会福祉法人等を活用した委託訓練（パソコン技能習得、介護福祉など）も行っています。

＜お問い合わせ先＞

名　称	〒	所在地	電　話
		メールアドレス	FAX
長野技術専門校	388-8011	長野市篠ノ井布施五明 3537	026-292-2341

		nagagisen@pref.nagano.lg.jp	026-292-2342
松本技術専門校	399-0011	松本市寿北 7-16-1	0263-58-3158
		matsugisen@pref.nagano.lg.jp	0263-85-1412
岡谷技術専門校	394-0004	岡谷市神明町 2-1-36	0266-22-2165
		okagisen@pref.nagano.lg.jp	0266-21-1000
飯田技術専門校	395-0823	飯田市松尾明 7508-3	0265-22-1067
		iidagisen@pref.nagano.lg.jp	0265-22-4015
佐久技術専門校	385-0042	佐久市高柳 346-4	0267-62-0549
		sakugisen@pref.nagano.lg.jp	0267-62-6476
上松技術専門校	399-5607	木曽郡上松町大字小川 3540	0264-52-3330
		agemagisen@pref.nagano.lg.jp	0264-52-2079

（４）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 長野支部　高齢・障害者業務課

身　知　精

障害者雇用納付金制度に基づき障害者雇用納付金の徴収及び助成金等の支給を行っているほか、障がい者雇用への関心と理解を深めるため、アビリンピックの開催等の広報・啓発等を行っています。

＜お問い合わせ先＞

名　称	〒	所在地	電　話
	ホームページ URL		F A X
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構　長野支部　高齢･障害者業務課	381-0043	長野市吉田 4-25-12	026-258-6001
	https://www.jeed.go.jp/location/shibu/nagano/		026-243-2077

（５）地域就労支援センター（Job サポ）

身　知　精　難

障がいのある方や就職に困難を抱える方等に対し、「地域就労支援センター（Job サポ）」において、就業に関する悩み等に対して寄り添った伴走型の支援を行っています。

＜お問い合わせ先＞

名　称	電　話
地域就労支援センター（Job サポ）	050-5536-8234

（６）地域農福連携促進コーディネーター

身 知 精

就労継続支援Ｂ型事業所等を利用する障がいのある方の収入増加により自立を促進するため、事業所等と地域の企業・農業者等とを結び付け、就労活動の活性化を図るスタッフを配置しています。

＜お問い合わせ先＞

名　称	〒	駐在先	電　話	FAX
長野県セルプセンター協議会事務局	380-0936	長野市大字中御所字岡田 98-1 長野県長野保健福祉事務所庁舎内	0262-91-8280	0268-91-8290

（７）障がい者ＩＴサポートセンター

身 知 精

高度情報化社会の進展に伴い、情報のバリアフリー化の推進や、ＩＴ利用による就労を含めた社会参加の促進を図るため、障がいのある方へのＩＴに関する利用相談対応・情報提供等を行い、ＩＴ活用能力の向上を図る総合的なサービス拠点を設置しています。

＜お問い合わせ先＞

名　称	〒	所在地／ホームページ	電話／FAX
長野県障がい者ＩＴサポートセンター	390-0814	松本市本庄１丁目４番地 10 ＫＯＭＡＴＳＵマンション１階	0263-88-2903
		https://www.sohomiraijuku.jp/it_support/	0263-88-2722

（８）障がい者短期トレーニング促進事業

身 知 精

障がい者本人及び関係機関がそれぞれの立場から就業に係る経験を積むことにより、人材の流動性を高め障がい者の一般就労の促進を図ります。

＜事業の内容等＞

内容	企業等で、障がいのある方がより実践的な短期職場実習を行う場合に、必要な経費を助成します。 ・１人１回につき１ヶ月以内、実習時間は合計 60 時間以内 ・実習者への手当（実習１日あたり 500 円） ・傷害保険料等
窓　口	障害者就業・生活支援センター

（９）障害者就業・生活支援センター

身 知 精

障がい保健福祉圏域ごとに、就業支援ワーカー及び生活支援ワーカーを配置し、障がいのある方の就職や職場定着支援及び職業生活・地域生活に関する相談・支援を行います。

圏域（地域）により、各圏域（地域）の障がい者総合支援センターと一体的に設置されている場合があります。

＜お問い合わせ先＞

名　称	〒	所在地	電　話
佐久圏域障がい者就業・生活支援センター　ほーぷ	385-0022	佐久市岩村田 1880-4	0267-66-3563
上小圏域障害者就業・生活支援センター　ＳＨＡＫＥ	386-0012	上田市中央 3-5-１ (上田市ふれあい福祉センター２階)	0268-27-2039
諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター　すわーくらいふ	392-0026	諏訪市大手１丁目 789-1	0266-54-7013
上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター	399-4511	上伊那郡南箕輪村 6451-1	0265-74-5627
飯伊圏域障がい者就業・生活支援センター	395-0024	飯田市東栄町 3108-1 （さんとぴあ飯田１階）	0265-24-3182
木曽圏域障がい者就業・生活支援センター　ともに	399-5607	木曽郡上松町大字小川 1702 （ひのきの里総合福祉センター内）	0264-52-2494
大北圏域障がい者就業・生活支援センター がんばりやさんＫウォーク	398-0002	大町市大町 4085-5	0261-85-0552
松本圏域障がい者就業・生活支援センター　しぇるぱ	390-0852	松本市島立 1020 （長野県松本合同庁舎内）	080-4178-6678
長野圏域障害者就業・生活支援センター　ウィズ	380-0935	長野市中御所３丁目 2-１ （カネカビル１階）	026-214-3737
ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター	383-0002	中野市田上 322 番地	0269-38-0615

13　各 種 割 引 制 度

1　運賃等の割引を受けるには

（1）鉄道運賃の割引

身　知

＜次のとおり割引されます＞

対象者	第１種身体障害者 第１種知的障害者 介護者	第２種身体障害者 第２種知的障害者	指定救護施設（障害児入所施設等）等の入所児者
普通乗車券	単独又は介護者とともに乗車船する場合	単独で乗車船する場合	単独又は介護者とともに乗車船する場合
	（単独の場合、片道営業距離数が 100ｋｍを超える区間）		
定期乗車券	介護者とともに乗車船する場合	12 歳未満の障がい者が介護者とともに乗車船する場合	
	（12 歳未満の障がい者の場合、介護者のみが対象）		
回数乗車券	介護者とともに乗車船する場合		
急行券	介護者とともに乗車船する場合		
割引率	50%		
手　続	みどりの窓口で手帳を呈示し、口頭又は申込書をもって割引乗車券を購入してください。JR の専用サイトの利用も可能です（マイナポータルへの登録が必要です。） 大人の第１種障害者及びその介護者が片道 100 ㎞以内の普通片道乗車券を購入する場合は、自動券売機で購入した小人用乗車券でも乗車船することができます。 ただし、乗降に伴う改札の際に手帳の呈示が必要です。		指定救護施設の代表者が発行する割引証をみどりの窓口で呈示し、割引乗車券を購入してください。

※　上記については、ＪＲ各社の経営する鉄道等に適用となりますので、その他の民間鉄道については、各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。

※　特急券（指定席・自由席）、グリーン券、寝台券などは割引の対象となりません。

利用できる方	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者
窓　口	各駅の乗車船券発売窓口
手　続	手帳の呈示又は割引証の提出

※　しなの鉄道（株）、上田電鉄（株）では、精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、普通乗車券・定

期乗車券等の５割割引を行っています。

＜第１種障害者及び第２種障害者は、おおむね次のように区分されます＞

			1級	2級	3級	4級	5級	6級
第1種	視　覚		○	○	○	△		
	聴　覚			○	○			
	平　衡							
	音声・言語							
	そしゃく							
	上　肢		○	△				
	下　肢		○	○	△			
	体　幹		○	○	○			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	○	○				
		移動機能	○	○	○			
	内部	ぼうこう直腸	○		○			
		心臓、腎臓呼吸器、小腸	○		○	○		
		ヒト免疫不全肝臓	○	○	○	○		
	知的障がい		療育手帳Ａ１、Ａ２所持者					

			1級	2級	3級	4級	5級	6級
第2種	視　覚					△	○	○
	聴　覚					○		○
	平　衡				○		○	
	音声・言語				○	○		
	そしゃく				○	○		
	上　肢			△	○	○	○	○
	下　肢				△	○	○	○
	体　幹						○	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢			○	○	○	○
		移動機能				○	○	○
	内部	ぼうこう直腸				○		
		上記以外						
	知的障がい		療育手帳Ｂ１、Ｂ２所持者					

※　一部の私鉄では、距離制限等の緩和措置が取られています。

（２）バス運賃の割引

身 知 精

＜次のとおり割引されます＞

区　分	割引率
普通乗車券	５割引

※定期乗車券、貸切バスについては、各会社へお問い合わせください。

利用できる方	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
手　続	手帳を乗車券発売窓口で呈示し割引乗車券を購入するか、又は手帳を運転手に呈示し割引料金を支払ってください。

（３）タクシー運賃の割引

身 知

タクシーの運賃が 10%割引になります（時間制運賃を含む）。
（相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については、割引対象となります。）
ただし、迎車回送料金、駐車料金は、割引対象外です。高速道路の障害者割引を利用できるかは、タクシー会社又は運転手に事前に確認してください。

利用できる方	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者 ・精神障がいの方については、県内で未実施の事業者もあります。 ご乗車の際お尋ねください。
手　続	乗車の際、運転手に手帳を呈示してください。

（４）航空旅客運賃の割引

身 知

各航空会社が国内路線ごとに設定しています。

利用できる方	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者（１名） ・事業者によって取扱いが異なる場合もあります。ご利用の際お尋ねください。
手　続	航空券の購入及び搭乗手続きの際、手帳を窓口にて呈示してください。

（５）有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引

身 知

＜次のとおり割引されます＞

適用範囲	運転者が本人の場合	運転者が介護者の場合
利用できる方	すべての身体障がい者	第１種身体障害者 第１種知的障害者
自動車の範囲	身体障がい者本人又は所定の親族が所有する乗用自動車等（営業用を除く）※参照	障がい者本人、所定の親族又は介護者が所有する乗用自動車等（営業用を除く）※参照
割引率	50%以内	
窓　口	市福祉事務所、町村障がい福祉担当課 オンライン申請も可（自家用車を事前登録のうえETC利用申請される方限定）	
手　続	あらかじめ市福祉事務所又は町村において、手帳の所定の欄に自動車登録番号等の記載を受けてください。 料金所において、手帳を呈示してください。 また、所定の手続によりＥＴＣ利用での割引が受けられます。	

※令和５年３月 27 日から、タクシーや福祉有償運送、レンタカー、知人の自家用車等での有料道路の利用であっても、料金所で障害者割引登録済みであることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示し、料金所係員が要件等の確認を行うことで、割引が適用されることとなります。（要件があります。）
詳しくは、ホームページ https://www.expressway-discount.jp を参照してください。

２ 郵便料金の免除・点字ゆうパック等の運賃の適用を受けるには

（１）点字郵便物等の無料扱い

身

点字郵便物、特定録音物等郵便物の郵便料金が無料になります。
（速達、書留等の特殊取扱料金は有料です。）

対　象	・点字郵便物は点字のみを内容とするものを指します。 ・特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とするもので日本郵便株式会社の指定する施設が発受するものを指します。 ・点字郵便物、特定録音物等郵便物ともに重量は３kg までで、開封とし郵便物の表面左上部（横に長いものは表面右上部）に「点字用郵便」と明瞭に記載します。
窓　口	郵便局

（２）点字ゆうパック等の運賃

身 知

点字ゆうパック（小包）、心身障がい者用ゆうメール（冊子小包）、聴覚障がい者用ゆうパック（小包）の運賃がそれぞれ適用されます。

対　象	・点字ゆうパックは、点字のみを内容とするものを指します。 （重量は30kgまで。ゆうパック外装の見やすい所に「点字ゆうパック」と記載） ※サイズ区分により、100円～730円 ・心身障がい者用ゆうメールは、身体に重度の障がいがある方又は知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間で発受される冊子とした印刷物を内容とするものを指します。 （重量は３kgまで。表面に「図書館用ゆうメール」と記載） ※内容品が確認できるよう、一部開封等又は内容品の見本を提示します。 ※重量により、92円～310円 ・聴覚障がい者用ゆうパックは、聴覚障がい者用ビデオテープ等を内容とし、聴覚障がい者と日本郵便株式会社の指定する施設との間で発受されるものを指します。 （重量は30kgまで。ゆうパック外装の見やすい所に「聴覚障がい者用ゆうパック」と記載） ※サイズ区分により、100円～730円
窓　口	郵便局

３ 青い鳥郵便葉書の無償配付を受けるには

身 知

申出者一人につき通常葉書（20枚）が、無償配付されます。
※無償配付される葉書は通常葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）の中から選ぶことができます。

対象者	重度の身体障がい者（１級又は２級の方）及び重度の知的障がい者（療育手帳に「A」又は「１度、２度」と表記されている方）で配付を希望される方
受付期間	４月１日～５月31日（土日又は休日に当たる場合は翌営業日）
申出の方法	＜郵便局での申出方法＞ お近くの郵便局または簡易郵便局に療育手帳等を提示の上、所定の用紙に必要事項を記入し提出してください。 ＜郵送での申出方法＞ 郵送での申し出を希望される方は、所定の用紙に必要事項を記入し、住所又は居所のお近くに所在する郵便局に郵送してください。 なお、郵送での申し出の場合は、療育手帳等の写しの同封が必要です。
配付の方法	青い鳥郵便葉書は、配付開始日（４月20日）※以降、申出者の住所又は居所の集配を受け持つ郵便局から郵送されます。 詳細はお近くの郵便局へお問い合わせください。 ※4月20日が土日又は休日にあたる場合は翌営業日

４　ＮＨＫ放送受信料の免除を受けるには

身　知　精

＜次に該当する場合、NHK 放送受信料が全額または半額免除＞

全額免除	公的扶助受給者	・生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	市町村民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉事業施設等入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所に入所されている場合
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級または２級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第１款症の方が、世帯主で受信契約者の場合
	市長村	障がい福祉担当課
	ＮＨＫ　電話	０５７０－０７７－０７７
	ＮＨＫ　FAX	０４５－５２２－３０４４※＜ご注意＞
	ＮＨＫ	※1.お名前　2.ご住所　3.回答を希望される電話番号（FAX 番号）　4.お問い合わせ内容　をご記入のうえ FAX をお送りください。お問い合わせの内容によって、お答えできない場合や回答に時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
	ＮＨＫ	●受信料に関するお問い合わせフォーム
	ＮＨＫ	https://www.nhk-cs.jp/pid28/fromContact/new/input.do?k=EGYFORM1

５ 携帯電話関連のサービスを受けるには

身 知 精

携帯電話の割引サービス
点字請求サービス

携帯電話各社で割引サービス等を行っています。サービスの内容は随時変わりますので、最新の情報は、各社へお問い合わせください。

＜ＮＴＴドコモ＞

電　　話 ≪ドコモインフォメーションセンター≫	(1) ドコモの携帯電話から　　(局番なしの)151（無料） (2) 一般電話等から　　0120-800-000（無料） ※一部のＩＰ電話からは接続できない場合があります。 ※受付時間：午前９時～午後８時(年中無休)
メール	(1) パソコン等から ホームページ　ホーム https://www.nttdocomo.co.jp/ →お客様サポート → ご意見・ご要望 → メールでのお問い合わせ (2) スマートフォンから dmenu → My docomo → メニュー（右上）→ お客様サポート →お問い合わせ→ ご意見・ご要望 → メールでのお問い合わせ
その他	(1) ホームページ　ホーム　https://www.nttdocomo.co.jp/ (2) ホームページ　割引サービス https://www.nttdocomo.co.jp/charge/hearty/ (3) 点字請求サービス 「ドコモインフォメーションセンター」へお問い合わせください。

＜ａｕ＞

総合案内	(1) au の携帯電話から　　(局番なしの）157（無料） (2) 一般電話等から　　0077-7-111（無料） ※受付時間：午前９時～午後８時（年中無休）
その他	(1) ホームページ　ホーム　http://www.au.kddi.com/ (2) ホームページ　割引サービス http://www.au.kddi.com/mobile/charge/other-discount/smile-heart/ (3) 点字請求サービス　「総合案内」へお問い合わせください。

＜ソフトバンク＞

総合案内	(1) ソフトバンクの携帯電話からの場合　（局番なしの）157（無料） (2) 一般電話等からの場合　　0800-919-0157（無料） ※受付時間：午前９時～午後８時
その他	(1) ホームページ　ホーム　http://www.softbank.jp/mobile/ (2) ホームページ　割引サービス http://www.softbank.jp/mobile/price_plan/options/heartfriend-white-plan/

14　視覚障がい者、聴覚障がい者等の情報支援に関すること

1　情報の提供を受けるには

（1）点字・声による即時情報の提供

身

内　容	新聞、雑誌等で毎日流れる新しい情報を点字及び 音声（電話ナビゲーションサービス　電話 0570-02-1802）により提供します。
窓　口	（福）長野県視覚障害者福祉協会

（2）点字広報、テープ広報の発行等

身

内　容	点字及びテープによる「広報ながのけん」を作成し、視覚障がい者の方に配布しています。 また、日常生活上必要な情報を点訳、朗読ボランティアの協力により提供します。
窓　口	（福）長野県視覚障害者福祉協会・県企画振興部広報・共創推進課

2　ＣＤ・ＤＶＤ・図書等を借りるには

（1）点字図書、声の図書等の貸出

身

内　容	点字図書、声の図書（ＣＤ・テープ）、ＣＤ図書朗読機の貸出を行います。
窓　口	上田点字図書館（〒386-0014　上田市材木町 1-2-5　電話 0268-22-1975）

（2）録音テープの貸出

身

内　容	小説や教養・娯楽に関する図書等の朗読録音テープの貸出を行います。
窓　口	（福）長野県視覚障害者福祉協会

（3）字幕入りＤＶＤの貸出

身

内　容	字幕入り又は手話入りのＤＶＤの貸出を行います。
窓　口	長野県聴覚障がい者情報センター、（福）長野県聴覚障害者協会

※　聴覚障がい者情報センターの詳細は、93 ページをご覧ください。

（４）電子書籍の貸出

全

内　容	パソコンやスマホ・タブレットで読んだり聴いたりできる、電子書籍の貸出を行います。 ※ デジとしょ信州（市町村と県による協働電子図書館） ：小説、レシピ本、ビジネス書、子どもの本、外国語の本など ※ KinoDen：学術書、専門書
窓　口	市町村立図書館、県立長野図書館

（５）視覚障がい者専用電子図書館

視

内　容	スマホやパソコンを使い、対象の電子書籍を自動読み上げします。貸出・返却の手続きが必要ありません。 ※ デジとしょ信州（市町村と県による協働電子図書館）サービスの１つ
窓　口	県立長野図書館

３ ＮＴＴ関連のサービスを受けるには

（１）無料電話番号案内（ふれあい案内）

身 知 精

電話番号が無料で案内されます。ご利用には事前に登録が必要です。
※番号案内(104 番)は 2026 年 3 月 31 日をもって終了いたします。
無料電話番号案内（ふれあい案内）は継続して提供いたしますが、2026 年 4 月 1 日以降は
ご案内時間等ご利用方法を見直す予定です。

利用できる方	ア　身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方 ・視覚障がい（1～６級） ・肢体不自由【上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい】（１、２級） ・聴覚障がい（２、３、４、６級） ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい（３、４級） イ　戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方 ・視覚障がい(特別項症～第６項症) ・肢体不自由（上肢）（特別項症～第２項症） ・聴覚障がい（第２項症、第４項症） ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい（第１項症、第２項症、第４項症） ウ　療育手帳をお持ちの方 エ　精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
申込の方法	下記の連絡先にお問い合わせください。
お問い合わせ先	お電話によるお問い合わせ先 フリーダイヤル　0120-104174（全国共通） ＦＡＸによるお問い合わせ先 フリーダイヤル　0120-104134（全国共通） ※ＦＡＸによるお問い合わせ注意事項 お問い合わせ内容・名前・折り返しのファクス番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。 申込書、障害者手帳等は送付いただいても受け付けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。 返信はＦＡＸで行いますので、ＦＡＸを受信できる方のみのお問い合わせとさせていただきます。 送信してから３営業日以上折り返しがない場合は通信機器のトラブル等が考えられますので再度送信をお願いします。 050 から始まる電話番号、ならびに携帯電話、衛星電話、公衆電話からのＦＡＸ送付は受け付けておりません。 なお、申込書は郵送でお送りします。 受付時間　９:00～17:00（土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く）

（２）ＦＡＸによるサービス

身

下記サービスのＦＡＸ通信料が無料となります。

<table>
<tr><th>ＦＡＸによるサービス及び内容</th><th>ＦＡＸ番号</th><th>受付時間</th></tr>
<tr><td>＜ＮＴＴふれあいＦＡＸ＞
電話の移転、ご注文、故障等のご相談をはじめ、サービスのお問い合わせ等、ＮＴＴ東日本へのご相談をＦＡＸでお受けします。</td><td>東日本エリア
0120-700133</td><td>受付時間終了後に送信いただいた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。</td></tr>
<tr><td>＜ＮＴＴ ファクス 104＞
電話･ＦＡＸ番号のお問い合わせをＦＡＸでお受けします。
※ＮＴＴファクス 104 は 2026 年 3 月 31 日をもって終了いたします。
ふれあい案内（無料電話番号案内）にご登録のお客様は継続してご利用いただけますが、2026 年 4 月 1 日以降はご案内時間等ご利用方法を見直す予定です。
<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>料　金</th></tr>
<tr><td rowspan="3">昼間・夜間
（午前 8 時～午後 11 時）</td><td colspan="2">月に 1 案内の場合</td><td>66 円（税込）／案内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">月に 2 案内以上の場合</td><td>1 案内分</td><td>66 円（税込）／案内</td></tr>
<tr><td>1 案内を超える部分</td><td>99 円（税込）／案内</td></tr>
<tr><td colspan="3">深夜・早朝（午後 11 時～翌朝 8 時）</td><td>165 円（税込）／案内</td></tr>
</table></td><td>0120-000104</td><td>24 時間
（年中無休）</td></tr>
<tr><td>＜ＮＴＴ ファクス 115＞
電報のお申込みをＦＡＸでお受けします。
※午後 2 時までに受付が完了した電報は、当日配達いたします。</td><td>0120-789379</td><td>（東日本発信）
8:00～19:00
（西日本発信）
8:00～17:00
（年中無休）</td></tr>
</table>

（３）電話お願い手帳Ｗｅｂ版・アプリ版について

耳や言葉が不自由な方に、外出先で周囲の方に何かを尋ねたり、お願いしたりする際に利用していただく「電話お願い手帳Ｗｅｂ版」と「電話お願い手帳アプリ版」を無料でご利用いただけます。

＜Ｗｅｂ版＞以下、ＵＲＬよりアクセスし、ご利用ください。

スマートフォン・ＰＣ向け	https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/denwaonegai/
フィーチャーフォン向け	https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/denwaonegai_mobile/

＜アプリ版（Android、iOS）＞

Android	Google play™から「電話お願い手帳」と検索・ダウンロード※1をして、ご利用ください。 ※1 Android 7.0 以降に対応しております。
iOS	App Store から「電話お願い手帳」と検索・ダウンロード※2をして、ご利用ください。 ※2 iOS 15.0 以降に対応しております。

身

４　ヒアリングループ（磁気ループ）等について

県では、下記の施設にヒアリングループ（磁気ループ）等が設置されています。
携帯型ヒアリングループは貸出も可能です。ご利用希望の場合は下記施設まで事前にご相談ください。また、ホールでの利用は公演主催者まで事前にご相談ください。
なお、市町村が管理するホールや公民館等の設置状況については、直接市町村にお問い合わせください。

＜ヒアリングループ（磁気ループ）やＦＭトランスミッターについて＞

ヒアリングループ(集団補聴システム)	補聴器を利用されている方にとって、人が多く周囲が騒がしい場所等では雑音により音声の聞き取りが難しい場合があります。 ヒアリングループ（集団補聴システム）は、マイクを通じた音声を直接補聴器へ伝え、雑音の少ないクリアな音声を聴くことができるようにする装置です。 磁気ループには、持ち運びが可能な「携帯型」や、建物の床下等に埋設されている「設置型」があります。
ＦＭトランスミッター	ＦＭ放送に準拠した変調信号で放送周波数帯の電波を送信する装置で、ＦＭ補聴器を利用される方に、雑音の少ないクリアな音声を届けることができます。
申込の方法	下記の連絡先へお問い合わせください。

＜磁気ループ設置施設＞

施設名	連絡先	貸出等について
長野県障がい者福祉センターサンアップル（長野市）	電話 026-295-3111 FAX　026-295-3511	ホールと会議室に設置。 磁気ループ用補聴器の貸出もしています。
長野県聴覚障がい者情報センター（長野市）	電話 026-295-3530 FAX　026-295-3567	携帯型磁気ループです。 貸出もしています。
(福)長野県聴覚障害者協会（長野市）	電話 026-295-3612 FAX　026-295-3610	携帯型磁気ループです。 貸出もしています。

５　電話リレーサービスについて

身

電話リレーサービスは、聴覚障がい者や発語に困難のある方も電話でコミュニケーションができる聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律に基づいた公共のインフラです。

聴覚障害者等ときこえる人の電話を、「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、即時双方向につなぐことのできるサービスです。普段の会話や仕事上での電話、警察や病院などへの緊急通報など、さまざまなシチュエーションで電話することができます。

対象者	聴覚や発話に困難があり、手話または文字で電話を利用したい方
利用方法	・登録について 事前に登録が必要です。登録方法は、アプリまたは郵送です。 ・お問い合わせ先 日本財団 電話リレーサービス カスタマーセンター （ホームページより手話か文字チャットでお問い合わせできます） 対応時間：9:30～17:00 電話：03-6275-0912　　FAX：03-6275-0913 URL：https://nftrs.or.jp/

６　文字表示電話サービス（ヨメテル）について

身

文字表示電話サービスのヨメテルは、難聴や中途失聴などにより、自分の声で話すことはできるが、相手先の声が聞こえにくいことがある人を主な利用対象者とし、電話の際、利用者が自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にするサービスです。普段の会話や仕事上での電話、警察や病院などへの緊急通報など、さまざまなシチュエーションで電話することができます。

対象者	電話で相手先の声が聞こえにくいことがある方
利用方法	・登録について 事前に登録が必要です。登録方法は、アプリです。 ・お問い合わせ先 日本財団 電話リレーサービス ヨメテル・カスタマーセンター （ホームページよりメールか文字チャット、ビデオ通話でお問い合わせできます） 対応時間：9:30～17:00 電話：0120-328-123 URL：https://www.yometel.jp/contact

★長野県聴覚障がい者情報センターのご案内

（１）施設の運営管理について

設　置　　長野県

運　営　　社会福祉法人　長野県聴覚障害者協会

（２）事業内容について

長野県聴覚障がい者情報センターは、長野県の聴覚障害者情報提供施設として、県内の聴覚障がい者への情報提供と社会参加の促進の支援を図るとともに、関係機関・関係団体と連携し、聴覚障がい者の理解と啓発を積極的に取り組む聴覚障がい福祉の拠点施設です。

＜聴覚障がい者の自立と社会参加支援として、以下の事業を実施しています。＞

ＤＶＤ等の閲覧貸出	図書、朗読ＣＤ、ＤＶＤ等の閲覧貸出
	聴覚障がい団体・関係機関への字幕付ＤＶＤ目録の配布
	字幕付きＤＶＤ等の移動貸出会
ＤＶＤ制作及び上映会	ＤＶＤ字幕（手話）の付加
	字幕付ＤＶＤ上映会
	字幕ボランティアの養成
聴覚障がい者の生活相談	日常生活における各種（医療・学校等）相談
	巡回相談会、関係機関と連携
	補聴器相談、支援人材育成
コミュニケーション支援	手話通訳・要約筆記等の派遣のコーディネート
	手話通訳等の研修、資格試験受験者等支援
	電話代行サービス
聴覚障がい者の生活講座	日常生活において必要な情報を講座により提供
広報・啓発事業	広報「情報センターだより」発行
	ホームページ、メールマガジンによる情報提供
関係団体との連携	関係団体等事業への参加促進
情報機器貸出事業	コミュニケーション活動等の支援

＜利用時間等＞

利用時間	火曜日～土曜日　９:00～21:00 日曜日、休日　　９:00～17:00
休館日	毎週月曜日、毎月第２火曜日、祝休日の翌日、年末年始等
貸出の詳細	・図書、朗読ＣＤ、字幕付きＤＶＤの貸出は、無料です。 ・字幕付きＤＶＤについては、郵送による貸出も行っています。 （こちらについては、返送料の自己負担があります。）
お問い合わせ先	〒381-0008 長野市下駒沢 586（県障がい者福祉センター（サンアップル）内） 電話　026-295-3530　　ＦＡＸ　026-295-3567

15　スポーツ・文化

1　スポーツ・行事開催一覧（中止及び内容等の変更の可能性があります。）

名　称	内容等	時期・会場
地区障がい者スポーツ大会	障がい者の体力の維持増強と、地域住民の理解を深めるため、身近で参加できる大会を開催する。	＜５月～７月＞ 県内 10 地区他
県障がい者スポーツ大会	個人種目８競技、団体種目４競技を実施する、障がい者スポーツ大会。 障がいのある選手が、この大会に参加し、競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加の促進に寄与する。	＜7 月～９月＞ 長野市、松本市他
ボッチャ競技大会「パラウェーブNAGANO カップ」	障がいのある方もない方も、誰もが一緒に楽しめる長野県独自のボッチャ大会。 ボッチャを通じて交流を図ることを目的とする。 ３人～６人で編成されたチームごとの参加。募集開始は 10 月頃を予定。	＜11 月～12 月＞
長野県障がい者文化芸術祭	文化芸術活動に取り組む障がいのある方の成果発表の機会として、作品展示や舞台発表等を行う。 また、福祉施設バザーや創作体験コーナー等を通じて、障がいのある方もない方も、ともに交流を深め、障がいのある方の社会参加の促進を図る。	＜９月 20 日(土) ～９月 21 日(日)＞ サンアップル（長野市）
障害者週間	県民の一人ひとりが障がいを正しく理解し、障がい者の社会参加を可能とする社会づくりをめざすため啓発事業を行う。	＜12 月３日(火) ～12 月９日(月)＞
ながのアビリンピック（障がい者技能競技大会）	障がい者の雇用の促進に役立てるため、その職業能力の向上を図るとともに、障がい者の社会参加に対する理解を深める。	＜７月 12 日(土)＞ ポリテクセンター長野
信州やまなみ全障スポ（第 27 回全国障害者スポーツ大会）	障がいのある選手が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典。「正式競技」と「オープン競技」がある。	令和 10 年（2028 年）開催 ※会場等詳細は下記リンク参照 https://nagano2028.jp/shospo

2　県立の文化施設、少年自然の家を利用するときは　身 知 精

長野県立美術館のコレクション展、県立歴史館の主催する展覧会をご覧になるとき、長野県伊那文化会館のプラネタリウム、少年自然の家（望月、阿南）を利用されるときは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付き添いの介護者の方（原則として１名、歴史館・少年自然の家は介護に必要と認める人数）の観覧料、利用料が全額免除になります。

窓口

受付で手帳をご提示ください。

名称	電話	FAX	URL/メール
長野県立美術館 （本館・東山魁夷館）	026-232-0052	—	https://nagano.art.museum/
長野県立歴史館	026-274-2000	—	https://www.npmh.net/
長野県伊那文化会館 （プラネタリウム）	0265-73-8822	0265-73-8599	https://inabun.jp/
望月少年自然の家	0267-54-2405	0267-51-1144	https://moti-shizen.com メール:moti1258@sakunet.ne.jp
阿南少年自然の家	0260-22-3315	0260-31-1015	https://ananshonen.jp/ メール:info@ananshonen.jp

3　県都市公園のスポーツ施設等を利用するときは　身 知 精 児

次の県都市公園のスポーツ施設等をご利用になるときは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付き添いの介護者の方（１名）の利用料金（備品や照明、暖房等に係るものは除く。）が半額免除になります。

松本平広域公園	やまびこドーム、陸上競技場、球技場、庭球場、体育館、 パターゴルフ場、総合球技場（サンプロアルウィン）、東管理棟他
南信州広域公園	オートキャンプ場
飯田運動公園	野球場、多目的運動場、弓道場

窓口

受付で手帳をご提示ください。

名称 / 電話 / FAX / URL / メール		
○松本平広域公園：信州スカイパークサービスセンター		
0263-57-2211	0263-57-0444	https://Shinshu-skypark.net/
○南信州広域公園：南信州広域公園管理事務所		
050-3142-1518	https://star.natureservice.jp/	メール: office@natureservice.jp
○飯田運動公園：飯田運動公園管理事務所		
0265-25-5588		

4　ボランティア活動・ＮＰＯ法人の設立について知りたいときは

窓口

ボランティア活動に関する情報は、市民活動支援センターや社会福祉協議会へお問い合わせください。

社会貢献活動を行うため、ＮＰＯ法人の設立について知りたいときは、長野県庁企画振興部広報・共創推進課へご相談ください。（電話 026-235-7189）（FAX 026-235-7026）

5　パラスポーツ（障がい者スポーツ）の情報について知りたいときは

窓口

県が実施するパラスポーツ（障がい者スポーツ）の各種大会やイベントなどの情報は、県公式ホームページ内の情報サイトへアクセスしてください。

【パラスポーツに関する情報ページ】

https://www.pref.nagano.lg.jp/sports-ka/kenko/shogai/sports/parawave-nagano.html

こちらの二次元バーコードをスマートフォン等で読み込んでみてください。

６　公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会のご案内

長野県障がい者スポーツ協会は、障がい者のスポーツの普及と振興に関する事業を行い、障がい者の心身の健康の保持増進や社会参加を促進し、スポーツを通じた幸福で豊かな生活の営みを支援するとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に寄与することを目的としています。

＜協会の事業内容＞

・障がい者のスポーツの普及啓発
・障がい者の競技団体の育成及び競技力の向上
・障がい者のスポーツを支援する者の養成
・障がい者の各種スポーツ大会の開催　等

＜主な実施事業＞

県障がい者スポーツ大会等の開催	長野県障がい者スポーツ大会の開催 （Ｒ７は12競技を７～９月にかけて開催）
長野車いすマラソン大会の運営	長野マラソン大会と同時開催の長野車いすマラソン大会の事務局として大会を運営
全国障害者スポーツ大会への選手団派遣	個人及び団体競技出場選手の派遣、選手強化・団体競技ブロック予選会への選手等派遣
障がい者競技団体の活動支援	協会加入の競技団体の選手育成強化事業等へ助成することで活動を支援
信州やまなみ全障スポに向けた競技力向上支援	2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けた選手の育成・強化、練習会開催等への支援
地域スポーツ活動の支援	子ども向けのスポーツ体験会等の開催・運営やスポーツ用具の貸出し
障がい者スポーツ指導員の養成	喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する指導員を養成するための研修を実施
障がい者スポーツ情報の提供	定期的な協会報の発行や、ホームページ･SNS等を通じた情報発信

＜加盟競技団体 29団体（2025年３月末現在）＞

・甲信越車いすテニス協会
・信州知的障がい者ソフトボールクラブ
・（公社）スペシャルオリンピックス日本･長野
・長野車いすマラソンクラブ
・長野県車いすダンス“ハンドトウハンド”
・（社福）長野県視覚障害者福祉協会体育部
・長野県障害者アーチェリー協会
・長野県障害者フライングディスク協会
・長野県知的障がい者サッカー連盟
・長野県チェアカーリング協会
・長野県電動車椅子サッカー協会
・長野県ブラインドサッカー協会
・長野県ボッチャ協会
・長野チェアスキー協会
・長野パラ陸協
・長野フットベースボールクラブ安曇野レッズ
・障がい者水泳クラブウルトラ☆スターズ
・長野車椅子バスケットボール協会
・長野県ＦＩＤバスケットボール連盟
・長野県サウンドテーブルテニスクラブ
・長野県視覚障がい者マラソン協会
・長野県身体障がい者スキー協会
・長野県身体障害者卓球協会
・長野県精神障がい者スポーツ推進協議会
・（社福）長野県聴覚障害者協会スポーツ委員会
・長野県パラ水泳協会
・長野県フロアバレーボール協会
・長野スレッジスポーツ協会
・長野ツインバスケットボールクラブ

＜協会の賛助会員（2025年３月末現在）＞　個人 146人、団体 106団体

問い合わせ先	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 〒381-0008　長野市下駒沢586 長野県障がい者福祉センター（サンアップル）内 電話　026-295-3661　FAX　026-295-3662 URL　http://www.nsad.or.jp　メール　info@nsad.or.jp

★長野県障がい者福祉センター（サンアップル）のご案内

障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根（サンスポート駒ヶ根）
障がい者スポーツ支援センター松本（サンスポートまつもと）
障がい者スポーツ支援センター佐久（サンスポート佐久）
障がい者スポーツ支援センター長野（サンスポートながの）

サンアップル及びサンスポートでは、スポーツや文化活動、交流イベントの開催、ボランティアの養成等の事業を通じ、障がいがある人もない人も誰もが親しくふれあい、交流の輪を広げる「心」のバリアフリーを目指しています。

（１）施設の管理運営について

設　置　　長野県
運　営　　社会福祉法人長野県社会福祉事業団

（2）各センターについて

＜サンアップル・サンスポートながの＞

所在地		長野市下駒沢 586	
利用時間		火曜日～土曜日　９:00～21:00 日曜日・休日　　９:00～17:00	
休館日		月曜日、毎月第２火曜日、休日の翌日、年末年始等 （宿泊施設は休館日とその前日）	
利用可能な方及び利用料		・障がいのある方とその介助者１名は無料 ・その他の方は、有料となります。 ・宿泊室は障がいのある方とその介助者のみ利用できますが、有料となります。	
主な施設	スポーツ施設	屋内温水プール	25m×６レーン　　入退水スロープ・車いす移動用立ち上げ式 幼児用プールあり
		体育館	バスケットボールコート（練習用）２面他・２階ギャラリー
		卓球室	卓球台３台（うち１台サウンドテーブルテニス可、防音室可）
		遊戯室	感覚統合訓練機器・障がい児用遊具
		トレーニングルーム	各種トレーニング機器（車いす使用者兼用機器あり）
		陸上競技場	200m トラック（６レーン）とフィールド競技場
		テニスコート	ハードコート２面、ナイター照明
		アーチェリー場	18m/30m/50m×６的
	文化施設等	サンアップルホール	電動移動客席 198 席、車いす席 12 席　※ネット環境あり
		会議室等	大会議室（60 人）・中会議室（30 人）×２・小会議室（15 人）・和室（54 畳）　※ネット環境あり（和室を除く）
		宿泊施設	洋室（３部屋）、和室（３部屋）　※ネット環境あり

主な事業	・スポーツ・文化教室、大会の開催 ・レクリエーション・交流イベントの開催 ・スポーツ・文化各種支援者養成研修 ・広報紙の発行・ホームページ
主な年間行事予定	５月 31 日（土）　あっぷる寄席 ６月　７日（土）　第 26 回チーム対抗スポーツ大会 ７月　５日（土）　第 27 回七夕ステージ（会場：サンアップル（長野市））（旧文化芸能発表会） ７月２６日（土）　第 20 回納涼祭　（会場：サンアップル（長野市）） ９月１４日（日）　水泳記録会＆交流会 ９月 20 日（土）～21 日（日）　第 28 回長野県障がい者文化芸術祭（会場：サンアップル（長野市）） 10 月 18 日（土）　第 27 回バドミントン大会 10 月～　第 28 回長野県障がい者文化芸術祭優秀作品展（巡回展） 12 月 13 日（土）　年末イベント １月 24 日（土）　第 14 回新春和太鼓コンサート ３月８日（日）　第 23 回水泳大会
お問合せ先	電話　026-295-3111　ＦＡＸ　026-295-3511 ホームページ　https://www.sun-apple.jp メール　sunapple@avis.ne.jp

＜サンスポート駒ヶ根＞

所在地	駒ヶ根市赤穂 1694　（長野県看護大学プール棟内）
利用時間	土･日曜日･休日　10:00～17:00　月･木曜日　13:00～18:00
休館日	火曜日・水曜日・金曜日 休日の翌日、年末年始等
利用可能な方及び利用料	障がいのある方とその介助者とし、利用料は無料です。
主な施設	看護大学屋内温水プール　25 m×５レーン、スロープレーン１
主な事業	・障がい者へのプール開放 ・スポーツ教室、大会の開催
主な年間事業予定	４月 29 日（火・祝）　サポートスタッフ講習会 ６月 14 日（土）　第 20 回記念卓球大会 ７月 13 日（日）　第 21 回水泳記録会 ９月 27 日（土）　第 21 回ふれあいウォーキング 12 月 21 日（日）　アクアカーニバル
お問い合わせ先	電話　0265-82-2901　ＦＡＸ　0265-82-2901 ホームページ　https://www.sun-apple.jp/sunsport-komagane/ メール　ks2sport@mx2.avis.ne.jp

＜サンスポートまつもと＞

所在地	松本市梓川梓 2288-3（松本市役所梓川支所内２階）
利用時間	火曜日～日曜日・休日９:00～17:00
休館日	月曜日、休日の翌日、毎月第３日曜日、年末年始等
利用可能な方及び利用料	障がいのある方とその介助者とし、体育施設の利用料が必要な場合は参加者の負担とします。
主な事業	スポーツ教室、大会の開催
主な年間事業予定	４月 19 日（土）　サポートスタッフ講習会 ６月 28 日（土）　第 17 回ボッチャ交流大会 10 月 12 日（日）　第 29 回水泳記録大会 12 月 14 日（日）　第 26 回卓球大会
お問い合わせ先	電話　0263-88-6826　ＦＡＸ　0263-88-6836 ホームページ　https://www.sun-apple.jp/sunsport-matsumoto/ メール　sunmatsu@mx2.avis.ne.jp

＜サンスポート佐久＞

所在地	佐久市下越 16-5(佐久市臼田総合福祉センター「あいとぴあ臼田」内)
利用時間	火曜日～日曜日・休日９:00～17:00
休館日	月曜日、休日の翌日、毎月第３日曜日、年末年始等
利用可能な方及び利用料	障がいのある方とその介助者とし、体育施設の利用料が必要な場合は参加者の負担とします。
主な事業	スポーツ教室、大会の開催
主な年間事業予定	４月 19 日（土）　サポートスタッフ講習会 ９月６日（土）　第 13 回ふれあいウォーキング 11 月１日（土）　第 14 回サッカー大会 12 月 14 日(日)　第 13 回水泳フェスティバル
お問い合わせ先	電話　0267-82-6781　ＦＡＸ　0267-82-6781 ホームページ　https://www.sun-apple.jp/sunsport-saku/ メール　sunsaku@mx1.avis.ne.jp

16　人　権　・　選　挙

１　人権に関わるご相談は

（１）長野県人権啓発センター

身　知　精　難　児

様々な人権に関する問題についてお悩みの方に対して、相談員が丁寧に相談に応じます。
なお、相談は無料で秘密は固く守られます。

相談の方法	電話相談
相談時間	毎週火曜日から日曜日（センター指定の休館日除く） 午前８時 30 分から午後５時まで
窓　口	〒387-0007　千曲市屋代 260-6　長野県立歴史館内 人権相談専用電話　026-274-3232　(対面での相談は行っていません)

（２）障がいを理由とする差別に関する相談窓口

身　知　精　難　児

障がいのある方本人及びその家族その他関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談をお受けしています。

障がいを理由とする差別（不当な差別的取扱い）の例	・視覚障がいのある人が施設を利用する時に、盲導犬の同伴を断られた。 ・障がいを理由に窓口対応を拒否された、順序を後回しにされた。等
相談の方法	電話相談、ＦＡＸ、メール及び来所による面接相談
相談時間	平日　午前８時 30 分から午後５時 15 分まで
窓　口	＜市町村・保健福祉事務所相談窓口＞ ※　連絡先は「障がいを理由とする差別に関する相談窓口一覧」(117 ページ)をご覧ください。 ＜障がいを理由とする差別に関する相談窓口＞ 〒380-8570 長野県長野市南長野字幅下 692-2（長野県障がい者支援課内） 電　話　　026-235-7101 ＦＡＸ　　026-234-2369 メール　　s-kaisho@pref.nagano.lg.jp

２　郵便等※[1]による不在者投票をするには

身

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳をお持ちの選挙人※[2]で、下表に該当する方に認められています。

投票に先立って、郵便等投票証明書が必要になりますので、事前に証明書の交付を申請してください。

※[1]　「郵便等」：郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）による一般信書便事業者等による信書便

※[2]　「身体障害者手帳をお持ちの選挙人」：障がいの程度が、下表に該当することにつき身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が書面により証明した方を含みます。

	該当する障がいの程度					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
両下肢	○	○				
体　幹	○	○				
移動機能	○	○				
心　臓	○		○			
じん臓	○		○			
呼吸器	○		○			
ぼうこう、直腸、小腸	○		○			
免疫、肝臓	○	○	○			

※　郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、上肢、視覚の障がいの程度が１級の方は、代理記載による郵便等投票を行うことができます。（この代理記載による場合は、代理記載人を「郵便等投票証明書」に記録しますので、事前に証明書の交付を申請してください。）

窓　口	市町村選挙管理委員会

17　権　利　擁　護

1　障がい者の虐待に関わるご相談は

身　知　精　難

※障がい児通所支援事業所及び相談支援事業所も対象となります

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、何人も、障がい者に対し、虐待をしてはならないと規定し、虐待を受けたと思われる障がいのある方を発見した場合の通報が義務付けられています。

また、虐待を受けた障がいのある方が自ら通報窓口に届出ることもできます。

障がい者虐待の疑いがある場合は、市町村障がい者虐待防止センター又は長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センターにご相談ください。

相談・通報・届出の対象	＜障がい者虐待の種類＞ ・養護者による虐待 障がい者の世話、介助、金銭管理等をする、家族・同居人等による虐待 ・障害者福祉施設従事者等による虐待 ・使用者による虐待 障がい者を雇用する事業主、経営担当者等による虐待 ＜障がい者虐待の例＞ ・身体的虐待 殴る、蹴る、無理やり食べ物等を口に入れる、不適切な身体拘束　等 ・性的虐待 性的行為を強要する、裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する　等 ・心理的虐待 侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、無視する　等 ・放棄・放任 食事等を十分に与えない、排泄介助をしない、医療機関に受診させない　等 ・経済的虐待 年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに預貯金を運用する　等
窓　口	＜市町村障がい者虐待防止センター＞ ※　連絡先は市町村障がい者虐待防止センター一覧（111 ページ）をご覧ください。 ＜長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター＞ 〒380-8570 長野県長野市南長野字幅下 692-2（長野県障がい者支援課内） 電　話　026-235-7107　　ＦＡＸ　026-234-2369 メール　g-boushi@pref.nagano.lg.jp

2　法的トラブルに関わるご相談は

法テラス

法テラスでは、面談や電話により、無料で関係機関の相談窓口や法制度の情報を提供するほか、弁護士・司法書士による法律相談が必要な方で、経済的に余裕のない場合には、民事法律扶助による無料法律相談も行っています。

窓　口	法テラス長野 〒380-0835　長野市新田町 1485-１　長野市もんぜんぷら座４階 電　話　　050-3383-5415　　業務時間　　平日９時から 17 時

3　成年後見制度に関するご相談は

知　精

成年後見支援センター

成年後見制度は、誰もがその人らしい生活を地域で安心して送れるように手助けをする大切な制度です。

例えば、認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、福祉サービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分ではこれらのことをすることが難しい場合があります。また、契約内容についてよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見支援センターでは、この成年後見制度に関する総合的な相談をお受けしております。

＜県内の成年後見支援センター＞

名　称	所在地　／　メール	電　話 FAX
さく成年後見支援センター	〒384-0414　佐久市下越16番地5　あいとぴあ臼田 ﾒｰﾙ:kouken@sakusi-shakyo.or.jp	0267-88-8339 0267-82-7201
上小圏域成年後見支援センター	〒386-0012　上田市中央3-5-1上田市ふれあい福祉ｾﾝﾀｰ内 ﾒｰﾙ：s.kouken@ueda-shakyo.or.jp	0268-27-2091 0268-27-2500
岡谷市成年後見支援センター	〒394-0081 岡谷市長地権現町4-11-50 ﾒｰﾙ：info@okaya-shakyo.or.jp	0266-24-2121 0266-24-3555
諏訪市・下諏訪町 成年後見支援センター	〒392-0024 諏訪市小和田19-3　諏訪市総合福祉センター湯小路いきいき元気館ﾒｰﾙ：kouken@suwacity-shakyo.or.jp	0266-54-2155 0266-57-1231
茅野市・原村 成年後見支援センター	〒391-0002　茅野市塚原2-5-45　茅野市ひと・まちプラザ内 ﾒｰﾙ：support@sharara.or.jp	0266-73-4431 0266-73-8030
上伊那成年後見センター	〒396-0023　伊那市山寺298-1　伊那市福祉まちづくりｾﾝﾀｰ内 ﾒｰﾙ：info@ishakyo.jp	0265-96-8008 0265-98-0363
いいだ成年後見支援センター	〒395-0024 飯田市東栄町3108-1 さんとぴあ飯田2F ﾒｰﾙ：kenri@iidashakyo.or.jp	0265-53-3187 0265-53-3183
松本市社会福祉協議会 成年後見支援センターかけはし	〒390-1702　松本市梓川梓2288-3　梓川支所２階 ﾒｰﾙ：kouken@syakyo-matsumoto.or.jp	0263-88-6699 0263-88-6647
塩尻市成年後見支援センター	〒399-0786　塩尻市大門六番町4-6塩尻市保健福祉ｾﾝﾀｰ内 ﾒｰﾙ：kouken@shiojirishakyo.or.jp	0263-52-2795 0263-53-5058
北アルプス成年後見支援センター	〒398-0002 大町市大町1129 ﾒｰﾙ：seinenkouken@omachishakyo.org	0261-22-1550 0261-26-3856
長野市成年後見支援センター	〒380-0813　長野市大字鶴賀緑町 1714-5 長野市ふれあい福祉ｾﾝﾀｰ内　ﾒｰﾙ：syakyo@csw-naganocity.or.jp	026-225-0153 026-217-4022
千曲市成年後見支援センター	〒389-0804　千曲市大字戸倉 2388 千曲市社会福祉協議会内 ﾒｰﾙ：sodan@chikuma-shakyo.jp	026-276-2687 026-214-7776
坂城町成年後見支援センター	〒389-0602　埴科郡坂城町中之条 2225 番地　老人福祉センター夢の湯　ﾒｰﾙ：ssakaki@janis.or.jp	0268-82-2551 0268-82-8005
北信圏域権利擁護センター	〒383-0022 中野市中央1-4-19　中野庁舎３F ﾒｰﾙ：info@fukushi-mnet.org	0269-26-2266 0269-38-1007
富士見町成年後見支援センター	〒399-0221　富士見町富士見4654-1 ﾒｰﾙ：chiiki@fujimi-shakyo.jp	0266-78-8550 0266-78-8923
須高地域成年後見支援センター	〒382-0074　須坂市大字須坂476-1　社会福祉法人須坂市社会福祉協議会内　ﾒｰﾙ：kouken@suzaka-shakyo.jp	026-214-1027 026-246-0054
＜その他関係機関＞		
権利擁護センターかるいざわ	〒389-0111 軽井沢町大字長倉4844-1軽井沢町社会福祉協議会内　ﾒｰﾙ：karuizawashakyo@orion.ocn.ne.jp	0267-45-8113 0267-46-2116
木曽広域連合（中核機関）	399-6106　木曽郡木曽町日義4898－37 ﾒｰﾙ：fukushi@union.kiso.lg.jp	0264-23-1050 0264-23-1052

4　日常生活自立支援事業

知　精

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方等が、介護等の福祉サービスを利用する際に、不利益を受けたり、トラブルを生じたりすることがないよう、福祉サービスの利用手続きの代行等の援助を行います。

援助内容の主な例	1　福祉サービスに関する情報をお届けします。 2　福祉サービスを利用するときの手続きをお手伝いします。 3　福祉サービスの利用料の支払いをお手伝いします。 4　日常の生活に必要な預貯金の出し入れや預かりをお手伝いします。 5　年金や福祉手当の受け取りをお手伝いします。		
窓　口	名　称	電　話	FAX
	長野県社会福祉協議会内 相談事業支援センター	026-228-4244	026-228-0130
	佐久市社会福祉協議会	0267-88-8339	0267-82-7201
	小諸市社会福祉協議会	0267-31-5531	0267-25-5332
	上田市社会福祉協議会	0268-27-2025	0268-27-2500
	東御市社会福祉協議会	0268-62-4455	0268-64-5695
	岡谷市社会福祉協議会	0266-24-2121	0266-24-3555
	諏訪市社会福祉協議会	0266-52-2508	―
	茅野市社会福祉協議会	0266-73-4431	0266-73-8030
	伊那市社会福祉協議会	0265-73-2541	0265-98-0363
	駒ヶ根市社会福祉協議会	0265-81-5900	0265-81-5745
	飯田市社会福祉協議会	0265-53-3187	0265-53-3186
	木曽町社会福祉協議会	0264-26-1116	0264-26-2073
	松本市社会福祉協議会	0263-27-3381	―
	塩尻市社会福祉協議会	0263-52-2795	0263-52-5058
	安曇野市社会福祉協議会	0263-72-1871	0263-72-9130
	大町市社会福祉協議会	0261-22-1550	―
	長野市社会福祉協議会	026-225-0155	026-223-7388
	須坂市社会福祉協議会	026-214-2994	026-246-0054
	千曲市社会福祉協議会	026-276-2687	026-214-7776
	中野市社会福祉協議会	0269-26-3111	0269-23-1662
	飯山市社会福祉協議会	0269-62-2840	0269-62-2904

18　消費生活に関すること

１　消費生活相談

県消費生活センター

消費生活センターに消費生活相談員を配置し、架空請求や訪問販売等に関するトラブル、多重債務、製品安全等、消費者トラブルに関する相談に応じます。

相談の方法	電話相談、LINE 相談、来所による面接相談 地域振興局に設置するパソコン端末からオンライン相談【予約制】		
相 談 時 間	毎週月曜日から金曜日（祝日は除く）の午前８時 30 分から午後５時まで LINE 相談【受付時間】24 時間（※） （※）センターの開所時間外にいただいた相談は、翌開所日以降のお返事となります。		
窓口	長野県消費生活センター	〒390-0852　松本市大字島立 1020（県松本合同庁舎４階）	
		電　話　0263-40-3660	ＦＡＸ　0263-40-3701
		LINE ID　「@shohi-nagano」 追加方法：LINE の「友だち追加」から「検索」を選択し、ID「@shohi-nagano」と入力する。	
県センターのほか、全市町村に消費生活センター、または消費生活相談窓口が設置されています。 電話の場合は、局番なしの〈１８８〉におかけ頂くと、お近くの市町村・県の消費生活相談窓口につながります。			

２　金融機関におけるサービス

身　知　精　難

各金融機関において、障がいのある方に対して次の様なサービスを提供しています。

代筆・代読	障がいのある方が、各種書類への自署が困難な場合に、職員が代筆しお手続きします。 また、取引に係る説明事項や代筆事項について、職員が読み上げてご説明します。
筆　談	耳の不自由な方に向けて、職員が筆談によりご案内、ご説明を行います。
各種手数料の取扱い	視覚障がいのある方等、ＡＴＭの利用が困難な方が窓口で振込を行った場合に、障がい者手帳の提示等により、手数料が減免される場合があります。（その他の手数料も減免対象としている場合もあります。）
その他	その他、ＡＴＭの音声案内、取引内容を点字で確認できるサービス等を行っている金融機関もありますので、詳細はそれぞれの金融機関窓口にお問い合わせください。

※金融機関によって取り扱いが異なる場合もありますので、詳細は各金融機関にお問合せください。

19　相　談　窓　口

1　障がい福祉・保健・医療についてのご相談は

（1）保健福祉事務所一覧表（郡福祉事務所・保健所）

名　称	〒	所在地	電　話		ＦＡＸ
			障がい福祉 （福祉事務所）	保健医療 （保健所）	
佐　久 保健福祉事務所	385-8533	佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎内	0267-63-3140	0267-63-3162	0267-63-3221
上　田 保健福祉事務所	386-8555	上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	小県福祉事務所 0268-25-7122	0268-25-7147	0268-23-1973
諏　訪 保健福祉事務所	392-8601	諏訪市上川 1-1644-10 諏訪合同庁舎内	0266-57-2910	0266-57-2925	0266-57-2953
伊　那 保健福祉事務所	396-8666	伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内	上伊那福祉事務所 0265-76-6810	0265-76-6835	0265-76-7033
飯　田 保健福祉事務所	395-0034	飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内	下伊那福祉事務所 0265-53-0410	0265-53-0442	0265-53-0469
阿南支所	399-1501	下伊那郡阿南町北條 2009-1	―	0260-22-2206	0260-22-2697
木　曽 保健福祉事務所	397-8550	木曽郡木曽町福島 2757-1 木曽合同庁舎内	0264-25-2218	0264-25-2231	0264-24-2276
松　本 保健福祉事務所	390-0852	松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内	0263-40-1911	0263-40-1937	0263-47-9293
大　町 保健福祉事務所	398-8602	大町市大町 1058-2 大町合同庁舎内	北安曇福祉事務所 0261-23-6507	0261-23-6525	0261-23-2266
長　野 保健福祉事務所	380-0936	長野市中御所岡田 98-1	026-225-9085	026-223-2131	026-223-7669
北　信 保健福祉事務所	389-2255	飯山市大字静間 1340-1	0269-62-3604	0269-62-3105	0269-62-6036

（2）長野市保健所（保健・医療についてのご相談）

名　　称	〒	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
長野市保健所	380-0928	長野市若里 6-6-1	026-226-9941	026-226-9981

（3）松本市保健所（保健・医療についてのご相談）

名　　称	〒	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
松本市保健所	390-8765	松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内	0263-40-0700	0263-40-0811

（4）精神保健福祉センター（精神保健についてのご相談）

名　　称	〒	所在地	電　話	ＦＡＸ
長野県精神保健福祉センター	381-8577	長野市大字下駒沢 618－1 (県立総合リハビリテーションセンター施設内)	026-266-0280	026-266-0502

（４）市福祉事務所一覧（障がい福祉についてのご相談）

名　称	〒	所在地	電　話	ＦＡＸ
長野市	380-8512	長野市鶴賀緑町 1613 市役所内	026-226-4911	026-224-5106
（篠ノ井分室）	388-8006	長野市篠ノ井御幣川 281-1	026-292-2596	026-292-2927
松本市	390-8620	松本市丸の内 3-7 市役所内	0263-34-3000	0263-36-9119
上田市	386-8601	上田市大手 1-11-16 〃	0268-22-4100	0268-24-9423
岡谷市	394-8510	岡谷市幸町 8-1 〃	0266-23-4811	0266-22-8492
飯田市	395-8501	飯田市大久保町 2534	0265-22-4511	0265-22-8133
諏訪市	392-8511	諏訪市高島 1-22-30 市役所内	0266-52-4141	0266-53-6073
須坂市	382-8511	須坂市大字須坂 1528-1 〃	026-245-1400	026-248-7208
小諸市	384-8501	小諸市相生町 3-3-3 〃	0267-22-1700	0267-22-1966
伊那市	396-8617	伊那市下新田 3050 〃	0265-78-4111	0265-78-5778
駒ヶ根市	399-4192	駒ヶ根市赤須町 20-1 〃	0265-83-2111	0265-83-8590
中野市	383-8614	中野市三好町 1-3-19 〃	0269-22-2111	0269-22-3879
大町市	398-8601	大町市大字大町 3887 〃	0261-22-0420	0261-22-4700
飯山市	389-2292	飯山市大字飯山 1110-1 〃	0269-62-3111	0269-62-3127
茅野市	391-8501	茅野市塚原 2-6-１ 〃	0266-72-2101	0266-73-0391
塩尻市	399-0786	塩尻市大門 7 番町 3-3 〃	0263-52-0280	0263-52-7732
佐久市	385-8501	佐久市中込 3056 〃	0267-62-2111	0267-62-2172
千曲市	387-8511	千曲市杭瀬下 2-1	026-273-1111	026-275-0238
東御市	389-0502	東御市鞍掛 197	0268-64-8888	0268-64-8880
安曇野市	399-8281	安曇野市豊科 6000	0263-71-2000	0263-71-2328

（５）障がい者総合支援センター

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、下記の専門職員が、面接・電話・訪問等により、保健・福祉サービス利用の援助、就業に関する相談、その他生活全般に関する相談支援を行います。

＜専門職員の種類と業務概要＞

専門職員の種類	業務概要
相談員（３障がい・障がい児のコーディネーター)	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児の福祉サービスの利用援助や調整等
療育コーディネーター	障がい児の療育相談、療育支援等
就業支援ワーカー	障がい者に対する就職や職場定着に関する相談・支援及び事業主に対する雇用管理に係る助言等
生活支援ワーカー	障がい者の職業生活に伴う相談や地域生活に関する相談など生活全般に必要な支援
発達障がいサポート・マネージャー	発達障がいのある人への支援に携わっている者に対する相談・助言等

※　圏域（地域）により、全ての職種の職員が一か所に配置されない場合があります。

＜圏域毎の障がい者総合支援センター（中核的なセンター）＞

圏域	名 称	〒	所在地	電 話ＦＡＸ
佐久	佐久広域連合障害者相談支援センター	385-0043	佐久市取出町 183　佐久市振興公社ビル１階	0267-63-5177 0267-63-0611
上小	上小圏域障害者総合支援センター	386-0012	上田市中央 3-5-1　上田市ふれあい福祉センター２階	0268-28-5522 0268-28-5520
諏訪	諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス	392-0024	諏訪市小和田 19-3	0266-54-7713 0266-54-7723
上伊那	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ	399-4511	上伊那郡南箕輪村 6451-1	0265-74-5627 0265-74-8661
飯伊	飯伊圏域障がい者総合支援センター ほっとすまいる	395-0024	飯田市東栄町 3108 番地１さんとぴあ飯田１階	0265-24-3182 0265-24-3192
木曽	木曽障がい者基幹・総合支援センターともに	399-5607	木曽郡上松町大字小川 1702	0264-52-2494 0264-52-2497
松本	松本市障がい者基幹相談支援センター	390-0833	松本市双葉 4-8　なんぷくプラザ１階	0263-50-6931 0263-50-6932
	安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター	399-8303	安曇野市穂高 9181 穂高健康支援センター内	0263-82-5988 0263-81-0703
	塩尻・山形・朝日地域障がい者基幹・総合相談支援センター　ボイス	399-0731	塩尻市大門六番町 4-6 塩尻市保健福祉センター2 階	0263-51-5353 0263-51-5363
	麻績村障がい者総合相談支援センター	399-7501	東筑摩郡筑北村西条 3846	0263-66-3036 0263-66-3035
	生坂村障がい者総合相談支援センター	399-7201	東筑摩郡生坂村 6271-1	0263-69-1122 0263-69-1123

松本	筑北村障がい者総合相談支援センター	399-7501	東筑摩郡筑北村西条 4195	0263-66-2111 0263-66-3370
大北	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット	398-0002	大町市大町 1129 大町市総合福祉センター内	0261-26-3855 0261-26-3856
長野	長野市障害者基幹相談支援センター	380-8512	長野市大字鶴賀緑町 1613 番地　障害福祉課内	026-224-8730 026-224-5093
	長野市障害者基幹相談支援センター 北部障害者相談支援センター	380-0835	長野市大字南長野新田町 1485 番地１　長野市もんぜんぷら座６階	026-217-2281 026-217-2282
	長野市障害者基幹相談支援センター 南部障害者相談支援センター	381-2226	長野市川中島町今井 1387 番地５ハーモニー桃の郷３階	026-274-5871 026-274-5872
	長野市障害者基幹相談支援センター 北部発達相談支援センター	381-0036	長野市平林１丁目３０−１ながの地域相談支援センターベターデイズ内	026-259-9975 026-243-1717
	長野市障害者基幹相談支援センター 南部発達相談支援センター	380-0928	長野市若里６丁目６−１４児童発達支援センターにじいろキッズらいふ内	026-219-3782 026-223-6011
	長野市障害者基幹相談支援センター 障害者権利擁護サポートセンター	381-0036	長野市平林１丁目３０−１ながの地域相談支援センターベターデイズ内	026-262-1110 026-243-1717
	長野市障害者基幹相談支援センター 障害者地域移行コーディネートセンター	381-2226	長野市川中島町今井 1387 番地５ハーモニー桃の郷３階　南部障害者相談支援センター内	026-274-5871 026-274-5872
	須高地域総合支援センター	382-0086	須坂市大字須坂１３８７番地	026-248-3750 026-214-0158
	千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター	389-0804	千曲市大字戸倉 2388 千曲市ふれあいセンター２階	026-275-0548 026-214-3013
北信	北信圏域障害者総合相談支援センター　ぱれっと	383-0002	中野市大字田上 322	0269-38-0774 0269-38-0617

（６）長野県医療的ケア児等支援センター

市町村や関係機関と協働・連携して、医療的ケア児等とそのご家族、支援者等からの相談対応、関係機関の連携調整、支援人材の育成等を行います。

長野県医療的ケア児等支援センター	390-0802	松本市旭２丁目 11-30 長野県松本旭町庁舎内	0263-37-2057

２　18 歳未満の児童についての総合的なご相談は

＜児童相談所一覧表（知的障害者更生相談所も兼ねています）＞

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話	ＦＡＸ	相談時間
中央児童相談所	380-0872	長野市大字南長野 妻科 282-7	026-238-8010	026-238-8025	平　日 8:30～17:15
松本児童相談所	390-1401	松本市波田 9986	0263-91-3370	0263-92-1550	同　上
飯田児童相談所	395-0157	飯田市大瀬木 1107-54	0265-25-8300	0265-28-1027	同　上
諏訪児童相談所	392-0131	諏訪市湖南 3248-3	0266-52-0056	0266-52-0057	同　上
佐久児童相談所	385-0022	佐久市岩村田 3152-1	0267-67-3437	0267-67-3449	同　上

※長野県児童虐待・ＤＶ24 時間ホットライン　026-219-2413
児童虐待及びＤＶ（ドメスティック･バイオレンス＝配偶者間暴力）に関する通告・通報を、365 日 24 時間、電話にて受け付けています。

３　高次脳機能障害についてのご相談は

＜拠点施設一覧表＞

名　称	〒	所在地	電　話	相談窓口等
	ホームページ　／　メール		ＦＡＸ	
佐久総合病院	384-0301	佐久市臼田 197	0267-82-3131	＜医療福祉相談室＞ 月～金　8：30～17:00 第２、４土　8:30～12：30
	sakubyoin@sakuhp.or.jp		0267-82-9638	
健和会病院	395-8522	飯田市鼎中平 1936	0265-23-3116	＜相談室＞ 月～金　8：30～17：00 土　8：30～12：30
	info@kenwakai.or.jp		0265-23-3129	
桔梗ヶ原病院	399-6461	塩尻市宗賀 1295	0263-54-0012	月～金　8：30～17：00
	https://www.keijin-kai.jp/support		0263-54-6265	
県立総合ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ	381-8577	長野市下駒沢 618-1	026-296-3953	＜更生相談室＞ 月～金　8：30～17：00
	https://www.nagano-reha.pref.nagano.lg.jp/shikkan/koujinou		026-295-0716	

※　相談の内容によって、その場では回答ができず、後日回答等する場合があります。

４　地域における身近なご相談は　民生委員・児童委員

民生委員は、児童委員を兼務し、生活に困っている方、児童、障がい者、高齢者等、援助を必要とする方々の相談、助言、情報提供等を行います。

相談等の種類	・生活一般に関する問題 ・障がい者、児童、高齢者、母子家庭等の福祉の問題
窓　口	市町村福祉担当課

5 障がい者虐待についての相談、通報は

＜市町村障がい者虐待防止センター 一覧表＞

対応時間区分の「平日」は、月～金曜日の8：30～17：15です。
「夜間等」は、「平日」以外の時間を示し、宿直職員が対応します。（白馬村、中野市を除く。）

圏域	市町村名	対応時間区分	担当課・係	所在地	電　話	ＦＡＸ
佐久	小諸市	平　日	福祉課 福祉係	小諸市相生町3-3-3	0267-22-1700	0267-22-1966
		夜間等				
	佐久市	平　日	・福祉課　療育支援係 ・臼田支所　高齢者児童福祉係 ・浅科支所　高齢者児童福祉係 ・望月支所　高齢者児童福祉係	佐久市中込3056 佐久市臼田89-3 佐久市甲1359-3 佐久市望月263	0267-62-3147 0267-82-3111 0267-58-2001 0267-53-3111	0267-62-2172 0267-82-3116 0267-58-2897 0267-53-3115
		夜間等	佐久市役所	佐久市中込3056	0267-62-2111	0267-62-2172
	小海町	平　日	町民課 社会福祉係	小海町大字豊里57-1	0267-92-2525	0267-92-4335
		夜間等				
	佐久穂町	平　日	健康福祉課 福祉係	佐久穂町大字高野町569	0267-86-2528	0267-86-2633
		夜間等			0267-86-2525	
	川上村	平　日	保健福祉課 福祉係	川上村大字原312	0267-97-3600	0267-97-3515
		夜間等	川上村役場	川上村大字大深山525	0267-97-2121	0267-97-2125
	南牧村	平　日	住民課 福祉係	南牧村大字海ノ口1051	0267-96-2211	0267-96-2158
		夜間等				
	南相木村	平　日	住民課 福祉係	南相木村3498-1	0267-78-1050	0267-78-1051
		夜間等	南相木村役場	南相木村3525-1	0267-78-2121	0267-78-2139
	北相木村	平　日	住民福祉課 厚生係	北相木村2744	0267-77-2111	0267-77-2879
		夜間等				
	軽井沢町	平　日	保健福祉課 福祉係	軽井沢町大字長倉4844-1	0267-44-3333	0267-44-1396
		夜間等	軽井沢町役場	軽井沢町大字長倉2381-1	0267-45-8111	0267-46-3165
	御代田町	平　日	保健福祉課 福祉係	御代田町大字馬瀬口1794-6	0267-32-6522	0267-31-2511
		夜間等			0267-32-3111	0267-31-2511
	立科町	平　日	町民課 保健福祉係	立科町大字芦田2532	0267-56-2311	0267-56-2310
		夜間等				
上小	上田市	平　日	・障がい者支援課障がい者支援担当 ・丸子地域自治センター市民サービス課福祉担当 ・真田地域自治センター市民サービス課福祉担当 ・武石地域自治センター市民サービス課福祉担当	上田市大手1-11-16 上田市上丸子1612 上田市真田町長7178-1 上田市下武石742	0268-23-5158 0268-42-1118 0268-72-2203 0268-85-2068	0268-24-9423 0268-42-1121 0268-72-4140 0268-85-2313
		月～土 9:00～ 18:00	【障がい者虐待通報・届出窓口】 上小圏域障害者総合支援センター （基幹相談支援センター）	上田市中央3-5-1 （上田市ふれあい福祉センター２階）	0268-28-5522	0268-28-5520
		夜間等	上田市役所	上田市大手1-11-16	0268-22-4100	－

＜市町村障がい者虐待防止センター 一覧表＞

対応時間区分の「平日」は、月～金曜日の8：30～17：15です。
「夜間等」は、「平日」以外の時間を示し、宿直職員が対応します。（白馬村、中野市を除く。）

圏域	市町村名	対応時間区分	担当課・係	所在地	電　話	ＦＡＸ
上小	東御市	平　日	福祉課 共生社会推進係	東御市鞍掛197	0268-64-8888	0268-64-8880
		月～土	【障がい者虐待通報・届出窓口】 上小圏域障害者総合支援センター （基幹相談支援ｾﾝﾀｰ）	上田市中央3-5-1 （上田市ふれあい福祉センター２階）	0268-28-5522	0268-28-5520
		夜間等	東御市役所	東御市県281－2	0268-62-1111	－
	長和町	平　日	長和町障がい者虐待防止センター 〈保健福祉課 福祉係〉	長和町古町4247-1	0268-75-2045	0268-68-4011
		月～土	【障がい者虐待通報・届出窓口】 上小圏域障害者総合支援センター （基幹相談支援センター）	上田市中央3-5-1 （上田市ふれあい福祉センター２階）	0268-28-5522	0268-28-5520
		夜間等	長和町役場	長和町古町4247-1	0268-68-3111	0268-68-4011
	青木村	平　日	住民福祉課 住民福祉係	青木村大字田沢111	0268-49-0111	0268-49-3670
		月～土	【障がい者虐待通報・届出窓口】 上小圏域障害者総合支援センター （基幹相談支援センター）	上田市中央3-5-1 （上田市ふれあい福祉センター２階）	0268-28-5522	0268-28-5520
		夜間等	住民福祉課 住民福祉係	青木村大字田沢111	0268-49-0111	0268-49-3670
諏訪	岡谷市	平　日 夜間等	社会福祉課 障がい福祉担当	岡谷市幸町8-1	0266-23-4811	0266-22-8492
	諏訪市	平　日 夜間等	障害者虐待防止センター （社会福祉課障がい福祉係）	諏訪市高島1-22-30	0266-75-8152	0266-53-6073
	茅野市	平　日	・社会福祉課 障害福祉係 ・東部保健福祉サービスセンター ・西部保健福祉サービスセンター ・中部保健福祉サービスセンター ・北部保健福祉サービスセンター	茅野市塚原2-6-1 茅野市玉川4300 茅野市宮川3975 茅野市塚原2-5-45 茅野市北山4808-1	0266-72-2101 0266-82-0026 0266-82-0073 0266-82-0107 0266-77-3000	0266-73-0391 0266-82-0027 0266-82-0074 0266-82-0108 0266-77-3001
		夜間等	・東部保健福祉サービスセンター ・西部保健福祉サービスセンター ・中部保健福祉サービスセンター ・北部保健福祉サービスセンター	茅野市玉川4300 茅野市宮川3975 茅野市塚原2-5-45 茅野市北山4808-1	0266-82-0026 0266-82-0073 0266-82-0107 0266-77-3000	0266-82-0027 0266-82-0074 0266-82-0108 0266-77-3001
	下諏訪町	平　日 夜間等	保健福祉課 福祉係	下諏訪町4613-8	0266-27-1111	0266-28-1070
	富士見町	平　日	住民福祉課 社会福祉係	富士見町落合10777	0266-62-9144	0266-62-5228
		夜間等	富士見町役場		0266-62-2250	－
	原　村	平　日	保健福祉課 福祉係	原村6649-3	0266-79-7092	0266-79-7093
		夜間等	原村役場	原村6549-1	0266-79-2111	
上伊那	伊那市	平　日 夜間等	伊那市障害者虐待防止センター （福祉相談課 相談支援係）	伊那市山寺298-1 （福祉まちづくりセンター１階）	0265-78-4111	0265-78-5101

＜市町村障がい者虐待防止センター 一覧表＞

対応時間区分の「平日」は、月～金曜日の8：30～17：15です。
「夜間等」は、「平日」以外の時間を示し、宿直職員が対応します。（白馬村、中野市を除く。）

圏域	市町村名	対応時間区分	担当課・係	所在地	電　話	ＦＡＸ
上伊那	駒ヶ根市	平　日	駒ヶ根市障がい者虐待防止センター（福祉課 障がい福祉係）	駒ヶ根市赤須町20-1	0265-83-2111	0265-83-8590
		夜間等				
	辰野町	平　日	保健福祉課 障がい福祉係	辰野町中央1	0266-41-1111	0266-43-3307
		夜間等				
	箕輪町	平　日	福祉課 障がい者福祉係	箕輪町大字中箕輪10298	0265-79-3111	0265-70-6699
		夜間等				
	飯島町	平　日	健康福祉課 地域福祉係	飯島町飯島2537	0265-86-3111	0265-86-2225
		夜間等				
	南箕輪村	平　日	健康福祉課 福祉係	南箕輪村4825-1	0265-72-2105	0265-73-9799
		夜間等	南箕輪村役場		0265-72-2104	
	中川村	平　日	保健福祉課 社会福祉係	中川村大草4045-1	0265-88-3019	0265-88-3890
		夜間等	中川村役場			
	宮田村	平　日	福祉課 福祉係	宮田村7027-1（老人福祉センター内）	0265-85-4128	0265-85-5701
		夜間等	宮田村役場	宮田村98	0265-85-3181	0256-85-4725
飯伊	飯田市	平　日	福祉課 障がい福祉係	飯田市大久保町2534	0265-22-4511	0265-22-8133
		夜間等				
	松川町	平　日	保健福祉課福祉係	松川町元大島3823	0265-36-7022	0265-36-5091
		夜間等	松川町役場		0265-36-3111	
	高森町	平　日	健康福祉課福祉係	高森町下市田2183-1	0265-35-9412	0265-35-6854
		夜間等	高森町役場		0265-35-3111	0265-35-8294
	阿南町	平　日	阿南町役場民生課 福祉係	阿南町東條58－１	0260-22-4051	0260-22-2576
		夜間等				
	阿智村	平　日	民生課 福祉係 阿智村地域包括支援センター	阿智村駒場483	0265-43-2220 0265-45-1140	0265-43-3940
		夜間等	阿智村地域包括支援センター		0265-45-1140	－
	平谷村	平　日	平谷村障がい者虐待防止センター（住民課）	平谷村354	0265-48-2211	0265-48-2212
		夜間等				
	根羽村	平　日	住民課 福祉係	根羽村2131-1	0265-49-2111	0265-49-2277
		夜間等				
	下條村	平　日	福祉課 福祉係	下條村陽皐1	0260-27-1231	0260-27-1228
		夜間等	下條村役場	下條村睦沢8801-1	0260-27-2311	0260-27-3536
	売木村	平　日	住民課 住民係	売木村968-1	0260-28-2311	0260-28-2135
		夜間等				

＜市町村障がい者虐待防止センター 一覧表＞

対応時間区分の「平日」は、月～金曜日の8：30～17：15です。
「夜間等」は、「平日」以外の時間を示し、宿直職員が対応します。（白馬村、中野市を除く。）

圏域	市町村名	対応時間区分	担当課・係	所在地	電　話	ＦＡＸ
飯伊	天龍村	平　日	健康福祉課　福祉係	天龍村平岡878	0260-32-1021	0260-32-2525
		夜間等				
	泰阜村	平　日	住民福祉課 保険福祉係	泰阜村3236-1	0260-26-2111	0260-26-2553
		夜間等				
	喬木村	平　日	保健福祉課 福祉係	喬木村6664	0265-33-5123	0265-33-3679
		夜間等	喬木村役場		0265-33-2001	
	豊丘村	平　日	健康福祉課 福祉係	豊丘村神稲3120	0265-35-9060	0265-35-5115
		夜間等	豊丘村役場		0265-35-3311	
	大鹿村	平　日	保健福祉課 福祉係	大鹿村大字大河原354	0265-39-2001	0265-39-2788
		夜間等	大鹿村役場			
木曽	上松町	平　日	住民福祉課 福祉係	上松町大字上松159-4	0264-52-5550	0264-52-2150
		夜間等	上松町役場		0264-52-2001	
	南木曽町	平　日	住民課 福祉係	南木曽町読書3668-1	0264-57-2001	0264-57-2270
		夜間等				
	木曽町	平　日	保健福祉課 福祉係	木曽町福島2326-6	0264-22-4035	0264-24-2789
		夜間等	木曽町役場	木曽町福島2326-6	0264-22-3000	0264-24-3600
	木祖村	平　日	住民福祉課 福祉係	木祖村大字薮原1191-1	0264-36-2001	0264-36-3344
		夜間等				
	王滝村	平　日	福祉健康課 福祉係	王滝村2830-1	0264-48-3155	0264-48-2275
		夜間等	王滝村役場	王滝村3623	0264-48-2001	0264-48-2172
	大桑村	平　日	福祉健康課 福祉係	大桑村大字長野880-1	0264-55-3080	0264-55-4134
		夜間等				
松本	松本市	平　日	障がい福祉課 相談・支援担当 西部福祉課 福祉担当	松本市丸の内3-7 松本市波田4417-1	0263-34-3212 0263-92-3002	0263-36-9119 0263-92-7112
		夜間等	松本市役所	松本市丸の内3-7	0263-34-3000	－
	塩尻市	平　日	福祉支援課 障がい福祉係	塩尻市大門七番町3-3	0263-52-0280	0263-52-7732
		夜間等				
	安曇野市	平　日	障がい者支援課　支援給付担当	安曇野市豊科6000	0263-71-2083	0263-71-2328
		夜間等	安曇野市役所		0263-71-2000	0263-71-2166
	麻績村	平　日	住民課 福祉係	麻績村麻3837	0263-67-3001	0263-67-3094
		夜間等				
	生坂村	平　日	健康福祉課 福祉係	生坂村6043-1	0263-69-3500	0263-69-3505
		夜間等				

＜市町村障がい者虐待防止センター 一覧表＞

対応時間区分の「平日」は、月～金曜日の8：30～17：15です。
「夜間等」は、「平日」以外の時間を示し、宿直職員が対応します。（白馬村、中野市を除く。）

圏域	市町村名	対応時間区分	担当課・係	所在地	電　話	ＦＡＸ
松本	山形村	平　日	保健福祉課 福祉係	山形村4520-1	0263-97-2100	0263-97-2101
		夜間等	山形村役場	山形村2030-1	0263-98-3111	0263-98-3078
	朝日村	平　日	住民福祉課 福祉係	朝日村大字古見1555-1	0263-99-4102	0263-99-2745
		夜間等				
	筑北村	平　日	住民福祉課 保健福祉係	筑北村西条4195	0263-66-2111	0263-66-3370
		夜間等				
大北	大町市	平　日	民生部福祉課 福祉係	大町市大町3887	0261-22-0420	0261-22-4700
		夜間等				
	池田町	平　日	健康福祉課 ふくしの相談係	池田町大字池田2005-1	0261-61-5000	0261-62-9441
		夜間等	池田町役場		0261-62-3131	0261-62-9404
	松川村	平　日	福祉課 福祉係	松川村64-1 (保健センター内)	0261-62-3290	0261-62-1030
		夜間等	松川村役場	松川村76-5 (松川村役場)	0261-62-3111	0261-62-9405
	白馬村	平　日	白馬村障がい者虐待防止センター (健康福祉課 福祉介護係)	白馬村北城7025	0261-85-0713	0261-72-7001
		夜間等			080-9567-6535	
	小谷村	平　日	住民福祉課 福祉係	小谷村大字中小谷丙131	0261-82-2582	0261-82-2232
		夜間等	小谷村役場		0261-82-2001	
長野	長野市	平　日	障害福祉課 相談支援担当	長野市大字鶴賀緑町1613	026-224-8730	026-224-5093
			障害者権利擁護サポートセンター	長野市平林１丁目30-1 ながの地域相談支援センターベターデイズ内	026-262-1110	026-243-1717
		夜間等	長野市役所	長野市大字鶴賀緑町1613	026-226-4911	026-224-5093
	須坂市	平　日	須坂市障害者虐待防止センター (福祉課 障がい福祉係)	須坂市大字須坂1528-1	026-214-7019	026-248-7208
		夜間等	須坂市役所		026-245-1400	026-246-0750
	千曲市	平　日	福祉課 障がい者支援係	千曲市杭瀬下二丁目1番地	026-273-1111	026-273-8011
		夜間等	千曲市役所			
	坂城町	平　日	福祉健康課 福祉係	坂城町大字坂城10050	0268-82-3111	0268-82-3702
		夜間等	坂城町役場			0268-82-8307
	小布施町	平　日	健康福祉課 地域福祉係	小布施町大字小布施1491-2	026-214-9118	026-247-3113
		夜間等	小布施町役場		026-247-3111	
	高山村	平　日	健康福祉課 福祉係	高山村大字牧130-1	026-242-1201	026-242-1205
		夜間等	高山村役場	高山村大字高井4972	026-245-1100	026-248-0066
	信濃町	平　日	住民福祉課 福祉・介護保険係	信濃町大字柏原428-2	026-255-1179	026-255-6207
		夜間等				

＜市町村障がい者虐待防止センター 一覧表＞

対応時間区分の「平日」は、月～金曜日の8：30～17：15です。
「夜間等」は、「平日」以外の時間を示し、宿直職員が対応します。（白馬村、中野市を除く。）

圏域	市町村名	対応時間区分	担当課・係	所在地	電　話	ＦＡＸ
長野	飯綱町	平　日	保健福祉課 福祉係	飯綱町大字牟礼2795-1	026-253-4764	026-253-6887
		夜間等	飯綱町役場		026-253-2511	
	小川村	平　日	住民福祉課 社会福祉係 小川村地域包括支援センター	小川村大字高府8800-8 小川村大字高府8553	026-269-2323 026-269-2378	026-269-3578 026-269-2340
		夜間等	小川村役場	小川村大字高府8800-8	026-269-2323	026-269-3578
北信	中野市	平　日	福祉課 障がい福祉係	中野市三好町1-3-19	0269-22-2111	0269-22-3879
		夜間等				
	飯山市	平　日	保健福祉課 障がい福祉係	飯山市大字飯山1110-1	0269-67-0727	0269-62-3127
		夜間等				
	山ノ内町	平　日	健康福祉課 福祉係	山ノ内町大字平穏3352-1	0269-33-3116	0269-33-1109
		夜間等	山ノ内町役場		0269-33-3111	
	木島平村	平　日	民生課 健康福祉係	木島平村大字往郷914-6	0269-82-3111	0269-82-4121
		夜間等	木島平村役場			
	野沢温泉村	平　日	野沢温泉村障がい者虐待防止センター〈民生課 福祉係〉	野沢温泉村大字豊郷9817	0269-85-3112	0269-85-4760
		夜間等				
	栄　村	平　日	民生課 健康支援係	栄村大字北信3433	0269-87-3020	0269-87-3308
		夜間等	栄村役場		0269-87-3111	0269-87-3083
長野県		平　日	障がい者支援課 （障がい者虐待防止推進員配置）	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7107	026-234-2369
		夜間等			市町村からの相談対応	
（県の現地機関）保健福祉事務所	佐　久	平　日	福祉課 福祉第二係	佐久市跡部65-1 (佐久合同庁舎内)	0267-63-3143	0267-63-3110
	上　田		福祉課 福祉係	上田市材木町1-2-6 (上田合同庁舎内)	0268-25-7123	0268-23-1973
	諏　訪		福祉課 福祉係	諏訪市上川1-1644-10 (諏訪合同庁舎内)	0266-57-2911	0266-57-2963
	上伊那		福祉課 福祉第一係	伊那市荒井3497 (伊那合同庁舎内)	0265-76-6811	0265-76-6513
	飯　田		福祉課 福祉第二係	飯田市追手町2-678 (飯田合同庁舎内)	0265-53-0412	0265-53-0474
	木　曽		福祉課 福祉係	木曽郡木曽町福島2757-1 (木曽合同庁舎内)	0264-25-2219	0264-24-2350
	松　本		福祉課 福祉係	松本市大字島立1020 (松本合同庁舎内)	0263-40-1913	0263-40-1803
	大　町		福祉課 福祉係	大町市大町1058-2 (大町合同庁舎内)	0261-23-6508	0261-23-6509
	長　野		福祉課 福祉第二係	長野市中御所岡田98-1	026-225-9057	026-223-7669
	北　信		福祉課 福祉係	飯山市大字静間1340-1	0269-62-3943	0269-63-2934

６　障がいを理由とする差別に関する相談窓口一覧

圏域	市町村名	名　称	所在地	電　話 ＦＡＸ	メールアドレス
佐久	小諸市	福祉課	小諸市相生町3-3-3	0267-22-1700 0267-22-1966	fukushi@city.komoro.nagano.jp
	佐久市	福祉課	佐久市中込3056	0267-62-2111 0267-62-2172	fukushi@city.saku.nagano.jp
	小海町	町民課	小海町大字豊里57-1	0267-92-2525 0267-92-4335	shakaifukushi@koumi-town.jp
	佐久穂町	健康福祉課	佐久穂町大字高野町569	0267-86-2525 0267-86-2633	hukushi@town.sakuho.lg.jp
	川上村	保健福祉課	川上村大字原312	0267-97-3600 0267-97-3515	fukushi@vill.kawakami.nagano.jp
	南牧村	住民課	南牧村大字海ノ口1051	0267-96-2211 0267-96-2158	fukushi@vill.minamimaki.nagano.jp
	南相木村	住民課	南相木村3498-1	0267-78-1050 0267-78-1051	jyuumin@vill.minamiaiki.lg.jp
	北相木村	住民福祉課	北相木村2744	0267-77-2111 0267-77-2879	jyuuminhukusi@vill.kitaaiki.lg.jp
	軽井沢町	保健福祉課 福祉係	軽井沢町大字長倉4844-1	0267-44-3333 0267-44-1396	fukushi@town.karuizawa.nagano.jp
	御代田町	保健福祉課	御代田町大字馬瀬口1794-6	0267-32-6522 0267-31-2511	hukusi@town.miyota.nagano.jp
	立科町	町民課	立科町大字芦田2532	0267-56-2311 0267-56-2310	t-hoken@town.tateshina.lg.jp
上小	上田市	障がい者支援課	上田市大手1-11-16	0268-22-4100 0268-24-9423	shogaisien@city.ueda.lg.jp
		丸子 市民サービス課	上田市上丸子1612	0268-42-3110 0268-42-1121	shogaisien@city.ueda.lg.jp
		真田 市民サービス課	上田市真田町長7178-1	0268-72-2200 0268-72-4140	shogaisien@city.ueda.lg.jp
		武石 市民サービス課	上田市下武石742	0268-85-2311 0268-85-2313	shogaisien@city.ueda.lg.jp
	東御市	福祉課	東御市鞍掛197	0268-64-8884 0268-64-8880	engo@city.tomi.nagano.jp
	長和町	保健福祉課	長和町古町4247－１	0268-75-2045 0268-68-4011	fukushi@town.nagawa.nagano.jp
	青木村	住民福祉課	青木村大字田沢111	0268-49-0111 0268-49-3670	hukusi@vill.aoki.lg.jp

圏域	市町村名	名　称	所在地	電　話 ＦＡＸ	メールアドレス
諏訪	岡谷市	社会福祉課	岡谷市幸町8-1	0266-23-4811 0266-22-8492	fukusi@city.okaya.lg.jp
	諏訪市	社会福祉課	諏訪市高島1-22-30	0266-52-4141 0266-53-6073	shogai@city.suwa.lg.jp
	茅野市	社会福祉課	茅野市塚原2-6-1	0266-72-2101 0266-73-0391	shakaifukushi@city.chino.lg.jp
	下諏訪町	保健福祉課	下諏訪町4613-8	0266-27-1111 0266-27-1676	fukushi@town.shimosuwa.lg.jp
	富士見町	住民福祉課	富士見町落合10777	0266-62-9144 0266-62-5228	syakaifukusi@town.fujimi.lg.jp
	原　村	保健福祉課	原村6649-3 (地域福祉センター内)	0266-79-7092 0266-79-7093	fukushi@vill.hara.lg.jp
上伊那	伊那市	福祉相談課	伊那市山寺298-1 （福祉まちづくりセンター １階）	0265-78-4111 0265-78-5101	syogai@city.ina.lg.jp
	駒ヶ根市	福祉課	駒ヶ根市赤須町20-1	0265-83-2111 0265-83-8590	shogai-fu@city.komagane.lg.jp
	辰野町	保健福祉課 障がい福祉係	辰野町中央１	0266-41-1111 0266-43-3307	syougai@town.tatsuno.lg.jp
	箕輪町	福祉課 障がい者福祉係	箕輪町大字中箕輪10298	0265-79-3111 0265-79-0230	fukushi＠town.minowa.lg.jp
	飯島町	健康福祉課	飯島町飯島2537	0265-86-3111 0265-86-2225	chi-fuku@town.iijima.lg.jp
	南箕輪村	福祉課　福祉係	南箕輪村4825-1	0265-72-2105 0265-73-9799	fukushisoudan-c @vill.minamiminowa.lg.jp
	中川村	保健福祉課	中川村大草4045-1	0265-88-3019 0265-88-3890	wel-chiiki@vill.nagano -nakagawa.lg.jp
	宮田村	福祉課	宮田村7027-1	0265-85-4128 0265-85-5701	hoken@vill.miyada.lg.jp
飯伊	飯田市	福祉課 障がい福祉係	飯田市大久保町2534	0265-22-4511 0265-22-8133	fukushishougai@city.iida.lg.jp
	松川町	保健福祉課 福祉係	松川町元大島3823	0265-36-7022 0265-36-5091	hohuku@town.matsukawa.lg.jp
	高森町	健康福祉課	高森町下市田2183-1	0265-35-9412 0265-35-6854	kenkou@town .nagano-takamori.lg.jp
	阿南町	民生課	阿南町東條58-1	0260-22-4051 0260-22-2576	minsei@town.anan.nagano.jp

圏域	市町村名	名　称	所在地	電　話 ＦＡＸ	メールアドレス
飯伊	阿智村	民生課	阿智村駒場483	0265-43-2220 0265-43-3743	fukushi@vill.achi.lg.jp
	平谷村	住民課	平谷村354	0265-48-2211 0265-48-2212	juumin@vill.hiraya.lg.jp
	根羽村	住民課	根羽村2131-1	0265-49-2111 0265-49-2277	juumin4102@nebamura.jp
	下條村	福祉課	下條村陽皐１	0260-27-1231 0260-27-1228	fukushi@vill.shimojo.lg.jp
	売木村	住民課 障がい者福祉係	売木村968-1	0260-28-2311 0260-28-2135	jumin@urugi.jp
	天龍村	健康福祉課 福祉係	天龍村平岡878	0260-32-1021 0260-32-2525	jumin@vill-tenryu.jp
	泰阜村	住民福祉課 保険福祉係	泰阜村3236-1	0260-26-2111 0260-26-2553	fukushi@vill.yasuoka.lg.jp
	喬木村	保健福祉課	喬木村6664	0265-33-5123 0265-33-3679	fukushi01@vill.takagi.lg.jp
	豊丘村	健康福祉課 福祉係	豊丘村大字神稲3120	0265-35-9060 0265-35-5115	fukushi@vill.nagano -toyooka.lg.jp
	大鹿村	保健福祉課	大鹿村大字大河原354	0265-39-2001 0265-39-2788	fukusi@vill.ooshika.lg.jp
木曽	上松町	住民福祉課 福祉係	上松町大字上松159-4	0264-52-5550 0264-52-2150	fukusi@town.agematsu.nagano.jp
	南木曽町	住民課　福祉係	南木曽町読書3668-1	0264-57-2001 0264-57-2270	fukusi@town.nagiso.lg.jp
	木曽町	保健福祉課 福祉係	木曽町福島2326-6	0264-22-4035 0264-24-2789	fukusi@town.kiso.lg.jp
	木祖村	住民福祉課 福祉係	木祖村大字薮原1191-1	0264-36-2001 0264-36-3344	fukushi@kisomura.com
	王滝村	福祉健康課	王滝村2830-1 （保健福祉センター内）	0264-48-3155 0264-48-2275	fukushi@vill.nagano-otaki.lg.jp
	大桑村	福祉健康課 福祉係	大桑村大字長野880-1	0264-55-3080 0264-55-4134	fukusi@vill.okuwa.lg.jp
松本	松本市	障がい福祉課	松本市丸の内3-7	0263-34-3212 0263-36-9119	s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp
	塩尻市	福祉課 障がい福祉係	塩尻市大門7-3-3	0263-52-0280 0263-52-7732	shogaifukushi @city.shiojiri.lg.jp

圏域	市町村名	名　称	所在地	電　話 ＦＡＸ	メールアドレス
松本	安曇野市	障がい者支援課	安曇野市豊科6000	0263-71-2083 0263-71-2328	sha-shougai @city.azumino.nagano.jp
	麻績村	住民課	麻績村麻3837	0263-67-3001 0263-67-3094	omijumin@vill.omi.nagano.jp
	生坂村	健康福祉課	生坂村6043-1	0263-69-3500 0263-69-3505	kenkokanri @vill.ikusaka.nagano.jp
	山形村	保健福祉課	山形村4520-1 （保健福祉センター内）	0263-97-2100 0263-97-2101	fukushi@vill.yamagata.nagano.jp
	朝日村	住民福祉課	朝日村大字古見1555-1	0263-99-4102 0263-99-2745	j-fukushi@vill.nagano-asahi.lg.jp
	筑北村	住民福祉課	筑北村西条4195	0263-66-2111 0263-66-3370	fukshi@vill.chikuhoku.lg.jp
大北	大町市	福祉課	大町市大町3887	0261-22-0420 0261-22-4700	hukushi@city.omachi.nagano.jp
	池田町	健康福祉課／ふくしの相談係	池田町大字池田2005-1 （池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」内）	0261-61-5000 0261-62-9441	soudan@town.nagano-ikeda.lg.jp
	松川村	福祉課	松川村64-1 （松川村保健センター内）	0261-62-3290 0261-62-1030	fukushi@vill.matsukawa.lg.jp
	白馬村	健康福祉課	白馬村大字北城7025	0261-85-0713 0261-72-7001	hukushi@vill.hakuba.lg.jp
	小谷村	住民福祉課 福祉係	小谷村大字中小谷丙131	0261-82-2001 0261-82-2232	s-hukushi@vill.otari.lg.jp
長野	長野市	障害者権利擁護サポートセンター	長野市平林１丁目30-1 （ながの地域相談支援センターベターデイズ内）	026-262-1110 026-243-1717	betterdays-kenri@moritoki.jp
	須坂市	福祉課 障がい福祉係	須坂市大字須坂1528-1	026-214-7019 026-248-7208	s-fukushi@city.suzaka.lg.jp
	千曲市	福祉課	千曲市杭瀬下２丁目１番地	026-273-1111 026-273-8011	s-fukushi@city.chikuma.lg.jp
	坂城町	福祉健康課	坂城町大字坂城10050	0268-82-3111 0268-82-3702	hukusi@town.sakaki.lg.jp
	小布施町	健康福祉課 地域福祉係	小布施町大字小布施1491-2	026-214-9118 026-247-3113	chifuku@town.obuse.lg.jp
	高山村	健康福祉課	高山村大字牧130-1	026-242-1201 026-242-1205	kenko@vill.takayama.lg.jp
	信濃町	住民福祉課 福祉・介護保険係	信濃町大字柏原428-2	026-255-1179 026-255-6207	fukusi@town.shinano.lg.jp

圏域	市町村名	名　称	所在地	電　話 ＦＡＸ	メールアドレス
長野	飯綱町	保健福祉課 福祉係	飯綱町大字牟礼2795-1	026-253-4764 026-253-6887	fukushi@town.iizuna.nagano.jp
	小川村	住民福祉課	小川村大字高府8800-8	026-269-2323 026-269-3578	fukushi@vill.nagano-ogawa.lg.jp
北信	中野市	福祉課 障がい福祉係	中野市三好町1-3-19	0269-22-2111 0269-22-3879	shogaif@city.nakano.nagano.jp
	飯山市	保健福祉課 障がい福祉係	飯山市大字飯山1110-1	0269-67-0727 0269-62-3127	hoken@city.iiyama.nagano.jp
	山ノ内町	健康福祉課 福祉係	山ノ内町大字平穏3352-1	0269-33-3116 0269-33-1109	fukushi@town.yamanouchi.lg.jp
	木島平村	民生課 健康福祉係	木島平村大字往郷914-6	0269-82-3111 0269-82-4121	kenfuku@vill.kijimadaira.lg.jp
	野沢温泉村	民生課　福祉係	野沢温泉村大字豊郷9817	0269-85-3112 0269-85-4760	fukushi @vill.nozawaonsen.nagano.jp
	栄　村	民生課	栄村大字北信3433	0269-87-3020 0269-87-3308	fukushi@vill.sakae.nagano.jp
長野県		障がい者支援課	長野市大字南長野字幅下692-2 (共生社会づくり推進員配置)	026-235-7101 026-234-2369	fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp
保健福祉事務所（県の現地機関）	佐　久	保健福祉事務所 福祉課	佐久市大字跡部65-1 (佐久合同庁舎内)	0267-63-3143 0267-63-3110	sakuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	上　田	保健福祉事務所 福祉課	上田市材木町1-2-6 (上田合同庁舎内)	0268-25-7123 0268-23-1973	uedaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	諏　訪	保健福祉事務所 福祉課	諏訪市上川1-1644-10 (諏訪合同庁舎内)	0266-57-2911 0266-57-2963	suwaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	伊　那	保健福祉事務所 福祉課	伊那市大字荒井3497 (伊那合同庁舎内)	0265-76-6811 0265-76-6513	inaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	飯　田	保健福祉事務所 福祉課	飯田市追手町2-678 (飯田合同庁舎内)	0265-53-0412 0265-53-0474	iidaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	木　曽	保健福祉事務所 福祉課	木曽郡木曽町福島2757-1 (木曽合同庁舎内)	0264-25-2219 0264-24-2350	kisoho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	松　本	保健福祉事務所 福祉課	松本市大字島立1020 (松本合同庁舎内)	0263-40-1913 0263-40-1803	matsuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	大　町	保健福祉事務所 福祉課	大町市大町1058-2 (大町合同庁舎内)	0261-23-6508 0261-23-6509	omachiho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	長　野	保健福祉事務所 福祉課	長野市大字中御所岡田98-1	026-225-9057 026-223-7669	nagaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	北　信	保健福祉事務所 福祉課	飯山市大字静間1340-1	0269-62-3943 0269-63-2934	hokuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp

20　主な障がい者関係団体

名　　称	職　名	代表者	〒	所在地	電　話
			メール・アドレス		FAX
社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	会　長	三木　正夫	380-0936	長野市中御所岡田 98-1 県保健事務所内	026-228-4244
			soumu@nsyakyo.or.jp		026-228-0130
社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会	理事長	小林　和夫	380-0936	〃	026-228-0317
			info@nagasin.sakura.ne.jp		―
長野県手をつなぐ 育成会	会　長	中村　　彰	380-0936	〃	026-227-6811
			kokoro@ikuseikai-nagano.jp		―
特定非営利活動法人長野県精神保健福祉会連合会	理事長	草間　　博	380-0936	〃	026-225-6400
			naganokaren@bz04.plala.or.jp		026-225-6422
一般社団法人長野県知的障がい福祉協会	会　長	小松　敏幸	380-0936	〃	026-225-0704
			info@na-chifuku.net		―
社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会	理事長	青木　勝久	390-0802	松本市旭 2-11-39	0263-32-5632
			naganoken-bwa@flute.ocn.ne.jp		―
社会福祉法人長野県聴覚障害者協会	理事長	松原　　武	381-0008	長野市下駒沢 586	026-295-3612
			info@33nagano.com		026-295-3610
社会福祉法人長野県身体障害者施設協議会	会　長	佐藤　正雄	384-0055	小諸市大字柏木１３２８ やまびこ園内	0267-23-9515
			komoroaoba@yamabiko.or.jp		―
特定非営利活動法人信州難聴者協会	理事長	宮崎　　進	386-0701	小県郡長和町和田 5672-145	―
			info@shinshu-nancho.com		050-3730-7641
長野県信鈴会	会　長	手塚　清三	399-8204	安曇野市豊科高家 5817-１	0263-72-0053
			naganoshinreikai@gmail.com		0263-72-0053
日本筋ジストロフィー協会長野県支部	支部長	牧島　千広	386-1102	上田市上田原 1205-8	0268-22-6152
			―		―
障害者の生活と権利を守る長野県連絡協議会	代　表	松丸　道男	380-0838	長野市南長野県町 593 長野県高校教育会館	026-232-8860
			suishin2007@yahoo.co.jp		026-232-8860
公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会	理事長	奥原　明男	381-0008	長野市下駒沢５８６長野県障がい者福祉ｾﾝﾀｰ内	026-295-3661

			info@nsad.or.jp		026-295-3662
長野県ピアサポートネットワーク	代　表	大堀　尚美	380-0838	長野市県町460-2長教ビル２F	026-219-2780
			nagano.peer-support@kind.ocn.ne.jp		026-219-2740
社会福祉法人信濃医療福祉センター	理事長	朝貝 芳美	393-0093	長野県諏訪郡下諏訪町社字花田6525－1	0266-27-8414
			soumu@shinano-iryo.or.jp		0266-27-7936
社会福祉法人信濃整肢療護園　稲荷山医療福祉ｾﾝﾀｰ	理事長	大田　安男	387-0022	長野県千曲市大字野高場1835-9	026-272-1435
			inasenta@sage.ocn.ne.jp		026-273-5119
長野県難病患者連絡協議会	会長	田幸　康宏	382-0912	須坂市大字小山1233-4	026-245-2055
			fwhd1586@nifty.com		026-245-2055
（公社）日本てんかん協会（波の会）長野県支部	事務局	塚田　友子	399-8303	安曇野市穂高6370	080-6935-8643
			―		0263-82-5110